

平成29年 9 月 1 日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第14号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5 同意第15号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 同意第16号	教育委員会委員の任命について
日程第7 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 議案第33号	財産の減額譲渡について
日程第9 議案第34号	財産を支払手段として使用することについて
日程第10 議案第35号	弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について
日程第11 議案第36号	弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
日程第12 議案第37号	平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第38号	平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第39号	平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第40号	平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16 認定第1号	平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第2号	平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第3号	平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第4号	平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第5号	平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第6号	平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第22 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 発議第2号 決算特別委員会の設置について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成29年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月27日までの27日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの27日間と決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成28年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第16号 教育委員会委員の任命について

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、同意第14号から日程第7、諮問第1号まで、以上4件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成29年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意3件、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第14号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が平成29年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第15号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、佐藤孝氏が平成29年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市加稲二丁目16番地、佐藤孝氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第16号教育委員会委員の任命につきましては、鈴木由美氏が平成29年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市東中地二丁目107番地、鈴木由美氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤靖男氏が平成29年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市東中地一丁目64番地74、西川邦夫氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第14号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

同意第14号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第15号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

同意第15号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第16号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第16号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

同意第16号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第16号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第1号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

諮問第1号を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 財産の減額譲渡について

日程第9 議案第34号 財産を支払手段として使用することについて

○議長（武田正樹君） 次に日程第8、議案第33号及び日程第9、議案第34号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案はその他議案2件でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第33号財産の減額譲渡について及び議案第34号財産を支払手段として使用することについては、新庁舎建設事業用地取得に伴い必要があるものでございます。

以上が、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案は総務部長に説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案第33号財産の減額譲渡について、新庁舎建設事業用地取得に伴い、財産を減額して譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 譲渡する土地として、弥富市鯛浦町南前新田116番5、雑種地230.54平方メートル、同じく南前新田117番2、雑種地344.79平方メートル、同じく南前新田118番5、雑種地227.97平方メートル。2. 譲渡価格として5,807万8,590円。3. 譲渡の相手方、弥富市前ヶ須町東勘助254番地、一柳君江氏とするものであります。

次に、議案第34号財産を支払手段として使用することについて、新庁舎建設事業用地取得に伴い、財産を支払い手段として使用することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 目的として、代替地として譲渡する市有地内に存する地中埋設物の撤去費用を金銭にかえて支払うためであります。2. 支払いの手段として使用する財産として、財産の種類、土地、所在、弥富市鯛浦町南前新田118番6、地目、雑種地、面積97.85平方メートル。3. この財産をもって支払う債務として885万6,000円。4. 相手方として、弥富市前ヶ須町東勘助254番地、一柳君江氏とするものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより、議案第33号の質疑に入ります。

先ほどの全員協議会で御協議していただきましたので、まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） 14番 佐藤高清でございます。

議案第33号財産の減額譲渡について、質問させていただきます。

この件につきましては、これまで私も確認をする中、また説明をしていただいたわけですが、なぜこの場所の代替地でなければいけないのか。代替地は弥富市鯛浦町南前新田116番5、また南前新田117番2、また南前新田118番5、この3筆であるわけですが、この代替地に至った理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。



○副市長（大木博雄君） 実は、地権者の方は、今回買収させていただく土地で海南病院の近くを調剤薬局さんに駐車場としてお貸しをしておみえです。買収後においても、現在の調剤薬局さんに御迷惑がかからないように、現在地の付近で引き続き貸し駐車場として利用できる土地を確保したいと強く希望をされておりました。

そうした中、弥富市としましては、ほかに民有地を代替地として提示をさせていただいたこともございましたけれども、今よりも遠くなってしまうということで、御了解をいただかず、最終的には産業会館南側の職員駐車場を代替地とさせていただきました。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 地主さんは、現在、調剤薬局の職員駐車場として貸してみえるわけであります。これに対して、御迷惑がかかってはいかんということで、土地を求められているということであります。

であるならば、桜小学校の北側にある職員駐車場を代替地とすることを検討すべきではないか、このあたりを説明いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 桜小学校の北側の駐車場につきましては、代替地として検討、そして提示をさせていただいたこともございました。

しかし、桜小学校北側の駐車場につきましては、現在仮庁舎となっております図書館棟に最も近い場所でございます。新庁舎建設工事の期間中は、来庁者の方の駐車場としての利用を予定しております。

また、新庁舎の完成後におきましても、職員駐車場や繁忙時の来庁者駐車場としての利用を予定してございまして、このことから桜小学校北の職員駐車場は代替地とはさせていただくことはありませんでした。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 桜小学校の北側にある職員駐車場は、庁舎の建設工事中に駐車場として、期間中駐車場として使いたいという説明であります。

最初からこういう説明であるわけであります。やむを得ないかなと今、確認するところがありますので、この代替地に至った経緯を確認させていただきました。以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 議案第33号について、議案質疑をいたします。

本年3月27日に提出されました弥富市新庁舎建設事業及び立体駐車場整備事業の事業認定申請書に対しまして、8月15日に愛知県より事業認定をいただき、庁舎建設にて第一歩を踏み出したところであります。

平成25年6月議会の補正予算で計上されました庁舎建設事業のうち、隣地土地購入費の一部と物件移転補償費に対して住民監査請求が提出されましたが、却下されました。その結果を不服として、同年の10月8日、名古屋地方裁判所に提訴されたわけですが、約3年半にわたり審議された結果、本年4月21日に市側の主張が全面的に認められた判決が名古屋高等裁判所にて下されました。この間、約4年間にわたり庁舎建設が停滞し、市民の皆様には御心配やら御迷惑をおかけいたしましたことを大変申しわけなく思っております。

本日、上程されました議案第33号は、新庁舎建設に当たり、非常に重要な議案であります。我々議員もしっかりと質疑し、議案の内容を精査し、議員一人一人の責任において採決に臨まなければならないと思っております。

それでは、議案第33号について質問いたします。

議案第33号は、訴訟の対象となった隣地土地購入後、産業会館敷地内南側の土地803.3平方メートルを減額して譲渡する議案ですが、庁舎北側の買収地と産業会館敷地内南側で同面積を減額して譲渡する土地の価格差はどれぐらいになるのか、まず伺います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 昨年の10月に不動産鑑定評価の価格では、庁舎北側の買収地は1平方メートル当たり7万2,300円、産業会館敷地南側の代替地は1平方メートル当たり9万500円でございます、平方メートル当たり1万8,200円の差があります。

面積は803.3平方メートルでありますので、これに掛け算をいたしますと、価格差は1,462万60円となります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の説明によりますと、交換地だけで比較すると約1,462万円減額して譲渡するということになり、市の損失になるということですが、もう少し視野を広げて大局的に資産価値での比較をお願いしたいと思います。

隣地土地買収後の庁舎敷地と代替地を渡した後の産業会館敷地内の合計の資産価値は、現在と比べてどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 現在の市役所敷地は9,373平方メートルございます。これを鑑定ではなくて、固定資産評価額で試算をさせていただきますと、5億4,342万円ほどとなります。また、現在の産業会館の現況面積は4,641平方メートルで、固定資産評価額では約2億4,767万円となります。現在の資産の合計額は7億9,109万円ということになります。

それに対して買収後及び減額譲渡後につきましては、庁舎面積は現在の市役所敷地に買収地803.3平方メートル加えた1万176平方メートルで比較面積とさせていただいて、その固定資産評価額は5億9,532万円となります。産業会館の面積は、減額譲渡をする面積803.3平方

メートルを減じた3,837平方メートルとなり、固定資産評価額は1億9,243万円ほどとなります。よって、減額譲渡後の合計額は7億8,775万円ほどとまざります。

したがって、現在の庁舎敷地及び産業会館敷地との合計額7億9,109万円、買収後及び減額譲渡後の庁舎敷地及び産業会館敷地の合計額は7億8,775万円となり、固定資産評価に基づく試算では334万円ほどの資産が減少したということになります。

これは固定資産評価でございますので、公示価格のおおむね70%でございますので、これを公示価格並みに修正、補正をするために0.7で割りますと、約477万円ほどの資産の減額であると試算することができます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 全体の比較ということが、今、資産価値としての比較ということになりますと、公示価格におきましては約477万円ほどの減少になるということで理解をしておきます。

これにて私の議案第33号についての質疑を終わります。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されております議案第33号財産の減額譲渡について反対討論を行います。

本件は、庁舎建設用地取得に当たって、対象地主の一人の方の用地を鑑定評価額では1.25倍となる土地を事実上、同じ面積で売り渡すための売買契約の一環として行われるものでございます。

通常、公共用地取得につきましては、本件のような土地収用法対象事業では売却額の5,000万円までは課税対象から控除されるなど、公共事業に御協力いただくということで地主の皆さん、持ち主の皆さんを保護する法律上の定めもございます。民間の売買に比べて、

売り主の利益を守る仕組みでございます。

それに対し、鑑定評価では9万500円のこの土地を減額して7万2,300円、いわゆる現在の鑑定額にして売り渡す場合には、1,462万円の市の損失になるという市民の方の批判もございます。市もこの間、さまざまな尽力をされてまいりましたが、この争いが庁舎建設を引き伸ばす原因ともなっております。

これを一つの教訓とし、今後の公共用地取得につきましては、可能な限り鑑定評価等の一致する方法をとられることを強く求めるものでございます。

私どもは、庁舎建設につきましては、かねてから申し上げてまいりましたように、人口減少社会に向かう折からも、また最近、庁舎新築を行われました犬山市が人口7万4,500人でございますが、1万平方メートルで大変立派な庁舎が建設されております。弥富市は人口4万4,300人でございますが、現計画は1万1,000平方メートル、余りにも大き過ぎる、身の丈に合ったものにしていただきたいかねがね主張してまいりましたが、市当局は工法等の工夫を行い、費用の減額を図るということは言っておりますが、基本計画は従来どおりに進められる方法でございます。

先ほども、入札方法での改善を行っていくとの表明がございましたが、いよいよ入札に入る最後の本会議となると思いますので、合理的な方法での最大限の事業費の縮小を行われることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行でございます。

ただいま質疑しました議案第33号については、住民監査請求から住民訴訟へと進展した一連の事案であります。一審では名古屋地方裁判所、二審では名古屋高等裁判所において3年半の長きにわたりしっかりと審議され、本年4月21日に市側の全面勝訴の判決を名古屋高等裁判所からいただき、8月15日には愛知県から新庁舎建設の事業認定をいただきました。そして、我々議員も先ほどの議案質疑において、しっかりと質疑をしたところであります。

今ここにきて議案に反対することは、新庁舎建設事業そのものを否定するものであり、これは弥富市民に対しての背信行為であると思います。市民にとってプラスになることは何一つありません。議案を速やかに可決し、一日も早く新庁舎を建設することが、弥富市民にとって、きらめく弥富を実現するための原点であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に

入ります。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり決しました。

次に、議案第34号の質疑に入ります。

まず、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） それでは次に、議案第34号について伺います。

代替地として渡す予定の産業会館の土地に基礎ぐいが残置されていることが判明をいたしました。当然、基礎ぐいを抜いてお渡ししなければなりません、その基礎ぐいを抜く費用を代替地の東側の隣地でお渡しをすると、いわゆる代物弁済を行う議案ですが、その理由をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 代替地に残置されておりましたくいや基礎の一部の撤去については、現在、所有者である弥富市が撤去を行い、買収させていただく土地と同様な状態にして地権者の方にお渡しすべきであると考えております。

くいなどが残置されていたことについて、地権者の方とも協議をさせていただきました結果、地権者の方は代替地を取得後は現在と同様に駐車場としての利用を継続してお考えであり、今すぐくいを抜く、撤去する必要はないことから、今回の代替地を売却する際に、将来的には必要となると思われる撤去費用を市がお支払いし、清算しておくことで地権者の方と合意を得ました。そして、その清算方法として金銭ではなく、代替地東側の土地を支払い手段として利用させていただくこととなりました。

この土地には産業会館の浄化槽等の污水排水管が埋設されておりまして、市としては現在、これからも必要な土地であります、污水排水管については、現状のまま無償で使用させていただき、将来的に土地利用の変更などにより支障となった場合には、地権者の方からの申し出により弥富市が撤去等を行うことで地権者の方と了解をいただいております。

また、この土地を単独で評価させていただいた場合、平和通線から40メートルほど奥まった位置にございまして、道路にも面していないということからその評価は大きく減額補正され、標準的な土地の3割程度になると見込まれております。これは、先ほどの議案第33号でお話をしました、いわゆる公示価格で477万円ほどの減額になるというお話をさせていただきましたが、この土地を撤去費用の支払い手段に使用する際の価格については、平和通線に面した代替地の不動産鑑定評価1平方メートル当たり9万500円で換算してお渡しをいたしますので、先ほどの33号での御質問に比べますと、ほぼ前と後では変わらないという評価に

なつてまいります。

また、地権者の方も駐車場経営を継続していく上では、くい等は支障にならないため、土地で清算することにより面積が増加し駐車台数がふえることから、市にとりましても、地権者の方にとりましてもメリットはあると考えております。こうしたことから、くい等の撤去費用を金銭ではなく、土地を支払い手段として使用させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 私が先ほど33号で質問いたしましたところ、実勢価格で477万円ほどの損失という返答でしたが、この隣地を渡すことによって、今、市側から答弁がございましたように、資産価値としてはほとんど変わらなくなるということでございます。

代替地に残置されている基礎ぐいを抜く費用相当分を東側に隣接する土地でお支払いをすることによって、地権者の方も代替地と一帯の土地の利用ができて資産価値は変わらない、そしてまた弥富市にとっても、代替地の東側の隣地をお渡しすることによって、産業会館敷地の今、不整形ですが不整形がなくなり、土地の評価額を下げることはなくなって、資産価値は最終的には現在とほとんど変わらないということになりまして、代替地の地権者の方にとっても、弥富市にとってもお互いに利のある結果が得られたことを確認いたしました。これにて、私の質疑を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

それでは、議案第34号財産を支払手段として使用することについて、私も質問させていただきます。

今回、代替地として譲渡する市有地に、海部南部水道企業団旧庁舎の基礎の一部や長さ5メートルほどのくい約108本残置されておるということでございます。先ほど、平野議員の質問の中で副市長が説明をされておるとのことですけれども、代替用地は地権者の方から買収させていただく土地と同様の状態として引き渡すべきであり、残置されている基礎ぐいなどは本来なら市の費用で取り除くべきであると考えておるとのことでございますが、現時点において、地権者の方は当面の間、貸し駐車場として利用を考えておられるため、くいを今すぐ取り除き、引き渡す必要はないわけで、いずれは取り除く状況になると思われまふ。

よつて、弥富市としては今すぐ費用をかけて取り除くかわりに、くいの撤去費用を金銭のかわりに代替地の東側に残る市の土地を支払いに充て、清算をするという説明でございました。

またこの土地の、これは以前の説明でございまして、この土地の下には産業会館の汚水排水菅がございまして。将来、公共下水道に接続するまでは今後必要であり、この汚水排水菅

については、現状のまま無償で市が使用することについて了承をいただき、地権者の方が先々、土地利用上、支障になったときには市の費用で撤去するとの内容を確認書で取り交わしたという、これは以前の全員協議会で説明がございました。

ここまでの内容に関してはおおむね理解をさせていただいたわけですが、今回私が質問をさせていただきたかった件としては、今回土地を支払い手段として代替地内の基礎ぐいなどの撤去費用を支払ったにもかかわらず、将来地権者が実際に撤去するときにさらなる請求が発生することがないような契約書になっておるのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 代替地内に地中埋設物が残置されていた件に関しましては、8月21日付で地権者の方と交わしました確認書において、代替地内に存する地中埋設物についてはそのまま残置し、撤去費用に相当する額を市が所有する代替地東側の土地を地権者の方に譲渡することで清算するものとし、清算後は地中埋設物の残置については異議を申し出ないとの記載をしており、御理解をいただいております。

また、本日の2議案の議決をいただきましたら、地権者の方とは代替地の売買契約と市有地を支払い手段とする代物弁済契約を締結させていただきますが、その代物弁済契約におきましては、代替地東側の市有地を地権者の方にお渡しした後は、清算の対象となった地中埋設物の撤去等に係る一切の費用については請求しないものとするとした内容の条項を定めております。

したがって、将来的にこの地中埋設物の撤去に対する費用のさらなる請求はあり得ないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦義光議員。

○11番（三浦義光君） 将来のくい撤去というのは、これは何年後になるかわからないということでございます。

相手方の地権者の方も代がわりをされた後なのかもしれません。もしかして、その土地が第三者のほうに移っている可能性もあると思います。市側においても、現在の状況を知り得る職員もいなくなってしまう数年後かもしれません。議員に関してもこの状況を知り得る人がどれだけ残っておるのでしょうか。

後々まで文章として残しておき、いつでも確認のできるようにしておいてくださるようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第34号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第12 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） 続いて、日程第10、議案第35号から日程第22、認定第7号まで、以上

13件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い必要があるものでございます。

次に、議案第36号弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定につきましては、都市計画法の規定に基づく地区計画等の案の作成手続について定めるため必要があるものであります。

次に、議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、金魚生産者への防鳥対策補助金や企業立地指定企業交付奨励金等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第40号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で2億4,512万9,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成28年度各会計の決算認定についてであります。

平成28年度の決算におきましては、新庁舎建設に伴う仮庁舎改築等工事や弥富北中学校ランチルーム・武道場天井落下防止対策工事を完了するなど、所期の目的を達成することができました。このことは、市議会議員の皆さんを初めといたしまして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げます。次第でございます。

ここに、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算及び決算認定については、総務部長に説明を求めます。

まず、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い規定の整理を行うこととした。

2. この条例は平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 続きまして、議案第36号弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを御説明いたします。

条例の内容につきましては、2枚めくっていただきまして条例のあらましをごらんください。

1. 地区計画等の案を作成しようとするときは、原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間、公衆の縦覧に供することとした。

2. 法に規定するものは、縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日までに、意見書を市長に提出することとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 補正予算並びに決算認定の各議案について御説明申し上げます。

議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,116万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を156億3,782万1,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税1億4,053万1,000円、市債の臨時財政対策債8,850万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金2億7,160万4,000円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、農林水産業費におきましては、防鳥対策補助金110万円、商工費におきましては企業立地指定企業交付奨励金1,751万4,000円であります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億6,259万1,000円とするものであります。

歳入といたしましては、療養給付費等負担金539万5,000円、その他繰越金1億1,599万6,000円を増額計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者高額療養費1,331万4,000円、国民健康保険支払準備基金積立金1億円、一般会計繰出金546万8,000円であります。

次に、議案第39号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきま

しては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を5億1,580万3,000円とするものであります。

次に、議案第40号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険支払準備基金積立金7,180万1,000円。一般会計への繰出金1,524万7,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を30億9,190万5,000円とし、サービス事業勘定において一般会計への繰出金27万円を計上し、歳入歳出予算の総額を1,145万円とするものであります。

次に、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算額154億1,616万4,000円、これに対する歳入決算額149億600万8,126円で、収入率は96.7%、歳出決算額143億7,238万4,048円で、執行率は93.2%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では3億4,209万円の増額となりました。その内訳の主なものは、個人市民税が3,680万円、固定資産税3億4,175万円であります。

市税以外の主なものでは、普通交付税が4億822万円、国庫支出金が15億4,648万円、県支出金が10億3,223万円交付され、歳入全体では前年度に比べ0.2%、3,151万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では新庁舎に伴う仮庁舎改築工事の施工や市制10周年記念事業を実施しております。

福祉関係では、ファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児保育事業を開始するなど、子育て世帯の育児支援を推進しました。

また、消費税率の引き上げに伴う低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金を支給いたしました。

保健衛生関係では、予防接種、各種検診等の推進や健康都市宣言を行い、市民一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりの推進をしました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進いたしました。

また、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業、団体営土地改良事業や農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。

さらに、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として鍋田23号線の道路改良工事を行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波・高潮対策として、津波避難計画を策定するとともに、西部保育所や

桜保育所の屋外階段設置に向け、計画を実施しました。

教育関係では、桜、大藤小学校の非常用シャッター取りかえ工事、弥富北中学校のランチルーム、武道場天井落下防止対策工事、日の出小学校、弥富中学校を除く各小・中学校のトイレ洋式化工事等を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配置いたしました。

社会教育施設関係では、総合社会教育センター中央公民館内の舞台機構つり物用ワイヤーロープ取りかえ工事、また体育施設関係では、二葉グラウンド防球ネット改修工事など快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに1万628円でありまして、土地の取得や一般会計への買い戻しの案件がございましたので、前年に比べまして6,777万3,898円の減額となりました。

次に、認定第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額48億294万8,810円、歳出決算額46億8,695万1,465円であります。高齢化の進展に伴いまして医療費の増大も考えられ、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されております。

次に、認定第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億8,839万8,833円、歳出決算額は4億8,426万4,529円であります。

次に、認定第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額28億1,902万8,510円、歳出決算額27億19万2,471円、サービス事業勘定において歳入決算額1,271万7,708円、歳出決算額1,244万6,605円でありまして、認定事業及び施設、住宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億1,951万6,910円、歳出決算額2億9,132万3,723円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額11億608万616円、歳出決算額10億7,788万6,506円でありまして、ポプラ台団地、栄団地、かおるヶ丘団地及び前ヶ須地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案13件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案13件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第23 発議第2号 決算特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） 次に、日程第23、発議第2号を議題とします。

本案は、議員提案ですので提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、発議第2号決算特別委員会の設置につきまして説明いたします。

説明の根拠としまして、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、平成28年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に係る決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、炭竈ふく代議員、早川公二議員、三宮十五郎議員、三浦義光議員、鈴木みどり議員、那須英二議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり、委員長には炭竈ふく代議員、副委員長には早川公二議員であります。よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

平成29年 9月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼
収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長 | 山下正己 | 児童課長 | 大木弘己 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村瀬修 | 商工観光課長 | 大河内博 |
| 土木課長 | 伊藤仁史 | 下水道課長 | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 安井文雄 | 図書館長 | 山田淳 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問


~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。13番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、次期学習指導要領で示されたコンピューターのプログラミング教育及び教育における集中力アップの施策について質問をいたします。

ことし3月の学習指導要領の改訂を受け、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されます。小学校は平成32年度、中学校では33年度から新学習指導要領に基づいた教育課程が全面実施されます。新たな学習指導要領では、何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるか、そして主体的・対話的で深い学びを通して、みずから学び、考える力の育成を今まで以上に進化させることを重視しています。

本年6月議会において、学校教育のICT推進について質問をさせていただきました。市におかれましては、平成29年度は各校のパソコン教育の機器40台をデスクトップ型からタブレット端末に更新するとともに、無線LAN環境の整備であったり、また電子黒板も各校1台ずつの増設、そしてデジタル教科書の活用や学習ソフトを利用した授業など、教育環境の充実に向け、大変に御尽力をいただいております。

そこで、初めにお伺いをいたします。

現在、各校におけるパソコン教室での授業はどのような内容で行われているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） おはようございます。

先ほどの質問にお答えいたします。

市内の小・中学校には、40台のパソコンを設置した教室を一部屋ずつ整備しています。授業内容でございますが、小学校低学年では簡単なソフトを利用して入力の基本操作になれさせること、また中学年では絵地図の作成などを通してファイルの保存や呼び出し方、ワープロソフトでのローマ字入力作業や、インターネットを使い、市のホームページにアクセスしたりするとともに、情報モラルを学びます。高学年ではプレゼンテーションソフトによる作品づくり、電子メールの基本操作やネットを活用した情報収集により学習や生活に役立て、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を養っています。それぞれの学年、発達段階に応じた学習課題への関心・意欲を高め、豊かな感性を引き出す工夫をしております。

中学校においては、技術科の授業を中心に情報の単元として学びます。また、数学や理科でも視覚に訴えた授業として、総合学習の調べ物として、その他多くの議会でパソコン教室が利用されております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） このたびの小学校学習指導要領に示されているプログラミング教育の改訂のポイントの一つとして、総則、算数、理科などでその扱いが示されております。平成28年12月21日の中央教育審議会答申では、各小学校においては、各学校における子供の姿や学校教育目標、環境整備や指導体制の実情などに応じてプログラミング教育を行う単元を位置づけていく学年や、そして評価などを決め実施していくことを求めています。

今後、インターネットで瞬時に世界の情報が手に入る時代がさらに加速をし、今までの考え方では対応し切れない状況がすぐそこに迫っております。将来を担う子供たちが受動的に情報を得るだけではなくて、その情報を活用して、みずからの発想を生かして活動しやすいプログラミングをつくり上げていくなど、能動的に生きていく力を身につけていくことが必要となり、将来、コンピューターにしっかり指示できる技術やプログラミングのスキルを身につけるなど、そうした人材をふやす必要があると思われまふ。

欧米では既に、自分の考えを表現する手段として小学校からプログラミング教育が必修化されており、日本は世界的に見ればおこなっている実情であることから、文科省より本年3月に新学習指導要領が公示をされ、プログラミング教育の必要性が示されました。具体的には、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を身につけるための学習活動を実施することが明記されています。

そうした中、千葉県柏市は必修化に向けいち早く、今年度から市立小学校全42校の4年生を対象に、総合的な学習の時間を充ててプログラミングの授業を実施されています。児童が取り組むのはプログラミングと呼ばれるコンピューターを動かすための命令を入力する作業であって、授業ではまずスクラッチと呼ばれるプログラミングソフトの基本操作を学ぶために市が作成した動画を視聴し、その後、ICT指導員のアドバイスを受けながら実際に入力作業を始めるもので、最初の課題は画面上で猫のキャラクターを動かすことで、前に進む、また壁にぶつかったら方向を変える、そして足を交互に動かすなど、命令を少しずつふやし、猫が歩いて左右の壁にぶつかって方向を変えるという動きを繰り返すプログラムを完成させるものです。課題に夢中になって挑戦する児童たちからは、「できたよ」「おもしろい」と歓声が上がるほど充実した授業が行われているそうです。

プログラミング教育では、そうした道筋を立てて正確に伝える能力、つまり論理的思考力を身につけることができるとされています。将来の少子化であったり就職先が減少していくという傾向にある中、しっかりとした日本を支える子供たちを育てるためにも、もっと踏み込んでこのプログラミングを考える必要があると思います。

そこでお尋ねをいたします。

市としまして、今後、必修化に向け、このプログラミング教育をどのように行っていくのか、教育委員会の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） 小学校のプログラミング教育についての御質問にお答えいたします。

まず、必修化されるプログラミング教育はどの教科で学習されるのかについてですが、小学校におけるプログラミング教育について文部科学省は平成32年度から次期学習指導要領に盛り込む方向で、その目指すところは論理的思考と主体的想像力を発揮して何かに取り組む能力の育成となっています。

具体的には、先ほど議員のほうの発言にもありましたが、子供たちがコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるという体験をする中で、身近な生活でコンピューターが活用されていることや問題の解決には必要な手順があることを理解させるものがあります。また、各教科で育まれる思考力を基盤としながら、基礎的なプログラミング的思考やコンピューターの働きを自分の生活に生かそうとすることを身につけるものであります。

学習する教科としては、総合的な学習、理科、算数、音楽、図画工作などが考えられ、例えば総合的な学習では学びの本質である探究学習、理科では事象について問題を見出し、より妥当な考えを導き出す学習過程、算数では図の作成などの数学的活動、音楽では音楽づくりの活動、図画工作では作品づくりを通して新たな発想や構想を生み出したり、異なる視点

からよさや美しさを感じ取ったりする活動が考えられます。

将来の予測が困難な時代の中で、これからの子供たちに求められる資質・能力は、これまでにないような全く新しい力ではなく、従来から重視されてきている読解力や論理的・創造的思考力、問題解決能力、人間性などであります。特に情報化の進展の中では、情報を読み解く力、情報技術を手段として使い、論理的・創造的に思考して課題を発見・解決し、新たな価値を創造する力が求められています。さらに大切なのは、感性を働かせながら、よりよい社会や人生のあり方について考え、学んだことを生かそうとする力が大切であります。

学校のＩＴ化を進めることはもちろん大切であります。教育課程全般において子供たちの論理的な思考力、つまり感情的ではなく、誰でもが納得できるような説明ができる力を養うことや、相手を知り、己を知り、人のために自分が何ができるか、そのために自分が何をすべきかをみずから考え行動するという人間力を重視する教育を行うことが、これからも大切であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○１３番（炭竈ふく代君） ただいま課長より、今後のプログラミング教育へのお考えを詳しく丁寧に御答弁いただきました。

それともう一点、文科省による小学校でのプログラミング教育を必修化する決定の中で、指導要領には教員の養成や研修、また指導体制の充実などと必要条件や課題が指摘をされています。

そこでお尋ねをいたします。

学校現場において教える側への支援も大きな課題になってくるのではないのでしょうか。しっかりした教材をつくるなど、教員をサポートする体制整備についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） 指導者の養成・研修では、ＩＣＴやアプリケーションの使い方そのものが目的ではなくて、プログラミング教育を通して子供たちに育むプログラミング的思考の意義や、より質の高いプログラミング教育を実現するための授業の工夫や進め方についての研修が必要であると考えております。コンピューター分野の高度な知識が必要というわけではなく、まずは各教科における主体的・対話的で深い学びが達成できるように、教員の授業力向上を推進していくことが大切であると考えております。

また、平成28年度より立ち上げました市内各小・中学校の先生による学校ＩＣＴ推進検討委員会でも、機器の活用方法とともにプログラミング教育の手法について協議するとともに、専門人材の参画など、外部からのサポート体制も整備していきます。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員から、文科省の学習指導要領が平成32年からＩＣＴ教育という形の中の問題が具体的になってきますよという御質問でございます。

この問題につきましては、私たちも先進自治体という形の中で、このＩＣＴ教育に力を入れている自治体に対して私どもも研修をさせていただいておるところでございます。そういった形に対しては、まずは学習指導要領については教育委員会のほうでしっかりと御議論いただきたいと思います。そして、行政と教育の場である総合教育会議というのが私どもで今あるわけでございますけれども、そういった形の中でしっかりとこのＩＣＴ教育については協議をしていかなければならないだろうと思っております。

ソフトの面と、そして機器を整備するためのハードの面ということがどうしても相重なるわけでございます。ＩＣＴ教育に対する財政的な投資というのは非常に大きなものになっておるわけでございます。そうした形の中での問題をどうクリアしていくのかというのが非常に大きな問題であるわけでございます。

また昨年、研修に行かせていただきました大府の小学校等においては、先生に対する指導というのは、非常にふなれな点も先生のほうにはあるわけでございますので、教材メーカーが教室の中に入って指導しているというような状況が見られたわけでございます。そうした形の中で、まだまだ先生のほうにおいても相当自己啓発をしていただきながら、このＩＣＴ教育ということについては勉強していただかなきゃならないだろうと思っております。

平成32年、文科省がそういった形の中で学習指導要領という形の中で出されるわけでございますので、そんなに時間はないわけでございます。そうした形の中で、弥富市の小・中学校に対してこのＩＣＴ教育に対してどう取り組んでいくかということは、しっかりと第2次の総合計画の中に織り込んでいきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市長にも御答弁をいただきました。

コンピューターとは何か、またコンピューターを使って何ができるか、コンピューターに命令するとどう動くかなどを学び、子供たちがコンピューターとプログラミングの本質を知るための教育は、子供たちが将来どのような職業につくとしても求められるプログラミング的思考を育成する上で大変重要な教育になってくると思います。また、プログラミング教育を積極的に推進する学校は注目をされ、地域の魅力が高まることも期待できると考えます。時代の流れとともに進化し続ける教育環境の中において、どうか早い時期からの推進と体制を要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、教育における集中力アップの施策としての質問をさせていただきます。

「シエスタ」という言葉を御存じでしょうか。これは、しっかりと食事をとった後、お昼

寝をするということでございます。学校でのこのシエスタの取り組みについての考えをお伺いしたいと思います。

昨年6月から兵庫県加古川市の加古川中学校では、全校生徒が10分間昼寝をする取り組みが行われています。この取り組みは「加古川シエスタ」と名づけられ、午後の授業での集中力アップ効果や節電意識の啓発などの効果を狙った非常に新しい取り組みであると感じています。

近隣では岐阜県大垣市の中学校でも、最近は塾や習い事で就寝時間が遅い生徒がふえていることから、午後の学習の集中力を高める目的で、本年7月1日から導入されたそうでございます。

そこで、学校教育におけるこのシエスタを導入してみてもと提案いたしますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） 学校教育にシエスタを導入してみてもについてお答えいたします。

御提案の短時間の昼寝という意味のシエスタにつきましては、加古川シエスタを初め高等学校での集中力アップとしての導入の例を聞いておりますが、本市では導入しておりません。本市小・中学校の給食後の昼休みの時間につきましては15分から20分程度設定されており、その時間は友達とのコミュニケーションを図り、自主的な活動に取り組む貴重な時間であると考えております。

また、集中力アップの取り組みとしましては、白鳥小学校では独自の白鳥体操を行ったり、弥富北中学校では自問清掃といって清掃中は無駄話をしないで行うということをしております。

シエスタを導入し、成功しているところは、その学校の一つの特色として学校の事情もあると思われますので、導入につきましては一層の情報収集と効果について研究が必要と考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今回、シエスタ制度の導入を提案いたしましたが、ただいま学校教育課長より、白鳥小学校では独自の体操、そして弥富北中学校では無駄話を禁止しての清掃ですね、そういう独自の取り組みが実施されているということをお聞きし、初めて知りました。大変すばらしい取り組みがなされていると思います。今後も集中力アップのためのこのような取り組みがそれぞれ広く展開をされ、実施されることを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目でございます。

2点目に、ＪＲ名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎化についてお伺いをいたします。

本市には、ＪＲ、名鉄、そして近鉄と、弥富駅は交通結節点として、通勤・通学を初め、日常生活に密接して多くの住民が利用する重要な位置と役割を果たしています。踏切での交通渋滞の解消、また緩和対策として、住民の安全と利便性を考えての駅周辺整備につきましては、私はこれまでも何回か質問をさせていただきました。自由通路及び橋上駅舎化事業を進めることで、市はこれまでも鉄道事業者との協議を初め、事業実施に向け大変に努力されてこられたことは認識しております。

ところが、平成24年12月には、将来の財政見通しから、橋上駅舎化は凍結するとの報告がありました。しかし、ＪＲ・名鉄弥富駅は、鉄道事業者により、地域支援のもと、平成32年度までに鉄道駅のバリアフリー化を実施する対象駅となっていることから、平成26年の3月策定の後期基本計画において、ＪＲ・名鉄弥富駅の将来の橋上駅舎化、バリアフリー化を見据え、ＪＲ、名鉄で分断された南北の連絡を確保すべく検討することが示されました。そして、これまで継続的に事業を進めていただく中、昨年12月議会で朝日議員の質問には市側より、名鉄の合意が得られないために協定が締結できない旨の御答弁がございました。

そこで、再度お伺いをいたします。

その後、鉄道業者との協議は行われたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

昨年12月議会で朝日議員への御答弁以降も、自由通路及び橋上駅舎化に伴う基本調査及び概略設計に着手するため、ＪＲ、名鉄の各鉄道事業者と個別に協議を継続しておるところでございます。

また、本年6月には、ＪＲ、名鉄、弥富市の3者での合同協議を実施させていただきました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁には、事業者との個別協議であつたり、また本年6月にはＪＲと名鉄、そして本市の合同の協議が行われたということでございますが、進展はあったのでしょうか。あわせて、現在の事業の状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現在の状況といたしましては、昨年度、自由通路及び橋上駅舎化事業の設計に必要となる名鉄敷地内の現況測量及び土地調査を実施したところでございます。依然として概略設計の着手につきましては名鉄の合意が得られていない状況でございます。しかし、3者の合同協議の結果、概略検討図を作成して、概略設計着手の合意を目指すというようなことで一致をしたところでございます。

本年8月1日には、事業を一步でも前に進めるため、また鉄道事業者との協議用資料作成を目的としまして、JR東海と関西本線弥富駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する調査設計（その1）の施行に関する協定を締結させていただきました。この協定で委託する内容は、平成30年3月1日までを協定期間として、平面図、立面図などの基本設計図の作成や、鉄道事業者との協議に応じた比較検討案の作成と、簡易な構造検討及び施行計画検討を行います。

今後の取り組みといたしましては、今年度は名鉄敷地内の用地調査を予定しておるところでございます。また、今回の協定業務で作成しました概略検討図をもとに、鉄道事業者の合意を得た後、平成30年度以降に基本調査及び概略設計に着手したいと考えております。

供用開始までのスケジュールでございますが、鉄道事業者等関係機関の調整がスムーズに進んだ前提でございますが、概略設計に対し、各鉄道事業者と事業合意が得られた後に都市計画決定等の手続を経まして、詳細設計、そして本工事と進み、供用開始は平成34年度以降の予定でございます。

〔発言する者あり〕

○開発部長（橋村正則君） 申しわけございません。協定の期間としましては、平成30年3月31日までを協定期間としております。訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 事業を前に進めるための市側の努力、また平成30年度以降には基本調査、そして概略設計に着手されたい旨の御答弁をいただきました。

供用開始は平成34年度末以降という予定であるということでございますけれども、橋上駅舎化は住民の期待も非常に大きく、早期の事業完成を切望されております。市民の安全、利便性の向上、そして駅周辺の活性化に向け、非常に重要な整備であり、一つ一つの段階を経ての大型プロジェクト事業として時間も要するものと思いますけれども、どうか今後も継続的に順調な取り組みができるように、そしてできる限り早期の実現を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、小・中学校児童・生徒の適正規模及び適正配置についてであります。

このことにつきましては、昨年の9月議会でお尋ねしたと一部重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

昨年度は、平成28年3月に出されました弥富市立小中学校適正規模検討委員会の答申を受けて市側の考えをお聞かせいただきました。あれから1年が経過をいたしました。どんな進



渉があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 永井議員の質問にお答えいたします。

まず、平成28年3月に出された小中学校適正規模検討委員会の答申の内容でございますが、大きくは3つ提言がございました。中学校が過小規模または過大規模化にならないよう、市内3中学校の再編成を行うために中学校区の通学区域の見直しや学校施設環境を充実し、校名を変更するなどの方策が提案されました。

具体的には、東平島地区が十四山中学校に最も近隣であることから東平島地区の生徒を十四山中学校へ、また幹線道路をまたいで通学する三百島地区の生徒を弥富北中学校へそれぞれ校区を変更すること。十四山中学校を適正規模に近づけるために、校区の変更に伴い、生徒増を見越した老朽化した校舎を改修し、中学校教育課程武道必修化に伴う武道場と体育館を新設すること。そして、新しい中学校としてのイメージが湧く校名に変更することを検討すること。以上が、答申をいただいた内容であります。

これを受けて教育委員会では、十四山地区の小学校・中学校のあり方について基本的な構想を議論しているところです。それは、十四山地区は人口増加の可能性は低く、東部小・西部小ともに老朽化が著しいことや、西部小においては海拔マイナス1.7メートルという防災上安全性の課題も抱えています。

そのような課題解決のため、小学校の統合を視野に入れ、さらに十四山中学校においては、答申にもありましたように、生徒数の確保を図っていくために校区の見直しに着手する時期に来ていることなどから、適正化・統合の基本構想をまとめていきます。

それとともに、市長部局において庁内で行政改革推進本部を立ち上げており、そこで公共建築物の延べ床面積の縮減についてを議題とし、小学校の統廃合についても協議を続けています。児童数減少の問題は、大藤小、栄南小にも課題はございますが、こちらは平成34年度に名古屋競馬場の移転もあることから、その動向を見据えながら進めていくこととしています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま質問にございました小学校の統廃合につきまして、私も昨年の質問から1年、いろいろと考えさせていただきました。検討委員会の答申では小学校の統廃合は当面見合わせるということで、私もやむを得ないことと思っておりましたが、社会情勢が刻々と変化している昨今、小学校の統廃合も考えていかなければならない大きな問題と感じるようになりました。これは弥富市だけの問題ではありません。山間僻地はもちろん、都市部でも日本中で起きていることであります。近隣市町村でも小規模校がどんどんふえてきており、統廃合が新聞記事にも取り上げられましたように話題になっているそうであります。

す。

先ほど申し上げた社会情勢の変化というのは、もちろん第1に少子化を含む人口減少が最も大きいと思います。この統廃合問題につきましては、6月議会の議会運営委員会、厚生文教委員会でも発言をさせていただきました。そして今回、一般質問として質問させていただいております。

そこで、早速でございますが、小・中学校児童・生徒数の将来推移も既にわかっているところではありますが、もう一度小規模校のところだけお教え願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 児童・生徒数の将来推計について答弁申し上げます。

市内の小・中学校のうち小規模校は、小学校で大藤、栄南、十四山東部、十四山西部、中学校では十四山中です。

各学校の現在の児童・生徒数と今後の推計でございますが、大藤小は平成29年4月現在167名、6年後の35年度には109名となり58名の減少です。栄南小は4月現在106名、6年後の35年度には81名となり25名の減少、十四山東部小は4月現在166名、6年後の35年度には104名となり62名の減少、十四山西部小は4月現在139名、6年後の35年度には82名となり57名の減少、十四山中は4月現在162名、6年後の35年度には157名となり5名の減少であります。以上のように推計しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま答弁いただきましたように、6年先には4つの小学校、1つの中学校が100名を切るか切らないかになってまいります。小学校でいえば、一クラス十五、六人のクラスになってしまいます。男女比で考えますと、男子だけが五、六人だとか、女子だけが五、六人、二、三人という可能性も出てまいります。

確かに一人一人に目が行き届くというメリットはありますが、6年間クラスがえができない、集団行動を行うには少な過ぎる、いじめ等が起きた場合も対処が難しくなる。市側は厚生文教委員会の答弁では、今後、総合教育会議を開き、統廃合については議題に加えていくという答弁であったかと思いますが、現時点ではどうでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教育委員会の大きな役割として、子供たちの教育諸条件の整備という役割を担っています。この基本的な考えの中で、適正配置、統合を検討していく所存であります。

最初の答弁で申し上げましたように、市長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的とした総合教育会議において、十四山地区の小学校・中学校のあり方について基

本的な構想を議論しているところであり、小中一体型や選択制自由地域など、いろいろなモデルケースについて時間をかけて検証していきたいと思っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 統廃合した場合のメリット・デメリットをいま一度整理しなければならないと思うんですが、メリットはこれまでに何度となく申し上げておりますが、子供の教育環境が改善されるという一語に尽きると思います。デメリットの最たるものとして、通学距離が延びるということがあると思います。しかし、スクールバスの新設により解決できると思いますがいかがでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校規模によるメリット・デメリットについては、適正規模検討委員会でも議論されたところであります。

小規模校のメリットとしましては、教職員が児童・生徒一人一人の特性を把握し、きめ細かな学習指導、生活指導ができることや、教職員が児童・生徒の個性や課題について共通理解を図りながら学級運営、学校運営がしやすいなどであります。

一方、デメリットとしては、児童・生徒同士の評価が固定化されやすく、学習意欲や競争心に問題が生じやすい、クラスがえなどがなくなり人間関係が固定化されやすいなどであります。

通学距離の問題につきましては、平成27年に文科省から出されました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によりますと、徒歩や自転車による通学距離として、小学校は4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とするという基準が加えられました。

したがいまして、統合により通学距離が長くなった場合には、安全の確保の観点から、スクールバスの導入は必要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） いずれにいたしましても、すぐにできるというものでもなくて、いろいろな方の意見を聞いたり協力を取りつけていく必要があると思います。しかし、計画だけは立てていかなければならないと思います。学校の統廃合ということは、弥富市にとっても当該地区にとっても大変大きなことであります。今後の予算計画を立てる上でも大きな位置を占めるものと思われれます。

さて、そこで統合した場合の方法であります。2つを1つにするということになりますと、言わずもがなではありますが、中学校の小規模校は1つであります。これをどうするかということもあります。

全国では、小中一貫校、小中一体校なるものも多く出てきております。特に小中一貫校は、文科省が平成27年に法制化したことで、自治体独自の判断で導入できるようになったことがあります。これは、中1ギャップ対策が大きな要因で始まったように記憶しております。もちろん、その他にもいろいろなメリットがあるでしょう。

いずれにしても、統合する場合、新設校をつくるか、どちらかの学校を大改修しなければなりません。そうした場合、国や県からの補助はどのくらいあるものなのでしょうか。また、一貫校にした場合はどうなのでしょう。お答えをお願いします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 公立小・中学校の校舎の施設整備につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等に基づき財政措置がなされます。校舎を新たに建築する場合や既存の校舎の大規模改修、また耐震化や防災機能強化、長寿命化などが補助対象であります。

その中で、校舎を新たに新築する場合には細部にわたって条件はいろいろあるわけですが、国庫負担金は2分の1となっていますが、総事業費の2分の1ということではなく、学級数に応じて定められる必要面積であるとか建築単価等の基準額の2分の1ですので、実際の補助としては2分の1より低い割合となります。

御質問の小中一貫校にした場合の補助率ですが、既存の複数の小学校を統合して統合後の小学校と中学校の施設の一体型校舎を整備する場合は、統合する小学校部分は2分の1、中学校部分は3分の1の補助となります。ただし、中学校部分の補助については、その建物が構造上危険な場合にあると判断された場合等に限るとされております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） いろいろと細かい基準があるわけですね。

最後になりましたが、市長にお尋ねしたいと思います。

小学校の過疎化は大変深刻であると思います。ここで話題にしなくても、この先いつかは議論していくことになると思います。これからの総合教育会議の予定も含め、子供たちのよりよい教育環境のための学校の統廃合についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員の御質問に御答弁申し上げます。

全国の今自治体におきましては、平成の大合併、そしてまた少子化問題、あるいは行政改革、あるいは財政の健全化等々、日本全国的には多くの自治体が小・中学校の統廃合というような状況の中において進められている現状でございます。平成28年度までには、過去3年間の実績でございますけれども、923校の小・中学校が再編されたというように聞いており

まして、いわゆる923校の学校が数が少なくなったということでございます。

また、現在の安倍政権の中におきましては、約60年ぶりに統廃合に関する指針を見直すというふうに言われております。これは、より一層統廃合が加速するというふうに私たちは考えていかなければならないと思っております。

今までもいろいろと御質問、そして答弁をさせていただきましたけれども、児童・生徒が少ないから統廃合をするのはどうかというような意見もあります。小規模校は小規模校なりの教育のあり方があるだろうということも一方では言われるわけでございます。しかし一方では、子供というのは適正規模の中でしっかりと学ばせるべきだという意見もあるわけでございます。そうした形の中で、相反する意見ということがあるわけでございますが、私は学校の統廃合におきましては、まずは児童・生徒の立場に立って、子供たちの立場に立って教育効果が向上するということを目指していかなきゃならないと思っております。そういった形の中で小・中学校の適正な配置を決めていくことが大切であろうと考えているところでございます。

市といたしましては、今までの経過として適正規模検討委員会での意見は尊重しながら、具体的な適正配置や学校のあり方をまず教育委員会において提案をしていただき、そしてそれを総合教育会議の中で審議していくというような形をつくっていきたいと思っております。仮称でございますが統廃合準備会というものを立ち上げ、地元の自治会、あるいはPTA役員等を対象にして説明会を開催していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、小・中学校の適正配置につきましては、今後定めます弥富市第2次総合計画にしっかり位置づけした上で、教育委員会、総合教育会議、そして庁内の行革推進会議というようなさまざまな議論をしながら基本計画をまとめていきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、適正規模検討委員会からさまざまな答申をいただいております。これはこれで尊重をしながら、いつまでもこれを現状のままにしておくわけにはまいりません。そうした形の中においては、数年先を見据えながら統廃合に対して答えを出していくというふうに考えておるところでございます。

そうした状況の中において、意見がまとまり次第、私どもとしては議員各位、また厚生文教委員会のほうにも御提案申し上げていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会ですっきりと議論をし、そして市と教育の場を協議する総合教育会議の場、そしてもう一つは私たち行政としては財政計画、あるいは行財政改革という形の中で、この学校の問題も考えていかなきゃならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございました。

さきに答弁がございましたように、当該地区の御理解が何にも増して重要だと思います。  
これからの若い世代の方々の意見も十分に吸収しながら、子供たちのためによりよい方向に行っていただくことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 永井議員、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩いたします。  
再開は11時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○5番（永井利明君） それでは、続きまして質問の2つ目、高齢者世帯について質問したいと思います。

この問題を取り上げた理由として、私の身内を含め、私の周りの方々を見ていていろいろな心配なことがふえてきたことにあります。そこでまず、ひとり暮らしの高齢者世帯についてお伺いしたいと思います。

現在、ひとり暮らしの高齢者の方は何名見えるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

本市におけるひとり暮らしの高齢者につきましては、平成29年4月1日現在で1,811名でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁で1,800名余りも見えるということで、いささかびっくりしておるわけですが、この数字は今後さらにふえることが予測されます。私自身もその可能性は十分にあります。しかし、この1,800名余りの方々を一くくりで考えたらだめだと思います。60代の方もいれば、80代、90代でひとり暮らしの方も見えると思います。また、高齢者で病弱な方も見えると思います。さらに、経済的に厳しい方も見えると思います。反対に、子供さんが近くに住んでいて、常にコンタクトをとっている方もいると思います。

そんな中、全国では孤独死という言葉も聞かれます。本市でもそんなことがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 本市でも孤独死はあるのかとの御質問でござい

ますけれども、孤独死とは、一般的にひとり暮らしの方が誰にもみとられることなく、突発的な病気などによって亡くなることだと理解しておりますが、市では全てを把握することはできませんので蟹江警察署で確認しましたところ、弥富市内の65歳以上の独居老人で警察の行政検視により判明した方の人数でいきますと、平成26年が4名、平成27年が9名、平成28年が4名亡くなられております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 全くあってはならないことだと思いますが、さまざまな個々の事情で起き得ることかもしれません。

そこでお尋ねですが、ひとり暮らしの高齢者にかかわる方々にはいろいろな職種の方が見えると思いますが、どんな職種の方が見えるのか教えてください。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） ひひとり暮らしの高齢者にかかわる職種は多種多様にわたります。中でも一番かかわっていただくのが民生委員さんでございまして、ひとり暮らしの方の見守り、相談や助言、また福祉サービスについての情報提供などを行っていただいております。そのほか、配食サービス、新聞配達、郵便局等による見守りや安否確認がございします。

また、介護認定を受けられている方にとっては、ケアマネジャーは大きくかかわる職種でございします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実にいろんな形でかかわっていただいていることがよくわかるわけですが、次に高齢者夫婦のみの世帯数というののもかなりあると思いますが、教えていただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 高齢者夫婦のみの世帯数の御質問でございしますけれども、最近と同じ敷地内で生活されていても世帯分離されているというような世帯も多いということで、純粋に高齢者夫婦のみの世帯数を把握し切れなところはございしますけれども、住民基本台帳上夫婦ともに65歳以上の夫婦のみの世帯数は、平成29年4月現在、1,753世帯でございします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実にさまざまな様子の方があり、純粋に高齢者夫婦のみという世帯のはっきりとした数字が出せないということはごもつともだと思ひます。

ひとり暮らしの高齢者の方の前に、この高齢者のみの世帯のほうがますますふえていくように思ひます。先ほどは孤独死の質問をしましたが、全国では高齢者の心中事件も多発して

いるようであります。高齢者に対する心配は幾らもあると思います。

そんな中、弥富市における高齢者福祉制度は多岐にわたり実践されているとっております。

そこでお聞きしたいと思います。

介護保険で受けられるサービスは実にたくさんあると思います。よく御存じの方には常識的なことではあると思いますが、御存じない方はたくさん見えると思います。その主なものをお知らせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 介護保険で受けられるサービスでございますけれども、主に在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスに分類されまして、在宅サービスにはホームヘルプサービス、訪問リハビリテーション、訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具、住宅改修などがあります。施設サービスには、特別養護老人ホームや老人保健施設があります。地域密着型サービスには、認知症グループホームや認知症対応型デイサービスなどがあります。

なお、詳しくは介護高齢課で発行しております「すこやか介護保険」という冊子がございますので、そちらをごらんいただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま介護保険で受けられるサービスについて説明がありましたが、要支援か要介護の認定を受ける必要があると思うわけですが、この認定を受けるにはどうすればいいかということ、PRも兼ねて御説明いただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 介護保険でサービスを受けるには、介護高齢課に介護認定の申請をしていただきまして、海部南部広域事務組合の介護認定調査と主治医意見書によりまして要支援・要介護の認定を受けていただきます。その後、ケアマネジャーに適切なケアプランを毎月作成してもらい、ケアプランに沿ったサービスを受けていただくこととなります。

ただし、これは介護認定を受けることを前提とした流れでございまして、場合によっては介護認定を受けずに市の総合事業によって同じようなサービスが受けられます。そのためには、チェックリストにより聞き取り調査を行い、総合事業の対象者に該当した場合となりますが、そのチェックリストを実施する場所としては、市役所介護高齢課、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、海南病院内にあります地域包括支援センターで行っておりますので、まずはそちらにお出かけいただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。



○5番（永井利明君） 私の身の回りの方で、どうやって認定を受けるのかよくわかっていない方がいます。もちろん、私がその方にお教えしたりお世話をするわけですが、もっと多くの方で認定の必要な方がいるかもしれません。いろいろな手だてでPRしていく必要があると思います。

高齢者福祉には、市独自の取り組みに実にさまざまなことがあると思います。私も大体はわかっておりますが、ここでお答えいただければありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 市独自の高齢者福祉の取り組みにつきましては、配食サービスやタクシー料金助成事業を初めといたしまして、介護保険サービスでは賄い切れない部分を補完するささえあいセンター事業や、健康運動指導士やはつらつ会の御協力によって開催しております元気塾、また認知症予防の脳若トレーニング教室や、ふれあいサロンなどがあります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁の中にささえあいセンターというのがありましたが、これは昨年10月の新聞記事にも出ておりましたが、市直営の珍しい形で、すぐ動き、楽しく活動するをモットーとした組織と出ておりました。現在の活動状況、問題点等について教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 先ほど来からお話が出ておりますように、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加しますと、本来なら家族ができるような生活支援サービスが必要とする人が今後ますますふえてくることになります。このような人を支援する仕組みとして、弥富市ささえあいセンターがあります。ささえあいセンターでは、弥富市のケアマネジャーや地域包括支援センター、民生委員さんと連携して、きめの細かいサービスを提供する活動を行っております。

また、弥富市ではサロン活動を積極的に推進しているわけですが、送迎が必要な人は施設系サロンへ、自分で何とか歩いていける人には地域のサロンへと、役割分担をしながら地域に根づきつつあります。この見守りが必要な施設系サロンへも、ささえあいセンターの協力会員が話し相手として協力しています。ささえあいセンターの協力会員は、活動を通じて自分自身の介護予防を考えたり、地域の中のサロン活動へも積極的に参加されていますので、利用する人にも、活動する人にも、意義のある取り組みだと考えております。

現在、ささえあいセンターの登録人数は、利用会員が270名、協力会員が158名、合わせますと400名を超えました。しかし、実際の活動は、地域性や男女別、交通手段等によって協力会員の候補を上げていくことになりますので、全ての協力会員に一定の活動をお願いする

ことができないことが課題だと思っております。

活動件数につきましては毎月600件、活動時間は850時間ほどでございますが、今後さらに依頼件数がふえれば、全市的な取り組みから中学校区ごとの取り組み等に移していくことも考えていく必要があります。そのため、協力会員の勧誘をさらに進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまささえあいセンターの説明がございましたが、これは本当に素晴らしい組織だと思います。利用会員、協力会員がもっともっとふえていけば、高齢者にとって大変助かるものになります。

また、答弁にありましたはつらつ会が協力をしているという元気塾というのも、もっと知っていただきたいと思います。私も少しばかり元気塾に関係しておりますが、十四山総合福祉センターやいこいの里にはまだまだ余裕があると思います。どんどんお出かけいただけると、健康寿命を延ばせられるというふうに思います。ふれあいサロンの実施地区も、何かどんどんふえていっていると聞いております。

高齢者福祉も防災と同じように公助・共助・自助があると思います。公助ももちろん頼りにすべきところではありますが、まず自助はもちろん共助の輪を広げて、公助についても教え合うというコミュニケーションが大切かと考えております。

最後になりました。高齢者福祉の今後について、市長より御意見をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員からの高齢者福祉についてどう取り組んでいくかというようなことについての御質問でございます。

高齢化社会の進展は、本当に国が抱える社会問題の最重要科目というか、最重要問題の一つであろうというふうに捉えても私は過言ではないだろうと思っております。当市におきましても65歳以上の方は1万1,127人、そして全体の人口が4万4,400人でございますので、何と高齢化率は25%を超えてまいりました。4人に1人が65歳以上の今構成でございます。そしてまた、要介護認定者数も1,665名という形で、高齢者の15%、6人から7人に1人は介護認定を受けてみえるというような状況でございます。

そしてまた、御承知のように2025年問題というのがこの先七、八年後に、私たちの団塊の世代が75歳という形の中に到達する場合においては、もっとこの高齢者の比率というのはふえて、5人に1人、20%ぐらいになるだろうと言われております。

一方では、15歳から64歳の生産年齢人口というか現役の人口も減少というような状況において、これもまた社会を支えていただく人口が減ってきているというような状況でございま

す。

これまで生涯の医療費においては、一番ピークが75歳から79歳というふうに統計的には言われております。この辺の年齢が生涯の医療費が大きくかかっているということでございます。また、要介護に対しては75歳以上の方が要介護認定を受けられるというような状況が続いておるわけでございます。

そうした形で、先ほども言いましたように、2025年問題という形の中では、医療・介護、あるいは福祉サービスという需要が非常に大きくなるということでございます。それに伴って、私どもの負担と給付額も大きく変わってくるということがあるわけでございます。社会保障、財政の運営について大変厳しいことが待ち受けているわけでございます。

こういった形の中においては、国とか県、あるいは市町村という行政の役割は非常に大きな役割をしていかなきゃならないわけでございますが、先ほど永井議員からも御指摘のあるように、自助・共助の精神という形の中で、自分の健康、あるいは自分の介護予防ということについてはまずは自分で考えていただきたい、家族の中で考えていただきたいということも一面あるわけでございます。そして、共助の精神、地域の中でこのような人たちをお互いが助け合って生きていく社会、そんなようなことが大きく望まれるわけでございます。

そうした形の中において私どもといたしましては、これから先こういう時代が来るだろうということは予測されますので、高齢者の生きがいをとか社会参加意欲を高めるために、現在、市が取り組んでいるのはささえあいセンター事業というのも一つでございます。これは、利用者と、それからその利用者に対してお助けをしていただく人をどんどんふやしていきたいということでございます。

また、永井議員も一緒になって御活躍だと思っておるわけでございますけれども、地域におけるサロン活動ということが非常に大きく輪になってきたなあと思っております。こういったことが、いわゆる共助の精神という形の中で介護予防に大きな効果を発揮するだろうと思っているところでございます。そういったことのつながりということに対して、私たち市としても一生懸命応援をしていきたいと思っております。

しかし、高齢者福祉に対しては、基本的には財源が必要になってくるということでございます。これは消費税の改正のときに言われたように、社会保障、医療、介護、福祉、子育て支援というような形において、その税一体改革ということが3党合意でなされたわけでございます。しかしながら、8%から10%になるということに対して、これからどのような変化があるかわかりませんが、これは平成31年10月に今の消費税が8%から10%に改正されるということが言われております。これは不可欠な問題であろうと思っております。大変厳しい時代ではあるわけでございますけれども、先ほども言ったように、社会保障・税一体改革、医療・介護・福祉をしっかりと担っていくためには国としての財源が必要になっ

てくるということは、もはや不可欠の問題であると思っております。もしそれが消費税の改善という形の中で私たち弥富市にそれを還元すれば、平成32年度からは2億1,500万ほどの消費税の交付金がおいてくるわけです。だから、そういった形のものを社会保障費に充てていくということが必要になってくるわけです。これがないと、大変厳しい状況になってくるということでございます。もしそういうような形の中で消費税の改正が見送られた場合においては、その代替財源というのをしっかりと国のほうでは確保していただかなきゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、こういったことに対して平成30年から始まります私どもの第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画ということをその中にしっかりと策定してまいりたいと思っております。年明けにははっきりとした方向づけが見出していけると思っておりますので、そうした状況の中においては、この第7期の計画について議員各位にもお示しをしていきたいと思っておりますので、一緒になって考えていただければと思っておりますのでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

どんなに高齢になっても張り合いのある日々が送れるように願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、女性の活躍推進についての1点でございます。

弥富市における女性職員の活躍推進について。

男女共同参画社会の推進といえば、女性の職業生活が大きくかわってくるのですが、まず働く女性の歴史を少し調べてみました。日本において女性の社会進出が進むようになったのは、太平洋戦争で敗北した後からです。アメリカによる法律の整備が進み、男性を長とする家制度が崩壊し、男女平等を唱える民主主義国家へと転換しました。1945年には女性が参政権を獲得し、教育においても男女共学が実現、その後は戦後復興を目指し、日本人は猛烈に働く時代へと進みました。1950年、朝鮮半島で朝鮮戦争が勃発し、アメリカから軍資の大量注文を受けたことをきっかけに高度経済成長へと突入しました。このころ、金の卵と呼ばれる中学校を卒業した男女が集団就職で上京しました。これが原動力となり一段と労働力が上がり、後の高度経済成長へとつながっていきます。

これに並行して、徐々に技術革新が進み、コンピューターを導入する企業がふえたり、好景が続いたことから、スーパーや飲食店などのサービス業などの店舗数が伸び続けたことから、女性の雇用の需要が拡大してきました。1985年に成立した男女雇用機会均等法では、

募集・採用時における男女の均等取り扱い、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇などについて、女性労働者であることを理由に男性労働者と差別することを禁止することが法律で定められました。その後、1991年にバブルが崩壊、夫だけの収入では家計の維持が難しくなり共働きで生計を立てる家庭が増加しました。企業側では、保険料や長期雇用といったリスクの少ないアルバイトの雇用が望まれるようになり、双方にメリットがあることとして女性の活用が期待されるようになりました。

2000年代に入ると、インターネットなど情報通信の発達により、会社以外での場所でも仕事をするできるようになりました。2008年の1億2,808万人をピークに日本の人口は減少しており、出生率も昨年度は1.44と低いままになっています。このままでは間違いなく労働人口は減少します。労働力を損なわないためには、目の前にある資源、つまり人材を生かしていくことが先決となります。

2016年9月よりスタートした働き方改革会議では、シニアや外国人労働者とともに女性の活用が盛り込まれているようですが、女性の管理職比率は1割程度、第1子出産後の女性の離職率は6割、出産・育児後に再就職する場合にパートやアルバイトになる人が6割弱と、日本の現状はまだまだ女性が活躍しているとは言えない状況です。

そこで国では、2016年に女性活躍推進法を施行しました。女性が働きやすく活躍しやすい環境を目指すための法律です。昨年末に決定した平成29年度税制改正大綱では、現在、配偶者の年収が103万円以下の家庭に適用されている配偶者控除の額を2018年の1月から150万円に引き上げられます。そうすると今よりも47万円多い150万円分まで働いた方が、妻自身や家庭にとってメリットが大きくなります。パートでも働く時間をふやしたり、フルタイムでの就業・復職をするなど、女性の就労促進の効果が期待できるというわけです。

そこで、弥富市について伺います。

弥富市におきましても女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画がありますが、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行ったとありますが、どのような内容で、どのような分析だったのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

市役所において特定事業主行動計画を策定しているわけですが、女性職員の状況を把握するために7つの項目に基づいて状況把握をし、改善すべき事情について分析しております。

1つ目の項目といたしましては、採用する職員に占める女性の割合についての状況として、保育職を除く一般職に限定した場合の、この調査時点では平成27年度においては、男女の採用比率は50%ずつで、特別に差異があるものではないという分析結果が出ております。

2つ目といたしましては、退職した職員の平均した勤続年数の男女の差異についてとして改善すべき事項として思っております。その中で、平成26年度においては、特に若い世代における保育職の自己都合退職が大きく影響しているということが分析に出ております。

3つ目といたしましては、職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間についてとして、人事異動の時期、4月のほかに、11月から1月にかけて時間数が増加しているということ。

4つ目といたしまして、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合として、一般職に限りますと、平成27年度時点での50代の職員のうち約4人に1人が女性ということもございますけれども、女性管理職への登用が極端に少ない状況であるという分析。

5つ目といたしまして、各役職段階におけます職員に占める女性職員の割合については、係長級と比べ課長補佐級の女性職員が際立って少ないという状況であるということ。

6つ目といたしまして、男女別の育児休業取得率及び平均取得期間につきましては、過去に育児休業を取得した男性職員はゼロという状況であるということ。これにつきましては、平成22年に配偶者が育児休業を取得する職員についても育児休業等が取得できることになったこと、平成23年には育児休業期間が1カ月以下の場合は期末手当が減額されなくなったこと、また28年には育児休業期間が1カ月以下の場合は勤勉手当が減額されないように法整備されていることがございますけれども、職員への制度の周知が行き届いていないように見受けられるために、職員に再度周知を徹底すべきであるという分析結果。

最後、7つ目といたしましては、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数といたしましては、平成26年度においては配偶者出産休暇を取得した人数は7人中2人で、育児のための休暇を取得した7人中の1人であったと。これにつきましても、平成17年には、男性職員が育児に参加する場合、特別休暇として取得できるよう条例整備がされておるところでございますけれども、再度、職員に周知すべきではないかという結果でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 女性職員の活躍の推進に向けた目標の設定として最も大きな課題に対応するものから順に上げていますが、1つ目、平成32年度までに管理職的地位にある職員に占める女性の割合を平成27年度の実績3%より6%引き上げ9%以上にする、2. 平成32年度までに課長補佐級以上の女性職員の割合を少なくとも平成27年度の実績3.3%より12.7%以上引き上げ16%以上にする、3番目、平成32年度までに平均継続勤務年数の差異を平成26年の実績21.2より3.2年縮減し18年以下にする、4. 平成32年度までに制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上にするを上げていますが、ある保険会社のアンケート調査によると、働く女性の本音として、仕事に関する内容では、女性が会社で働くには不利な点が多いでは79.5%と、働く女性の8割が働きづ

らさがあることがわかりました。

また、管理職への打診があればついてみたいでは19.8%でした。管理職につくことに抵抗を感じている人が多いようです。働く女性の意識改革も必要だと思います。

では、どのようにしたら安心して働けるのかですが、子育て、介護、家事の負担軽減の必要性が高いようです。このように、働きづらさがある中、また働く女性の意識改革が必要な中で、数値目標はどのように決めたのでしょうか。また、どのようにこの目標達成に向けて実施していくのでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどの個々の数値目標を個々に説明することではなく、全体としての御答弁をさせていただきます。

数値目標につきましては、国が定めております事業主行動計画策定指針をもとに、最も大きな課題と考えられるものから優先的に設定することとしておりまして、数値目標の水準につきましては、計画期間内に達成を目指すものとして実情に合った水準とすることが重要であるとの考えから、今後定年退職する人数や各年代の女性職員の数を考慮して設定しております。

目標達成に向けてどのように実施していくかということでございますけれども、管理職的地位にある職員に占める割合、課長補佐級以上の女性職員の割合の引き上げを実行するに当たりましては、管理職候補者を育成するために女性職員の課長、副主幹、課長補佐、主査等への計画的かつ積極的な登用を推進するということでございます。その管理候補者となるべき女性職員の育成を図るために、財務、企画、対外折衝、危機管理等、マネジメント能力を必要とする多様なポストへの積極的な配置を進めていくということでございます。

女性職員につきましても他団体等への出向・派遣機会を積極的に確保することや、また係長クラスと一般職員向けの女性職員のキャリア研修などに参加していただきまして、女性職員の意識の高揚にも努めてまいりたいと考えております。

また、平均勤続年数の差異を縮減するに当たりましては、若手職員の離職を抑制するために、管理職を対象に、所属職員が安心して育児休業できる環境づくり等の意識改革や各職場でのマネジメント・課題検討に資する研修を実施することや、時間外勤務を縮減するため、全庁一斉定時退庁日の徹底、年次有給休暇取得の促進などを行ってまいりたいと思っております。

他にも、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合の向上については、男性職員の子供の出生時における配偶者出産休暇及び職員の妻の産後等の期間中の育児参加休暇の取得促進について周知を図るなどを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 地域においても女性の活躍は欠かせないと思います。本市でも、小・中学校のPTA会長といえば、昔といいますか私たちのころは男性ばかりが選任されていました。数年前から女性も選任されるようになりました。初めて女性のPTA会長が誕生したときは、少し驚きもありましたが、今では十分に役を果たされ、違和感を感じることは少しもありません。自治会においても、まだまだ女性が区長として誕生するのはごくわずかで、ないに等しい状況ではないかと思います。

そこでお聞きしたいのですが、本市において初めて女性の会長が誕生してこれまでに何人の女性が会長職につきましたか。また、過去5年間の区長の男女別状況をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） まず、小・中学校のPTAの男女別状況でございますけれども、平成18年からでございます、そのトータルが、全体としては男性が103名で、そのうち女性が29名、18年から29年の間でそのような割合でございます。

区長様につきましては、平成25年からでございますけれども、区長さんの数が全体としては170でございますけれども、男性が168名で、女性の方は2名ということでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この数字を見てみますと、PTA会長を女性の方がやられるのは、毎年どこかの学校で1人以上はいるということですが、ここを見てみますと、桜、日の出のほうではないということですね。弥生学区、白鳥学区、北中などは毎年というか確率的には多いということでした。

平成27年区・自治会の女性役員登用状況調査結果では、役員に女性は必要だと思うかという問いに、平成20年では100区中46区が必要と考え、平成27年では86区が必要と考えています。また、なぜ必要かという問いに、女性の立場や視点での意見が必要であると答えたのが71で、高齢者、子供、女性の立場に配慮した細やかな対応ができるが49、男女に関係なく実力のある人を選出すべきであるが46という統計が出ています。地域のリーダーとしての女性の活躍は、今後、力を入れていくべきところではないでしょうか。

女性の力を地域に生かす場として、行政と中間支援団体などが協働で、自治会の活動に女性が積極的に参画することの必要性を啓発して理解の促進を図る必要があるのではないのでしょうか。女性の活躍推進には、働き方への意識改革、また働きやすいやりがいのある職場づくりが必要です。人口減少が進む中、地域のまちづくりに女性の意欲や能力を生かすことは、地域社会にとっても有利なことです。

昨年、一般質問でしましたが、切れ目のない子育て支援事業、妊娠期から就学時まで支援をするというネウボラと、また福祉総合相談窓口の開設の一般質問をさせていただきました



が、これを実現していく上においても、資格を持った方の力が必要ではないかと考えます。

そして、子育てを終え再就職を考えていらっしゃる方も少なくないのではないのでしょうか。眠っている人材の確保のためにも、さらなる女性の活躍を推進するためにも、女性活躍推進室のような組織をつくってみてはどうかと提案します。

最後に市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げていきたいと思っております。

議員が言われるように、広く社会全体で女性が活躍していただけるということは、大いに望まれていることでもありますし、そういった形の中で民間企業、あるいは行政という形の中においても、少しずつ時代とともに変わってきているというふうには思っているところでございます。

私どもといたしましても、女性も男性も性別にとらわれることなく、一人一人が個性を大いに発揮していただきながら、責任を持って生きていくことができる、そういうような男女共同参画社会という形の中で、その推進条例を定めているところでございます。しかしながら、男女共同参画に関する意識は、徐々には根づいておるわけでございますけれども、まだまだ私どもの環境整備もおくれているなあというふうには反省をしているところでございます。十分ではないということに対して、反省をさせていただいておるところでございます。

また、女性の活躍に関する取り組みは、働き方改革を初めとする働く場所、あるいは地域コミュニティ、あるいは社会貢献の場など多岐にわたって女性の活躍推進に向けたスピーディーな対応がこれからは求められるだろうと思っておるところでございます。

そうした形の中で、今、議員が言われるように、国のほうでも一つの推進法という形の中で定められておるわけでございますが、女性が活躍する推進室を設けてはどうかという御質問でございますけれども、このことにつきましては、さまざまな私どもの4月等から新しい期が始まるわけでございますけれども、そういったそれぞれの所管において、女性の位置づけということについてはしっかりと検討する必要があるだろうと思っております。

今現在では、こういったような推進室ということではないんですけれども、女性の活躍推進に関しましては、秘書企画課のほうで地域振興グループという形でございまして、そちらのほうが所管をしているところでございます。こういった形の中においては、その部署についてはもう少し増員等も考えながら、全体を見ていくということが必要だろうと思っておるところでございます。

そうした形の中で、課題はいろいろとございますけれども、現在といたしましては女性の活躍推進室というようなことについて具体的な設置は考えておりませんけれども、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 本市における女性活躍推進が、仕事においても、地域においても、女性の力が発揮できる職場づくり、地域のまちづくりの支援を行政を中心として充実していくよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） こんにちは。14番 佐藤高清でございます。

9月議会の一般質問につきましては、3点通告がしてありますので、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、新庁舎建設事業について質問をいたします。

新庁舎建設事業につきましては、事業の進捗において大きなキーポイントとなっております。その事業認定がなされ、8月15日付の愛知県公報に事業認定の告示がされております。その告示には、事業を認定した理由として告示されているわけですが、その理由を御報告、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） このたびの事業認定につきましては、まず土地収用法に基づくものでございます。愛知県知事が事業認定できる要件につきましては土地収用法第20条に規定されておりまして、その20条には第1号から4号までの全てに該当する場合に愛知県知事は認定できるとしております。

1号から4号に該当するかどうかの判断につきましては、まず愛知県が行います。本事業については、認定すべきものの内容で愛知県知事は愛知県事業認定審議会に諮問をしており、その愛知県知事の判断について愛知県事業認定審議会において審議され、その審議の結果、愛知県知事の判断を相当と認めるとの答申が7月24日にされ、その答申結果に基づいて、8月15日、愛知県知事から事業認定をいただきました。また、その内容について愛知県公報に告示がされました。

1号から4号までの4つの要件について説明をさせていただきます。

1つ目の要件は、事業が土地収用法第3条各号のいずれかに掲げるものであることとなっておりますけれども、本事業は新庁舎建設事業及び立体駐車場の整備事業でござ

ざいまして、土地収用法第3条31号の国または地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務または事業の用に供する施設であり、土地収用法第20条第1号の要件を満たしておると審議会は判断しております。

2つ目の要件としまして、当該事業を遂行するに十分な意思と能力を有する者であることとなっておりますが、弥富市は地方自治法の規定により地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであり、本件事業を実施する権能を有する主体と認められ、土地収用法第20条第2号の要件を満たしておるということで審議会は判断をしております。

3つ目の要件は、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることとなっておりますが、本事業は、施設の老朽化の解消、災害時における防災拠点機能の整備、狭隘化の解消並びにバリアフリーの対応により防災対策の充実、執務執行の効率化と市民サービスの向上並びに高齢者や車椅子使用者及びベビーカー利用者にとっての安全性及び利便性に寄与するものであると認められ、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると審議会は判断をしております。

4つ目の要件は、公益上の必要があるものであることとなっておりますが、本庁舎棟の老朽化は著しく、他の既存施設への分散配置により効率的な行政サービスを提供する上で支障を来していること、弥富市は地震防災対策強化地域に指定されているが、現在の弥富市庁舎は防災拠点としての必要な耐震基準を満たしていないことなどから、災害時における防災拠点機能の確保及び行政サービスの効率化を図るために本事業を早急に施行する必要性は高いと認められ、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると審議会は判断しております。

以上のように、土地収用法第20条各号について愛知県審議会は判断をされ、本事業を認定することを相当と認めるとの内容で愛知県知事に答申をしていただき、冒頭に述べさせていただいたように8月15日、愛知県知事より弥富市新庁舎建設及び立体駐車場整備事業について土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定がされ、その内容は同日の愛知県公報に掲載されたところであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから、事業認定をした理由として4つの要件の説明がされたわけでございます。1つには、新庁舎建設事業により得られる公共の利益は大きく、また本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。さらにもう一つは、地震防災対策強化地域に指定されながら、現庁舎が耐震基準を満たしていないことから本事業を早急に施行する必要性は高いと認められるなど、まだほかにもございましたが、認定の理由が示されました。私もまさにこのとおりだと考えます。

このような重要な事業が、今まで長きにわたる訴訟などの理由で事業認定が得られなかったことにより、事実上凍結状態であったことが非常に残念でなりません。しかし、このたび

事業認定がなされたことで、事業の進捗が一気に図られていくのではないかと期待をしております。また、多くの市民の皆様も、新庁舎建設事業の一日も早い着工、そして一日も早い完成を望んでおられます。

そこで、今後、新庁舎建設事業がどのようなスケジュールで進んでいくのか、御説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 8月15日に愛知県知事より事業認定をいただき、やっと事業用地の取得の具体的な手続に入ることができるようになりました。ここに至るまで、土地取得に関する3年以上にもわたる訴訟により事業の進捗が大きくおくれ、市民の皆様を初め土地をお分けいただきます地権者の方にも大変な御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

現在、事業用地の取得に関しましては、地権者2名の方と土地売買契約の締結、そのうちお一人はあわせて移転補償契約の締結をさせていただきますが、お一人についてはもうさせていただきます。もう一人の方については、間もなくいただけるという予定であります。

また、新庁舎建設工事につきましては、昨日11日、一般競争入札の公告を行いました。そして、約2カ月間の見積期間を設け、11月14日に開札を行い、落札候補者が決定する予定でございます。その後、事業審査を経て仮契約をさせていただきます。

また、議会におきましては、11月の末ごろに新庁舎建設工事の契約の議決をお願いし、議決をいただいた後に本契約を締結する予定でございます。

よって、新庁舎建設工事は11月末、あるいは12月初旬から26カ月の工期を予定しております。したがって、新庁舎の竣工時期につきましては平成32年1月末ごろを予定してございます。

以上が今後のスケジュールでございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから進捗の状況を説明していただきました。

2名の地権者との土地の売買契約が間もなく締結されるという報告でありました。また、新庁舎工事につきまして、11日付で一般競争入札の公示がされたという報告であります。さらには、11月14日に業者の決定がされるということ、そして11月末、あるいは本年の12月初旬から26カ月の工期を予定して、平成32年1月末を竣工と予定しておるという報告でありました。どうかこの事業がスムーズに進みますように、市当局には御尽力をいただきますことをお願い申し上げまして、この庁舎の問題は質問を終わらせていただきます。

次に、第1次弥富市総合計画について質問をさせていただきます。

弥富市は第1次総合計画が平成30年度までの計画となっており、平成31年度からは第2次総合計画がスタートします。第1次弥富市総合計画においての施策項目として、国際交流・

文化活動の推進をうたっております。

まずは、国際交流及び地域間交流について平成21年度以降にどのような取り組みが行われてきたのか、報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 申し上げます。

国際交流につきまして、まず最初に御説明申し上げます。

取り組みといたしましては、ちょっと古いんですけれども、平成17年に開催されました愛知万博の一市町村一国フレンドシップ事業による、私どもオランダ王国でございましたので、オランダ王国との間で小学生の絵画交換事業など草の根的交流を行っておりしました。その間、オランダの小学校との絵画交換事業は平成19年度から平成21年度までは実施しておりましたが、本市とオランダの仲介者でございました方が事業を撤退され、その後、交流事業も継続されることなく、またオランダからの交流の継続連絡もなく、今日に至っておるところでございます。

現在行っております交流事業といたしましては、平成21年度から愛知黎明高校との共催で国際交流週間 in Y A T O M I というものを開催させていただき、同校が姉妹提携をしている外国の高校生の方をお招きいたしまして、市内の保育所や小・中学校の児童・生徒、またホストファミリーとして受け入れていただく地域の方々と交流を図っております。

そのほかには、本市の名誉市民でもございます漢詩人の服部擔風氏と親交のあった中国文学者の郁達夫氏の関係で、平成19年11月に市文化協会を中心とする訪中団による中国への訪問を機に手紙のやりとりなど、北中学校と郁達夫中学校の作品交流も行われておりました。

本年4月には、服部擔風生誕150周年事業といたしまして、先ほどの郁達夫氏の御子孫でございます郁峻峰氏、また郁達夫中学校の校長先生をお招きいたしまして、森津の藤公園に移築いたしました藍亭竣工式、歓迎会等を市文化協会の主催で開催いたしまして交流を深めたところであります。

また、あいち国際女性映画祭にも参加いたしまして、映画祭の共催市として平成20年度から平成24年度まで海外女性監督の作品を弥富市会場にて上映し、映画上映後には、その映画監督をお招きいたしましてゲストトークで市民との触れ合いを行ってまいりました。平成25年度からは国内女性監督作品を上映しておりますが、継続してあいち国際女性映画祭の共催市として事業を実施しております。

地域間交流につきましては、弥富市は金魚でございますので、金魚の生産地として深くかわりのある奈良県の大和郡山市や熊本県長洲町とともに金魚サミットを開催し、金魚の歴史やすばらしさを紹介しながら、生産者を初め一般市民とともに交流を図っております。平成28年11月27日には、市制10周年記念事業として本市でサミットを開催しておるところでござ

ざいます。

また、本年の5月に開催されました長洲町の金魚まつりに本市の商工観光課担当職員を派遣いたしまして、市のPRを行うとともに情報交換を行ってまいりました。

また、防災の関係での地域間交流といたしまして、東日本大震災の後、平成24年9月には千葉県浦安市と災害時における相互応援に関する協定を締結し、毎年、浦安市主催の防災訓練に本市の危機管理課の担当職員を派遣し、視察及び情報交換をしております。平成27年度には浦安市の危機管理官を講師にお招きいたしまして、本市職員を対象とした防災講演を開催いたしております。

文化・教育関係といたしまして、鍋田干拓に多くの方が入植された長野県阿南町新野地区との交流を行っておりまして、平成25年には本市で阿南町新野地区の新野の雪祭り、国の重要無形民俗文化財でございますけれども、そちらの公演をきっかけに、平成26年度と27年度にお互いのまちの紹介や伝統芸能の紹介などを行い、お互いのふるさとを理解し、見識を広げることにつながるため、栄南小学校と阿南町立新野小学校との交流を行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、総務部長のほうから、国際交流及び地域間交流についての実績ということで御説明をしていただきました。その中では、国際交流が4件、地域間交流が3件ということで継続的になされておる部分もあるわけでありましたが、国際交流につきましてはオランダとの交流の継続、連絡がなくなった、また黎明高校による国際交流週間 i n Y A T O M I、さらにはあいち国際映画祭ということで報告があったわけであります。

地域間交流につきましては7件、金魚サミットに参加していただきました大和郡山市の金魚、さらには熊本県の長洲町ということで金魚サミットを行ったと。また、今後もそういったことをやっていくということでありました。

防災関係におきましては、地域間交流として浦安との連携をさらに深めていくということでありました。さらには、報告があった中で文化・教育関係として、鍋田干拓に多くの方が入植されて以来、長野県の阿南町との交流が深まって、たしか去年の10周年事業にはお招きをして式典に同席していただいた経緯があるわけでございます。

その中で、オランダの問題と黎明高校の問題を質問させていただきます。

現在行っている国際交流事業として、平成21年度から愛知黎明高校との共催で国交流週間 i n Y A T O M I を開催し、同校が姉妹提携している外国の、これはアメリカとオーストラリアと聞いております。その高校生を招き、市内の保育所や小・中学校の児童・生徒、さらにはホストファミリーとして受け入れていただく地域の方々との交流を行っているという報告でありました。

この件につきましては、一般市民からの視点から見ますと、国際交流の場としての実感が湧いていないのではないかと指摘があります。いっそ一般市民の皆さんの視線で国際交流がなされているということに御尽力をいただきたいと思っております。

また、総合計画基本構想では、オランダ王国との交流の充実に努めるとともに、市民主体の多様な国際交流の展開を促進しますとうたわれております。思えば平成17年、愛知万博が開催された際、フレンドリーシップという事業において万博参加国と愛知県下市町村との交流が行われ、弥富町はオランダ王国との交流の機会がめぐってきました。オランダといえば、海抜ゼロメートル地帯、農業王国、観光先進国として世界に名高い国であり、弥富市がお手本とすべき最高のパートナーであったと思います。あのとき絶好のチャンスと捉え、大きく前進すべきだったかもしれません。

十数年月日がたった今、市内にも多くの外国籍の方々が生活されており、状況もさま変わりました。グローバル社会を迎え、弥富市も現状を抜け出し、他市町村のように市が主体となって海外都市との姉妹都市提携等を行っていき、一般市民間での国際交流が身近なものになるべきなのではと考えます。

総合計画は、各種施策の根幹となすべきものと位置づけられ、最重要計画であるはずですが、平成26年に後期基本計画も策定され、弥富市のあるべき理想として、「みんなでつくるきらめく弥富」「自然と都市が調和する元気交流空間」とのスローガンを掲げ、その実現に邁進されておられます。現在、愛知県下38市の中で、弥富市、常滑市、江南市、愛西市、あま市以外の33市町村が姉妹都市提携等を行っており、隣の蟹江町におかれましてはアメリカのマリオン市、さらに飛島村におかれましては毎年、未来の飛島村を背負って立つ中学2年生の生徒たちが夏休みを利用して姉妹都市のアメリカ・リオビスタ市へ研修に出向き、そういった熱の入れようであります。これは全国的にも有名になっております。

総合計画にも掲げられた国際交流、姉妹都市提携や人材交流などの現状を踏まえ、市の見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間といたします第1次総合計画でございますけれども、その基本構想の中にオランダ王国との国際交流の充実に掲げておりましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、オランダとの交流が途絶えていることから、平成26年度からの後期基本計画の中におきましては、そのオランダ王国との国際交流の充実に主要施策から削除させていただいております。

海外都市との姉妹提携につきましては、自治体が行う国際交流を推進する典型的な手法の一つではございますけれども、市民が参加できる機会も多いことから、国際交流施策の中核

として重要なものとなっております。姉妹都市提携は、相互理解や国際親善の推進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といった大きなことから、姉妹都市提携を通じまして相手地域のニーズを的確に把握し、きめ細かな交流を行うことにより、儀礼的な友好親善を目的にするものだけにとどまらず、人的交流、文化交流、さらには技術・経済交流といった共通の目的を持ち相互協力まで発展しているものもございます。

姉妹都市提携を行うに当たりましては、交流の内容や目的を明確にする必要があり、また予算のこともございますので、姉妹都市提携を行うことが本市にとって有益なものとなるのか、また継続できる体制づくりができるかなど、慎重に精査していく必要がございます。

まずは各分野の草の根交流から始まり、その後、姉妹都市、友好都市等提携の機運が高まりましたところで、交流が醸成してきた後に、お互いの都市間での調整を行いまして連携につながっていくものではないかと考えております。弥富市の将来を見据えまして、有効な事業であるかよく精査いたしまして、取り組むかどうかについて協議していきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 知りませんでした。前期基本計画に示されていたオランダ王国との国際交流の充実を主要施策としていたわけですがけれども、これが後期の計画から削除されていたわけであります。質問はもっと頑張って交流したらどうかという質問でありましたけれども、これはもう既に削除されていたわけで、削除されたものをもう一遍やってくださいということもなかなか言いにくいわけでありますけれども、全く勉強不足で申しわけありませんでした。オランダとの交流をもっともっと深めていただきたいという質問ではありましたがけれども、こういった報告であります。後期計画において、もう削除をしてあるということでありましたので、それには前段で話があったように、仲介されていた事業者も撤退されたということでもありますので、やむを得ないかなあと思っております。

その国際交流につきましては、また期待を持つような答弁でもありました。どうか人的交流、文化交流などをさらに深めていただけるようなパートナーを見つけていただいて、総合計画の中にあります国際交流を見出していただきたいと思います。要望しておきます。

それでは、次の質問に入ります。

総合計画では地域間交流についても、本市の特性・資源を生かした国内の自治体等との交流活動を促進し、地域活性化や市民生活の向上に役立てていきますともうたわれております。

先般、愛知大学法学部の地方自治専攻の学生さんと市職員との間で、弥富市の地域課題についての意見交換が行われました。その結果は学生さんたちによって政策提言としてまとめ上げ、その内容を第2次総合計画の参考に生かしていこうとのことで新聞報道がなされました。ただ、大学と行政との連携は珍しいことではない時代であることは否定できません。



また、弥富市の代名詞である金魚に関しましても、昨年の市制10周年記念事業に、その一環で、同じく金魚で有名な大和郡山市や長洲町などを招待して金魚サミットが開催された、これは報告のとおりであります。これらの自治体と姉妹都市提携等を行い、一般市民間や生産者間での交流を促進していてもよいのではないかと思います。愛知大学との連携の経緯や全国各地の都市との交流について、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

まず、愛知大学の連携の経緯等につきましてでございますけれども、市民の多様なニーズに応えながらまちづくりを進めていくに当たりまして、大学との官学連携による大学内の知的資産や人材等を活用することによりまして、政策及び計画等に外部意見を取り入れることができ、地域課題の解決に向けた取り組みができると考えられます。このことから、平成27年度に大学と弥富市との連携・協力に関する協定締結に向けて方針を立てまして、名古屋市内にある愛知大学を含む3つの総合大学に連携・協力に関する件について御相談をいたしました。

その中では、大学と弥富市は過去から全く何の関連もなく、関係もない状況におきましては、協定はいきなり締結することはできず、草の根的なつながりからではないでしょうかというようなことで、すぐに協定は難しい状況でございました。しかし、市の行政改革につきまして愛知大学法学部の入江教授に相談に伺う機会がございまして、それが縁で入江教授に平成29年度より新たに弥富市総合計画審議会委員に就任していただけることとなりました。

第2次総合計画策定については、本市の市民協働の手法を導入し、策定していきたいということを入江教授に御相談いたしましたところ、入江教授のほうから、ゼミの中でそのような課題を取り入れて取り組んでみましょうということで、本年の5月に愛知大学笹島キャンパスでの本市の現状及び課題について出張講義をこちらから行いまして、8月には本市の政策課題について愛知大学生と所管課職員とのワークショップ及び市内の現地調査が行われております。12月には、この調査に基づきまして、政策課題別に論文として市民向けに政策提言発表会を開催し、市長を初め総合計画審議会委員さんによる評価、コメントを行っていただく予定となっております。

これらの取り組みを行うことで、入江教授に大学と弥富市との連携・協力に関する協定、先ほどの協定締結を再度相談したところ、愛知大学のほうから協定の締結の同意が得られまして、9月11日、昨日でございますけれども、弥富市と愛知大学との連携・協力に関する協定を締結することができました。

本市は、この協定締結を機に、地域の活性化、産業の振興、地域文化の振興、福祉の推進、また教育及び人材育成に関することについて、愛知大学と相互に必要な支援と協力を行って

まいりたいと思います。

そのほか、全国都市との交流につきましては、先ほどこれまでの本市の取り組みを報告させていただきましたけれども、今後も地場産業、防災、文化・教育、各方面において本市の特性・資源が生かされた交流活動を促進し、各分野における草の根交流が醸成した後に、地域の活性化や市民生活の向上に役立てていけるような地域間交流ができればと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 実はきょうの中日新聞に、昨日、弥富市と愛知大学との連携・協力に関する協定締結式を行ったというニュースが中日新聞で取り扱われて載っておったわけがあります。正直なことを言いますと、我々の知らないところで、こういった地域間の課題を角度の違ったところから見て、今後の弥富のまちづくりに取り組んでいくということが進んでおったわけであります。今の報告によりますと、もう既に平成27年度からこういった計画があったということでありますけれども、これもこういった形で進んでいっておることがわからなかったという意味では反省をしなきゃいかんなあと思っております。

この地域の課題についての一連の愛知大学の新聞報道につきましては、後ほど市長のほうから総括して答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。さらには、この総合計画の話が終わりましたら生涯学習と続きますので、生涯学習においても、今回、愛知大学と弥富市が協定を結んだという報告でありましたので、また最後になりますけれども、市長のほうから総括して答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。

各地との都市の交流につきましては、市が力を入れれば入れるほど、市民と、また生産者の間で交流が深まるものだと思います。お金のかかることではありますけれども、どうか継続的にこういったことを取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

先ほどの黎明高校の話ですけれども、市内私立高校などのような事案を積極的に支援し、今後は国際交流を発展させていただきたいと切にお願いし、ますます発展的に国際交流事業が盛んになるよう、行政として支援をしていただきたいと思います。

この思いを抱きつつ、本年4月22日に森津の藤公園において、弥富市唯一の名誉市民であります服部擔風先生の生誕150年事業が開催されました。私自身も文化協会の一員として参加させていただき、大変貴重で有意義な時間を過ごさせていただきました。服部擔風先生の書斎であった藍亭の竣工式も兼ねた開催であったため、擔風先生と交流のあった郁達夫さんの孫にあたる郁峻峰さんと中国は富陽市にある郁達夫中学校の校長先生をお招きできたこともあり、国際的な意義も十分にあったかと思います。先日、文化協会にお話を伺ったところ、10年前には富陽市へ訪問団が訪中したこともあるそうです。大変有意義であったことで

あろうと想像をいたします。今回、10年の時を経て、再度、中国との交流が実現したわけであり、これを機に今後も継続的に交流を続けていただき、弥富市として率先して協力、また援助を行っていただきたいと思います。市としての見解を御報告をお願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 中国富陽市との交流についてお答えいたします。

経緯といたしまして、中国の小説家、郁達夫氏が大学生であった大正5年に、弥富市唯一の名誉市民である服部擔風先生のもとを訪れ漢詩を学び、両氏の交流が始まることとなりました。平成18年に中国テレビ局がドキュメンタリー番組で五之三にある郁達夫氏の碑や関係箇所の取材に訪れ、当時の文化協会関係者や市職員と懇親を図り、そしてこのことが縁で平成19年に中国の郁達夫中学校創立50周年記念事業に、弥富市から文化協会を中心とした訪中団を結成し、交流したのが始まりであります。

その後は、弥富北中学校と郁達夫中学校の作品の交換などで交流しましたが、ここ数年は途絶えておりました。議員のおっしゃるように、本年4月22日に服部擔風生誕150周年記念事業を行い、来賓として郁達夫氏の御子孫である郁峻峰氏と郁達夫中学校の校長先生をお招きし、交流を深めたところであります。そのときに、郁峻峰氏と校長先生の話の中で、本年11月に郁達夫中学創立60周年事業が開催される予定になっており、弥富市の皆さんもぜひ来ていただきたいとのことでしたので、現在、中国側と調整をし、文化協会の協力のもと、ぜひ訪中したいと考えております。

また、訪中に当たっては職員も派遣しまして、中国富陽市の意向をお聞きしながら、弥富市と富陽市の文化交流のあり方などを議論し、今まで以上の交流ができればと考えております。

服部擔風先生が残された偉業を後世に受け継いでいくためにも、文化協会が中心となり中国との交流が今後も継続・発展するよう、市・教育委員会も協力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 文化協会の協力のもと、中国側と調整して11月に訪中したいという考えでありますけれども、こういう漢詩のブームが去って非常に冷え切っておるところで、果たして何名の方がどういう形で参加されるかはわかりませんが、市当局としてこれだけ力を入れるという言葉は言っていただくならば、お金のほうでも協力をしていただきたいと思います。皆さんが参加しやすい状況をつくっていただきたいと思います。ということでありますので、何とか、お金がないお金がないという弥富市でありますけれども、一生懸命力を入れてやると言った以上はつけていただきたいと思いますので、教育部長、よろしいですか。もう一回、返事をもらえますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ことしの春に服部擔風先生の藍亭の公開をさせていただき、中国から郁達夫さんの子孫、あるいは郁達夫中学の校長先生等をお招きしながら交流ということをしていただきました。先ほど教育部長が答弁したとおりでございます。そして、そのときには郁達夫中学の60周年記念事業がこの秋にあるから、ぜひお越しいただきたいという旨のお話がありました。お話だけでは私たちとしてもそれはそれという感じでございましたので、正式に文書を向こうのほうに提示させていただきまして、どのような詳細に対して、この企画というか事業をしていこうというような話をやりとりさせていただいたわけでございます。そうした形の中で、文化協会の方にも御参加いただく、あるいは私ども職員が、今のところ教育部長、あるいは教育長も私は参加したらどうだという形で考えております。そして、生涯学習課長というような形の中で職員も参加させていただきたいと思っております。

そしてまた、文化協会及び一般市民の皆様方については、従前からそういうお話をさせていただいて市のほうが負担をすべきというようなところもあるかもしれませんが、そこは積極的に自費で参加するというお話もいただいておりますので、ぜひそういった形の中で一緒になって交流の場をつくっていただければ大変ありがたいなあと思っております。ぜひ佐藤議員においても御参加を私どもとしては希望しておりますので、大変申しわけございません、自費で参加していただくように、よろしく御検討いただければと思っています。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 私は心に決めて、11月の上旬に100%実費で参加する予定でありますので、ぜひ皆さん募って大訪中団をつくっていただいきたいなあと思っておりますので、お金のかかることを多少でも援助していただければ輪が広がっていくんじゃないかなあということで質問させていただきました。私は100%実費で参加させていただきます。

最後になりますが、行政と文化協会が強力にタッグを組み、文化を通じた実りある国際交流が実現するよう、さらにはそこから交流の枝葉ができ、中学校の交流などに発展することを切に願ひまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、弥富市における生涯学習のあり方について質問をさせていただきます。

生涯学習とは、その文字が示すとおり、その活動期間は生涯であり、教育ではなく学習に重きを置いていること、現代社会において重要な意味をなすことからこそ提唱された理念だと思います。生まれてから、その一生が終わるまで、それぞれの年代、場所、環境の変化や進化に合わせて知識を習得し、豊かな生活を過ごしていくことに幸せを感じていくことが理想の人生であります。

生まれてから家庭・地域で社会性を身につけ、子供のころには、将来自分が何がやりたいのか、何に向いているのかを考えるため大人がさまざまな知識を学校で教え、その中から自

分が興味を持った分野へ進み、社会へ出てから自身の社会的地域や役割に対する理解を深め、一刻一刻と進化する文明に対応するために努力していかなければなりません。学校で自身の社会的地位や役割に対する理解を深めることもできれば、家庭、地域、社会でも、将来自分にとって何がやりたいのか、何に向いているのかを考えるための知識を教えることも可能であります。むしろ、こういった機会があったほうがより深まるはずです。

生涯学習には、まちづくり、人づくりを担う力があります。中でも、社会教育において地域の課題解決を図ることを重要視していくのであれば、もっと人づくりに重点を置いてもよいのかと思います。地域社会のために何ができるのかを考え、知識を高め合い、その学習成果を発揮していくことが大切だと思います。地域のつながりだけではなく、それぞれがいかにより自立していくかに力を入れるべきでしょう。

しかし、現実にはそれぞれにさまざまな課題を抱え、地域間同士で話し合いを持っても解決ができない課題ばかりであります。話をよい方向へと進めるためには、話し合いの場をうまく進行してくれる取りまとめ役やファシリテーターの存在が必要不可欠だと思います。そういった場を提供していく行政職員の中でも、コーディネーターやファシリテーターが必要であり、そのための人材育成も必要になっていくのかと思います。まずは、地域や行政内での人材育成の方針について、見解をお聞きます。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 行政内の人材育成に関しましては、総務課が所管する各種研修会、特にファシリテーション研修や折衝力・交渉力研修、プレゼン研修などさまざまな研修機会があり、積極的に参加しているところであります。

また、生涯学習としての人材育成に関しましては、社会教育行政の中核を担う職員として地域の多様な人材が学習成果を生かして活躍できる場を設けたり、地域づくりに携わる各種団体、組織のネットワーク化を図ったり、生涯学習を振興する関係機関を支援したりする役割を持つ社会教育主事の研修に職員が参加し、資格取得して能力を発揮しているところであります。地域の学習課題を把握する能力や企画・立案能力、組織化、援助能力、調整者としての役割を持つ能力、そういう職員として特に期待しているところであります。

組織としましては、社会教育委員会におきまして文化・スポーツの利用の代表者や学校の代表者などからそれぞれの立場で意見をいただき、生涯学習のあり方を議論しているところであります。そのほか、愛知県の生涯学習システムである学びネットあいちで各種講習会・研修会の情報を収集し、人材育成での活用をしております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） まさにきょうの新聞のように、地域課題をどうまとめていくかということであるわけであります。地域の多様な人材が学習成果を生かして活躍でき得る場を設

けていただいたり、また生涯学習システムの学びねっとあいちなどでいろいろな講習を受けていただいて、人材育成につなげていただきたいと思いますところでもあります。

生涯学習は、数字合わせで答えを出すということが本当に難しいわけでもあります。今、各地域でも祭りが催される中で、人が集まらないとか、後継者がいないとか、また各種団体においても、団体の会員が減っていくばかりである。きょうも鈴木議員のお話がありましたように、いろんな形で団体の組織の弱体化が進んでおるわけでもあります。そういった中で、ひっくるめて生涯学習という形の中で、こういった問題を片づけていったらなあという思いで質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進みます。

先ほど教育機関等の連携についてお話をさせていただきました。当然、行政においても、首長部局や教育部内部でも連携がないと地域づくりは進みません。ましてやNPOと協働など、到底不可能であります。生涯学習は、住民主体の総合政策に一番近いところに位置していると言っても過言ではありません。よって、市民と協働での生涯学習事業を強化し、そうしていくことが最重要課題であると痛感いたします。

弥富市の状況は、町並みが再編され、核家族化、少子・高齢化等も進展し、地域の連帯感や人間関係が薄れ、個人が主体的にコミュニケーション活動に参加することも少なくなってしまうました。個人と社会との関連が薄らぐ中において、青少年の健全育成や地域医療、地域福祉、環境保全などの社会全般が直面する課題への対応が困難になっています。そのため、周囲の住民や地域のために何か行動を起こすことに喜びを感じ、ごく自然の流れで活動できるよう、社会全体の雰囲気や環境づくりが求められております。

行政として、この雰囲気や環境づくりについて、お考えをお聞きます。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 生涯学習を取り巻く環境といたしましては、出生率の低下による少子化が進むとともに、団塊の世代が高齢期を迎えることもあり、高齢化が急速に進んでおります。少子化社会におきましては、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりがなお一層求められております。

高齢化社会におきましては、市民が心身ともに元気で自立した生活が送れるよう、生涯学習の側面からも支援が必要となっております。生涯学習に限らず、学校・家庭・地域の連携による地域の教育力が望まれておりますが、価値観の多様化が進み、余暇時間の使い方も、旅行や趣味、学習、スポーツに打ち込む人、地域活動やボランティア活動に参加する人など、多様化する生活様式に対応できる情報、学習メニュー及び実践できる場所の提供が求められております。このため、生涯学習に関する全ての部署と連携をしながら、魅力ある教室またはイベントづくりを開催し、市民の生活の向上につなげていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力が望まれているということであり、まさにそのとおりであります。こういった問題が、どんどんと希薄化していつているわけであり、

今、文化協会において会員が一向にふえていかない、どうなっているんだろうとかいろいろな話を聞くわけであり、もっともっと学校・家庭・地域、そういったところに文化協会が入り込んで、これからの子供たちにもいろんな情報を提供していったらいいかなあと思います。

一つの例として、今、日本中に将棋ブームが起きておるわけであり、文化協会にもそういったクラブはあるわけですが、一向に弥富では将棋ブームは起きていない。これはどこに原因があるかということになると、学校側に将棋をやっている人、またそういった文化を持っている人がもっともっと入り込んで教えてやっていただきたい。そういった垣根を取り外せば、何かのきっかけができるんじゃないかなあと思っております。

次の質問に入ります。

体制を整備するためには、推進協議会や支援センターの設置が必要不可欠です。生涯学習の理念が提唱されて以来、生涯学習の先進都市では何十年も前に設置されているわけであり、推進協議会は、学校、社会教育関係団体を初め、幅広い機関・団体の関係者が集まり、連携し、協力関係を構築するとともに、地域のニーズに応じた活動の推進方策を検討し、奉仕活動、体験活動を推進する上での諸問題について協議を行う場であり、支援センターは幅広い情報収集や提供、指導者の登録や紹介、相談などのコーディネート等を行う拠点であります。先進都市と比較しますと、弥富市はこの2点について非常におくれていると言わざるを得ません。特に支援センターの設置・運用は急務ではないかと考えます。

今現在、社会教育センター等で各種団体の活動が活発に行われております。その活動をより活発にするには、横断的な交流も深めなければならないでしょう。今の現状では、その方策を見出せるだけの組織体系や場所、ありとあらゆるものが十分ではありません。

そこで、各種分野において活動している団体・個人が活発に活動できる環境の提供をいち早く実現するために生涯学習推進センターを創設し、市民参加型の生涯学習を早期に実現させるべきだと考えます。既に何十年も前にセンターを開設した先進都市では、各種団体と共同運営を実施したり、運営委員会を立ち上げて持ち回りで開設しているところもあります。

いずれにしても、市民参加型の事業運営であり、新規参加者、団体とうまく共存もできるようにしないといけません。行政主体の運営では、職員体制等も含めて限界や壁があり、新規事業は望めない状況となってしまうと想像をしています。市民による要望、提案はますます複雑化していき、市民だけではなく、それに応えていく行政にとっても共同運営を推進

めることにメリットを感じ、この形が生涯学習理念に近づいたものだと考えます。

厳しい言い方かもしれませんが、生涯学習課と名称は変更されたものの、まだまだその名称に値するだけの組織運営はされておりません。生涯学習の推進は弥富市の活性化と連動しており、今後の発展へとつながる重要な分野であります。今後、住みよいまちづくりの推進の一環として、生涯学習推進センターの創設について協議しなければならないと考えますが、市の考えをお聞かせ願います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 生涯学習課は、平成23年4月より社会教育課から名称変更しました。社会教育は学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のことで、一方、生涯学習は学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動など、生涯にわたる学習のことです。

現在は、総合社会教育センターが生涯学習センターの役割を担っております。生涯学習に期待される役割は、行政だけでなく、学校、家庭、地域、団体やグループなど、さまざまな主体によって担われていくことと考えております。特に市民主体の生涯学習が行われていくために、学習と活動を結びつけるなど、市民一人一人が日常的に直面する課題解決に向けて、自分たちで物事を決め、ともに解決に当たるといった市民力を身につけることにより、さまざまな分野で市民参画を図るという仕組みづくりを推進することの必要性を感じています。

そこで、市民の主体的な学習を支えるための学習機会の創出に向けてネットワークづくりや講習会等を実施するとともに、幅広く生涯学習に対する相談に応じられる体制を構築し、学習から活動へと結びつけるための支援を行いながら、まさしく議員の言われる生涯学習推進センターとしての機能を発揮していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） たしか私、23年の3月議会だと思いましたが、このときに、なぜ弥富は社会教育課なんだと、生涯学習課に変えたらいんじゃないというような質問をした覚えがあります。名前は変わりましたが、先ほど言ったとおりであります。生涯学習に期待される役割は、行政だけではなく、学校、家庭、地域、団体やグループなどさまざまな主体になっているという報告がありました。どうか一般の市民の皆さんが積極的に参加できるような生涯学習にしていきたい。

そういった意味において、きょうの中日新聞は全くヒットでした、私の質問に対して。市長、この件につきまして、これまでの大変な苦勞もあったかという報告でありましたが、今後の期待等についてお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。



○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

市と愛知大学との連携・協力に関する協定の締結式を昨日行ったわけでございます。そして、本日の新聞にも掲載をいただいたということでございます。

私たちは平成18年4月1日、新市弥富市という形の中で合併をして誕生したわけでございます。そのときには、人口減少、少子・高齢化による社会がますます進展してくる、あるいは地方分権社会における行政の役割はどうしていったらいいんだろう、あるいは将来にわたる行財政基盤というものをしっかりと確立していかなきゃならないということが私たちの合併の趣旨でございました。そして、平成21年から第1次総合計画を立案し、そして平成30年まで第1次総合計画があるわけでございます。

この計画につきましては、もちろん多くの方に参画していただいて、この計画を練り上げてきたわけでございますけれども、それは今まではこの計画に対して、ほかの計画もそうなんですけれども、株式会社行政とか、そういった外部のブレーンが中心となって、この基本計画を考えるということが我々行政の大きな一つの形でもありました。そこから脱却していきたいというのが私の大きな考え方の一つであります。だから、平成31年から平成40年までの第2次総合計画をこれからいろいろと御協議していただくわけでございますが、その中で愛知大学と一緒に組めないかということで入江教授に御相談申し上げ、そしてその考え方について御理解をいただき、これから進もうとしているわけでございます。

もちろん、私は行政をつかさどるものとして職員の力を信用していくわけでございますけれども、全く異分野の方たちと協議をすることによって新しい価値が見出せるだろうと思っております。そういうことこそ、地に足がついた我々の総合計画ではないだろうかと思っております。人から与えられたものを実行していくということにつきましては、なかなか力が入らない部分も出てくるだろうと思っております。そうした形の中で、新しい地域の活性化はどうあるべきか、あるいは産業の振興はどうあるべきか、あるいは地域文化の振興はどうあるべきか、あるいは福祉についてはどうなんだ、あるいは教育、人材育成についてどうしていったらいいだろうということについて、しっかりと異分野である大学との連携・協力という形のもので一度やってみたいということを職員のほうに話をさせていただいております。

そして、いろんな細項目というか細かい分野において職員と大学生と一緒にになって協議する、そして何か新しいものがそこから見出される、そういうことを狙いとしてやっていく。そして、大いに職員にも勉強していただくというようなことになっていく、そんなようなことを考えておるわけでございます。そういったことに対して、川井学長・理事長が御理解をいただき、昨日のような締結式になったわけでございますので、今後はその進捗状況につきまして、議員各位にも御報告申し上げていきたいと思っております。第2次総合計画は、み

ずからの職員の力をこの中に入れていくという形で、生きた総合計画にしていかなきゃならないんだということを強く申し上げているところでございます。

また、生涯学習センターについても、先ほどいろいろと議員からお話をいただいておりますけれども、これもこれからの連携・協力の項目の一つとして上げていきたいと思っております。そして、この地域に本当に住んでよかった、住みがいのあるまちだということにしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で

○議長（武田正樹君） 佐藤議員、まとめてください。

○14番（佐藤高次君） 時間が来ました。まさに地域における課題をこういった形で解決していただいて、平成32年1月には新市役所の竣工という大変うれしいことがあるわけであり。そのときには弥富市が変わったなあと、変わっていくなあとという実感のある施策をどんどん取り入れていただきたいことを要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2つの項目について質問をいたします。

それでは、1項目めの質問から始めさせていただきます。

先ほど午前中の市長の答弁にもございましたが、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年、日本の高齢化率は約30%にまで上昇し、社会保障費の確保が困難になることが懸念されております。同様の質問が昨年度12月に議会において堀岡議員からなされておりますが、今回は平成28年度4月から始まりました介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、堀岡議員のその当時の質問並びに本日午前中の永井議員の質問と重複しないよう尋ねていきたいと思っております。

政府は、公的な医療や介護への依存傾向を改め、病気や障がいがあっても可能な限り自立した生活を営める地域づくりを推進すべく地域包括ケアシステムの構築を打ち出しております。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は、その基礎づくりの一環をなす事業として位置づけられております。

全人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が7%を超える高齢化社会から、高齢化率14%を超える高齢社会に至るまでの年数は、フランスで114年、ドイツで42年要しておりますが、日本では四半世紀足らずで達しており、高齢化のスピードがいかに速いものかが理解できます。そして、2007年には21%を超える超高齢社会へと進んでおります。その後、第1次ベビーブームに生まれた約800万人の方々が後期高齢者に達する2025年には、高齢化率は30%に達します。長生きであることは大変喜ばしいことではありますが、日本の場合、少子化、出生率の減少が同時に起きているため、私たちの暮らしを脅かすさまざまな問題が生じるおそれがあります。これらの問題を総じて「2025年問題」と呼んでおります。

この問題の中でも最も深刻化しているのが社会保障費の増大であり、2025年には1.8人で1人の高齢者を支える状況になると言われております。このまま何も対策を講じずにいけば、大増税を初め介護離職など、親の介護を理由として経済困窮といった問題が他人事でなくなってくるかもしれません。政府では、これらの問題を解決すべく、介護人材の確保や処遇改善に向けた施策を打ち出しておりますが、全国的に改善の見込みが得られていないのが現状であります。

その中、2015年から段階的に導入が始められている総合事業は、2025年に向けての地域包括ケアシステムの基礎づくりとして実施する事業の一つに掲げられております。弥富市では平成28年度から総合事業が本格的に開始されたわけでございますが、従来の介護予防サービスでの国の介護予防制度によって基準や単価が全国一率であったものが、各市町村が基準や単価を設定して運営することとなっております。各自治体が主体となることで自由度が高くなり、地域の実情に応じたサービスを創意工夫によって提供できるようになりました。

そこで、我が市における介護予防の施策全体を見据えた上で、総合事業の役割、立ち位置の考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 弥富市でも団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けてさまざまな施策を講じております。その中でも、高齢者が住みなれた地域で生活を継続でき、いわゆる健康寿命を延ばしていくための介護予防・日常生活支援総合事業の役割は、地域包括ケアシステムの根幹をなすことは言うまでもありません。

介護予防に係る地域支援事業には、介護予防事業、包括的支援事業（地域包括支援センター及び任意事業）、包括的支援事業（社会保障充実分）から構成がされており、介護予防・日常生活支援総合事業は介護予防事業を指しております。弥富市介護予防・日常生活支援総合事業には、ヘルパーなどの訪問型サービス、デイサービスなどの通所型サービス、介護予防ケアマネジメントを初め、一般介護予防として、はつらつ会の皆さんにも活躍していただ

いております健康運動指導士、健康づくりリーダーによる健康体操や体力測定などを行っています元気塾、市内各地区で実施していただいております高齢者の集いの場「ふれあいサロン」、タブレット端末を使い認知症の予防を図る脳若トレーニング教室などを実施しております。

他に地域支援事業には、地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント支援の各事業や、ささえあいセンターの生活支援体制整備事業、弥富市も平成29年4月から実施しています認知症初期集中支援チームの認知症初期集中支援推進事業、現在、海部津島の各市町村と調整を行っておりますが、平成30年度から市町村で実施することが義務づけられております在宅医療・介護連携推進事業などがあり、それら一つ一つをより充実したものに確立していくことにより、地域包括ケアシステムが実現するものと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 導入されてから2年目ということで、ある程度効果を問うということとは時期尚早だということでございますし、しかしながら全国的に見ましても早くから導入をされている自治体におきましては、要介護認定者が低下傾向にありますし、介護給付費の上昇率が低減しているという報告もあります。さらには、総合事業利用者のうち更新申請をしない人がふえているなど、今後の事業に期待していきたいというようなことで思っております。

次に、自助や互助における活動やサービスの強化・開発は簡単なことではございません。また、体制を一旦整備すれば完了というものではありません。高齢者のライフスタイルや地域の状況は変化するものであり、それに応じて活動やサービスの強化・開発が継続して行われるような地域の基盤ができていることこそが重要であり、これは地域包括ケア研究会が平成28年3月に発表した報告書で強調されている地域マネジメントの考え方になるものでございます。

住民や団体・企業は、自分たちの思いや理念に基づいて、それぞれの活動やサービス提供を行っています。そのような個別の取り組みに加え、介護事業全体では、多様なニーズに対応するため、住民などが協力して協議や実践を行う協働を進めることが期待されております。協働とは、さまざまな方々が互いを尊重しながら、できることを持ち寄って取り組みを進めることですが、合意形成や調整に手間も時間もかかります。しかしながら、総合事業のための介護全体の事業ではないということでございますし、全体では幅広い地域資源の充実を目指すものでありまして、多様な活動やサービスのうち総合事業の対象になるのは、その一部でございます。

弥富市としては、地域の課題と資源に関する情報共有、関係機関への協働の働きかけ、分

野間での調整、充実に向けた方針の検討、総合事業の対象の選定などを実施していただき、介護全体の事業と総合事業の関係性を意識しながら、両事業を推進していく役割を担っていただいていると思っております。地域包括支援は定着しつつあると思いますが、個々のサービスに対するニーズを市民の方々などが協議や実践、この協働という形で進んでおられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 個々のサービスに対するニーズを吸い上げるために、地域における民生委員のきめ細かい対応がございます。また、地域で総合相談を担う地域包括支援センターや、ケアマネジャーがケースに対応しつつ介護保険サービスで対応しづらいことには近隣に住む地域住民の見守りや、ささえあいセンター協力会員による活動がございます。これらの活動は個々に行われるものではなく、ケアマネジャーが行う担当者会議や地域包括支援センターが招集するケア会議で、住民も交えて協議や実践されるようにしております。まだまだこれからの取り組みとなりますが、利用者を取り囲む人たちが同じ方向を向いて協働していく必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 全くそのとおりでございます。そのことを踏まえまして、次の質問であります。

協働は、関係主体がばらばらに動いては進みません。関心や価値観の異なる主体が信頼関係をつくり協力する方法を見つけるには、顔を合わせて互いの得意分野を知り、役割分担がうまく機能するやり方を実感する過程が必要でございます。そのような過程を各地域で生み出すため、関係主体が地域づくりに向けて協働で取り組むチーム、協議体と、関係主体の協働を促し、高齢者の社会参加や住民主体の活動、多様なサービスの充実を推進する方々、生活支援コーディネーターが国の体制整備事業では盛り込まれております。

この中で行政の役割とは、関係主体に働きかけるのとあわせて、協議体や生活支援コーディネーターの活動の支援、関係主体や行政庁内の連携の推進・調整を担うこととなっております。

弥富市では、協議体、生活支援コーディネーター、それぞれの組織が担っておるのでしょうか。また、国が示しておる機能は果たされておるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活支援・介護予防の体制整備における協議体として、本市では、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員会、ボランティア団体、介護サービス事業所等の代表で組織するささえあいセンター運営委員会がその役割を担っており、地域ニーズの把握、コーディネーターの組織的な補完、地域づくりにおける意

思の統一を図る場、情報交換の場として機能しております。

また、生活支援コーディネーターは、市全体の資源開発を促していく第1層の働きと、中学校区レベルで展開していく第2層の働き、実際の住民主体の活動をマッチングしていく第3層の働きがございます。弥富市では、第1層の住民参加の仕組みを考えていく働きと第3層のマッチングの働きを担っていただいております。今後、中学校区に展開していく第2層の働きに進めていきたいと考えております。ささえあいセンターの立ち上げやサロンの取り組みへの協力、また成年後見センター設置に伴う検討会の立ち上げも研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 生活支援コーディネーターという資格を取るために、特に必要な資格もなければ、必要な経験も要らないそうです。しかしながら、現実的には介護の知識が全くない方がこの仕事につくことはできないでしょう。介護の知識・経験を有しており、さらには地域包括ケアシステムの考え方に共感を持っている方でなければ、それに加えてコミュニケーション能力、マネジメント能力も必要になってきまして、適任者というのはかなり絞られた方々にしか存在しないのではないのでしょうか。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの生活支援コーディネーターという方々、各自治体が地域包括ケアシステムの構築を進める中で重要な役割を担うポジションであるということで、2018年までに地域包括支援センターへの配置が義務づけられているということでございます。高齢者の生活支援と介護予防の基礎構築に向けたコーディネーター機能を果たす役割が与えられており、大きく分けると3つになっているそうでございます。各自治体で不足している高齢者に向けたサービスを新たに発掘・開発し、さらに生活支援の担い手となる方の育成、そして地域包括ケアシステムを推進していくための行政などの各機関と地域住民の方々との関係を構築していくネットワーク機能の充実ということ、最後にサービスを発掘・開発していく際に的確な事業者につなげていくニーズと取り組みのマッチングも役割として担っておるということでございます。

そもそも行政全体の介護から住民主体の介護へとシフトさせるための生活支援コーディネーターの設置であるということでございますけれども、設置に際して多くの自治体が二の足を踏んでいる状況であると全国的に言われておるわけでございますけれども、その理由としては、まず仕事内容が明確ではないことや、やるべきことが完全に定まっていないこと、自治体ごとに状況が違うなどということが上げられておるわけでございますけれども、さらにはこの仕事を任せられる人が限定されるということございまして、相応の知識・経験が必要となってきますし、想像以上に業務の負担が大きいとの声もあるそうです。したがって先

ほども述べましたが、この仕事を遂行できる方はなかなかいないと思われておりまして、資質を持った方を探すことも相当苦勞するのではないのでしょうか。

これら全国的には設置に関して諸問題があるみたいでございますけれども、先ほどの答弁の中でも少しお話を聞いてはおるんですけれども、より具体的に、そして我が弥富市の生活支援コーディネーターの方々の具体的な役割、そして地域包括支援センターとケアマネジャーとの連携を少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） コーディネーターの役割といたしましては、先ほども述べましたが、生活支援の担い手の育成や資源開発、利用会員と協力会員のマッチングなどがございます。また、連携につきましては、個々の利用者の担当者的会議や地域ケア会議への出席、その他介護保険サービス、調整会議への出席、民生委員協議会への参加、権利擁護事例検討会の開催などを通じて、常に行っているところでございます。関係者の目線の統一を常に目指してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 地域包括ケアシステムをつくり上げていく上で欠かせないポジションでございます。しかしながら、先ほどからずっと言っておるわけでございますけれども、想像以上に仕事がハードであり、目的が細かいところまで落とし込まれないことが予想されます。市といたしましても、フォローをよろしくお願いいたします。

次に、総合事業で利用できるサービスの中での運営事業でございますふれあいサロン、こちらは午前中に永井議員の質問、答弁にもございましたが、より具体的に質問をさせていただきます。

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者の方々と、各種の相談に対応できる社会福祉士や介護福祉士、ボランティアなどの地域住民が気軽に集い、協働で企画し、活動内容を決め、触れ合いを通して生きがいがづくり、仲間づくりの輪を広げる場として、弥富市としても委託料が予算計上されておることとでございます。29年度の予算ということとでございますけれども、介護サービス事業所5カ所、福寿会・自治会等で10カ所となっておりますが、現時点での状況を聞かせていただきたいと思います。

また事業所運営、これは何ら心配することではないと思っておりますけれども、福寿会・自治会が運営しているふれあいサロンについて、具体的な運営状況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成27年度からの介護保険法改正をきっかけに単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性も増加

することで、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することの必要性が求められ、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるということが重要と位置づけられました。

本市においても、平成27年4月から8カ所でふれあいサロンがスタートしたわけですが、現在は介護施設でのサロンが5カ所、地域団体によるサロンが12カ所の合計17カ所になり、各サロン月1回から月4回の開催で10名から20名ほどの参加者が利用をされております。歩いていける憩いの場として、高齢者のひきこもり予防に大きな役割を担っていただいております。

また、各サロンでは代表者や参加者により毎回工夫されたプログラムを行っていただいておりますし、介護施設でのサロンは、やや支援の必要になった方や歩行についてもやや不安になった対象者についても、送迎支援や介護支援もあわせて行っていただいております。

昨年より、ふれあいサロン代表者のための集いを開催し、代表者のための相談や意見交換を行っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 愛知県高齢福祉課調べの県内における認知症カフェの実施状況によりますと、平成27年度では39自治体において161カフェ、28年度で46自治体で287のカフェが開設されたということになっております。弥富市においてのふれあいサロンが、イコール愛知県が示している認知症カフェということではないそうですがございますけれども、愛知県全体を見てもふえてきている状況だと思われ、そして愛知県としては2020年には県内全市町村に普及させていきたいということがございます。弥富市内においても、ふれあいサロンの増設並びにますます内容の充実を図っていただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

総合事業では、二次予防事業の対象者から要支援2まで幅広い高齢者の方まで対象になっていきますので、しっかりとしたアセスメントを行う能力が求められます。今の要支援1・2の方だけでも現在ケアマネジャーに負担がかかっており、より軽度の高齢者が加わり自立を促す視点がさらに要求されるケアプランづくりは、より高いスキルが必要となってくると思われます。

総合事業としては何らかの支援が必要な65歳以上の全ての方が対象であり、要介護認定で非該当の方もサービスを受けやすくなり、要支援と非該当を行き来するような場合でも切れ目のないサービス提供が可能だと唱えられております。

弥富市として要介護認定の制度から漏れるニーズ、先ほどからの非該当の方の対応についてお尋ねをいたします。



既存の介護事業所だけではなく、NPO、ボランティア団体、民間企業、協同組合、地域住民などによるサービス提供も可能だと言われておりますが、肝心のマンパワーを確保する手だてということは十分なのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 基本チェックリストによる調査で非該当となった方に対しては、自立した生活が送れる方という判定が出た旨の通知とともに一般介護予防のお知らせを同封しております。要介護認定や基本チェックリスト該当・非該当にかかわらず、どなたでも御利用できるサービスとして一般介護予防がございます。一般介護予防の内容につきましても、最初の御質問でもお答えさせていただきましたとおりでございますので省略をさせていただきますが、この一般介護予防につきましても、今後、はつらつ会のようなボランティア団体の支援強化や地元の地域団体等の御協力をさらにいただくことにより、マンパワーの確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 政府の打ち出しております介護離職者ゼロというスローガンのもと、受け皿づくりを加速していく方針が示されておるということでございますが、肝心のマンパワーを確保する手だてというのは不十分だという、政府に対しての批判というものもつきまといっているということで、こういった評価をされている新聞記事もあるそうでございます。多様なサービスを支える担い手の確保は、これからも継続的な課題になっていくのだと思われております。

次に、新地域支援構想の趣旨の中で、要支援などの高齢者のみに限定することは現実的、効果的ではなく、子供、障がい者を含め福祉制度の分野にかかわらず、支援を必要とする全ての住民、要介護高齢者、広く支援を要する高齢者でも対応していくことが必要であると説明されておるわけでございますけれども、弥富市としての障がい者の方々に対するサービスとの融合について、考えを聞きたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 地域支援事業のささえあいセンター事業については、利用対象者を高齢者と限定せず、障がい者の方の利用も可能としております。地域包括ケアシステムは高齢者のみを対象としているのではなく、子供や障がい者、または成人も含め、全ての方が参加して初めて成り立つ社会環境の概念でございますので、弥富市としましても、介護高齢課、福祉課、児童課、保健センターなどの縦割りではなく、地域包括ケアの各対象者間の連携をしやすい体制づくりが必要だと感じております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 障がい者の方々は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は

多様でございまして、介護サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを判断するということは非常に困難であります。市としては、障がい者の方々が必要としている支援内容に対して、介護サービス受給の可否判断を適切に、しかも迅速に行っていただくことを要望いたします。

最後に統括して市長に伺いますが、冒頭でも述べましたが、新しい総合事業では各市町村が基準を設定して運営するということになっていまして、市が直轄して行う事業でございす。これを踏まえ、弥富市独自のサービスを提供していただきたいのですが、2025年に向けての展望はございますか。

また、8月の共同通信による調査によりますと、ことし4月までに総合事業に移行した市町村のうち、回答された1,575自治体の45%が運営に苦慮しているというようなことが書かれておりました。市長として、これからの市民皆様が安心して暮らしていただけるための第一歩である総合事業に関して、お考えを聞きたいと思ひます。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員の御質問に御答弁申し上げます。

朝方、永井議員のほうからも、この介護だとか、あるいは福祉ということについての御質問がございました。私ども弥富市といたしましては、平成28年度より1年前倒しをいたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業という新しい事業を取り組んでおるわけでございす。この総合事業において、いろんなニーズだとか、あるいはサービスというものが必要になってくるわけでございすが、そういったものがどういうところにあるのかということについては、しっかりと見きわめていかなきゃならないと思っております。

また、この地域の高齢者につきましては、私たち公助という形のやらなきゃならない問題はたくさんあるわけでございすけれども、地域の住民の皆さん、そしてNPOであるとかボランティアの皆様方にお力添えをいただいて、何とかこの地域の中での仕組みを完成させていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。この辺のところにつきましては、先ほども言っておりますけれども、弥富市第7期介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画の策定の中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

第7期の計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年でございす。きょう三浦議員がおっしゃるように、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題につきましては、その後の第8期の計画になってくるかなあと思っておりますけれども、第7期、第8期はほぼ同じような高齢者の数になってくると思っております。要介護認定につきましても、今現在は1,700名ほどでございすけれども、この団塊の世代が2025年という形になりますと、恐らく2,000人を超える要介護者というような認定者になるんじゃないかなあと思っております。

そうした形の中で、自助・共助という形の中で努力もしていただかなきゃならないわけで

ございますが、公助の役割が非常に重要であります。御承知のように、介護保険税というのは、50%は被保険者、40歳以上の方が等しく助け合っていこうということで、その介護保険税を担っていただいております。そして、そのうちの半分の50%の内訳は、25%が国が負担をしていく、そして12.5%が県が負担していく、そしてあとの12.5%が市町村が負担をして介護保険税の仕組みができておるわけでございます。

そうした形の中において、現在でも弥富市は、この介護給付額というのは30億を超えるような状況になってまいりました。そうすると、その市の負担としては12.5%あるわけでございますので、3億という形の数字になってくるわけですね。これが、認定者がふえればふえるほど給付額はふえていくというような状況でございます。

そうした形の中において、平成31年10月の消費税の改定という問題が今あるわけですが、これは社会保障、医療・介護・福祉をやっていくためには不可欠の問題だろうと思っております。だから、消費税の改定なくして、社会保障のあれは考えられないということでございます。そうした形の中で、次の平成31年10月の改定については、十分注視をしていきたい。これは私ども弥富市にとって、一つの自治体にとって、2億1,500万の消費税交付金というのが今計算をしておると来るわけでございます。そうしたことを社会保障に充てていくということが必要だろうと思っております。

もう一つは、施設の数が足りないということが大きな課題としてあるわけでございます。特別養護老人ホーム、あるいは有料老人ホーム、あるいは老健、あるいはグループホームといったような施設が足りないということが、現状、要介護認定ということがふえればふえるほど必要になってくるわけでございますけれども、これを何とかしていかなきゃならないという形で、さまざまな規制があるわけでございますけれども、そういったことについても緩和をしていただくなどして、施設の増ということについて我々の役割はあるんだなあと考えておるところでございます。

そんなようなことで、市民の皆さんが安心して暮らしていただけるようなことを本当に大きな課題として考えていかなきゃならない。これは、公の役割としては非常に重要なわけでございますけれども、みずからのことはみずからという形の中においても、しっかりと自分たち、あるいは家族の中で介護について、あるいは医療について、福祉について考えていただきたいということを言わざるを得ないというような状況でございます。そうした形の中で介護予防、あるいは健康ということに対して取り組んでいただきたいと強く思うわけでございます。

いずれにいたしましても、議員各位と同じ歩調をとりながら、安心して暮らしていける総合事業というようなものを確立していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 将来を見据えたお考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。また、午前中にも介護は最重要課題だというお答えもいただいておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

しかしながら、今回の総合事業について質問をさせていただいたわけですが、資料を集めて調べれば調べるほど、難解な事業であるように思われました。国と自治体と2つの制度ができたということで、市民の方々には要支援のサービスはややこしくなったのではないかなというようなことも思っております。しかも、提供サービスにおいても一律ではなく、専門職からボランティアの方までさまざまな人々がかかわってきまして、料金も誰からサービスを受けるかによって異なっているということでもございます。それらのことから、これからも市内の利用者の方々、多くの方が疑問を抱いて担当課の窓口を訪れるかと思っておりますけれども、適切な対応をお願いいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

次の項目、子ども会についてでございますが、先ほどの介護予防・日常生活支援総合事業と同様に、地域の中で考えていかなければならないという観点からの質問をさせていただきたいと思います。

6月議会におきまして、加藤議員のほうから同様な質問がなされておりますが、こちらのほうにも重複しないように気をつけていきながら進めていきたいと思っております。

子ども会問題を質問する前に、大きくくりというような意味合いもございまして、今改めて町内会・自治会のあり方について考えてみました。

深刻な大規模災害に見舞われた都市でも、農漁村でも、近隣住民の助け合いや支え合いが重要な役割を果たした事例が多く見られました。災害直後の救出から避難所、仮設住宅の暮らしを通じて同じ地区で生活をともにする人々の気心の知れた関係は、生活の迅速な再建に欠かせないものでした。また、集落消滅から里山・里海再生に向かう活動の中で、地域再生の基軸として集落の意味が再確認されております。

しかし、災害も、高齢者介護も、先のことと思いたい地域住民にとって、町内会・自治会の存在は影が薄い気がいたします。マイカーと、コンビニと、SNSがあれば、隣人とのつき合いは不要と思われることも多いのが現実であります。その背景には、日々の仕事や生活に追われる中で、今、地域がどうなっているのかの情報もなく、直接関係のあること以外はなるべくかかわりたくないし、かかわる余裕もないというのが住民生活の姿でございます。そして、そのためにこうした住民で組織される町内会・自治会は、組織の加入率の低下や役員のなり手がいないという組織存続の危機という事態にも追い込まれようとしております。

人口減少に転じた社会の構造転換は、地域でもそれへの備えに傾いてきている状況になってきています。震災を契機に一時期注目されていたNPOやボランティア団体も、その守備

範囲が明らかになってくる中で、町内会・自治会などの地縁団体の意味と役割とが改めて問われているような気がいたします。こういった地域状況を踏まえ、それぞれ町内会・自治会の傘下に位置づけられております子ども会について聞いていこうと思います。

年齢の異なる子ども同士が遊びを通してさまざまな体験をしながら仲間づくりをし、生きるとうとさを学ぶ集まりであります。ある催しがあれば、その前に子ども会の仲間が集まって自分たちでやりたいことを出し合い、そして準備をし、当日みんなで遊びます。もちろん、子供だけが全部やれるわけではございません。子供たちだけでは荷が重過ぎることがたくさんあると思います。大人、いわゆる保護者の方々の応援をしていただくということがございますけれども、この皆さんが住んでいる地域に一番密着している組織である子ども会は自治会単位で形成されていることが一般的で、学校よりも小さな場で形成をされているということがございます。しかしながら現在、全国的に見て、子供数の減少、冒頭の町内会・自治会問題同様、社会生活環境の変化と地域における人と人との関係性の希薄化などが反映して、子ども会が減少傾向となっておるという統計があります。

これは、全国で1982年度では約835万人でありましたけれども、2015年度では約280万人まで減ってきている状況であるという統計がございました。少子化が主な原因のように思われるわけがございますけれども、全国的な加入率の低下は、子ども会への加入者減少という要因が一番の要因であると言われております。加入に関しては任意のため、ここ数年では最初から入らないという家族も多いそうですが、入会しない理由としての多くが、行事に魅力を感じない、子供の習い事で行事に参加できない、保護者の負担がふえるからなどが上げられておりますが、しかしながら子ども会は子供のためだけではなく、地域で子育ての悩みを共有できる、子供の意外な一面を知ることでもあるといった点で、親のためにもなるといった側面があり、意外に若いお母さん方がコミュニティの場として必要と思われる実例もあるということがございます。

こういった現在の子ども会の状況を踏まえ、行政全体としては少なくなってきた子供たちをスポーツ少年団や学習塾などのその他の課外活動と奪い合うような状態になっておりまして、どこにどの程度注視し、力を注いだらよいか、選択していかなければならない段階まで来ているのではないのでしょうか。

弥富市の単位子ども会の推移並びに現況、市子ども会連絡協議会の活動状況、そして現在抱えている問題点など、あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 1点目の単位子ども会の推移につきましては、平成26年4月1日現在、54単子であったものが、今年度4月1日は48単子と6つの子ども会が減少し、会員数も平成26年4月1日現在、1,655人であったものが、今年度4月1日は1,364

人と291人減り、小学生全体の人数から算出した子ども会への加入率は、平成26年度、65.7%であったものが今年度は55.86%と9.84%減少し、単位子ども会の推移としては年々減少傾向にあります。

活動の内容につきましては、単位子ども会でそれぞれ行われておりますが、主な活動事例といたしましては、廃品回収や日帰りバス旅行、映画鑑賞やクリスマス会などが上げられ、市は単位子ども会へ1万5,000円と会員1人につき100円を加えた助成金を補助しています。助成につきましては、新たに取り組みたい活動や特に充実させたい活動がございましたら、子ども会連絡協議会で十分協議され、事務局まで申し出ていただきたいと思いますと考えております。

2点目の市子ども会連絡協議会の活動状況としましては、会長と8つの学区から選出された2名ずつの育成者の計17名の役員から構成され、運営がなされております。主な行事としましては、ドッチボールを行う夏季スポーツ大会、大縄跳びを行う冬季スポーツ大会、その他秋には活動顕著な子ども会や育成者を表彰し、また各学区の子ども会の6年生による合唱やダンス、太鼓の発表を行う子ども会大会などが行われています。

3点目の現在子ども会が抱えている問題点につきましては、会員数の減少や役員となった親の負担増加が上げられております。原因といたしましては、子どもの塾や習い事がふえてきて子ども会をやめてしまったり、また土・日に活動が集中し、仕事を持つ親にとって負担が大きくなったりしていることが考えられております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 単位子ども会、それに伴った会員数、想像以上に減少の一途をたどっておるということでございます。加入率に関してはもちろん減少はしておるわけですが、学区によって大分状況が異なっているのではないのでしょうか。また、市子ども会連絡協議会の活動に関しては、単位子ども会のように各自治体の傘下にあり、親御さん以外の地元の方々との接点ということで、意外と自治会への理解ということが得られにくいのかなあというようなことも思いますし、市連絡協議会の子ども会に携わっていない方々ということに関して、活動はなかなか見えていないなあというようなことでございます。協議会活動のPR、これが工夫が必要なのかなあということになってくるのかと思います。

それでは、全国的に見て、子ども会の活性化を促している事案について少し考えてみたいと思います。

子ども会の活性化の一端として、ほかの市町ではジュニアリーダー・シニアリーダーの導入をしている事例がございます。子ども会に限らずスポーツ少年団などの活動において、皆の気持ちを理解してグループをまとめるとともに、指導者と協力してグループを目標に向かって育てていく役割を担うべく人たちがリーダーと呼ばれておるわけですが、ジュニアリーダーの対象は小学5年生以上中学生まで、役割としては会員の模範となって活

動をしていくこととなっています。シニアリーダーにおいては義務教育を終えたジュニアリーダー、またはジュニアリーダー認定資格者に準ずる人たちが対象であり、単位会及びリーダー会において模範になって活動をしていくということになっております。

行政において独自にリーダー研修を企画し、育成と活用に力を入れていくことも、これからの子ども会を存続していくには大切なのではないのでしょうか。ほかの市町でも、まだまだ見切り発車的でございますけれども、どうなっていくかよくわからないような状況ではありますけれども、そもそも中高生の数も減っているということでございます。部活動などほかの課外活動との兼ね合いも小学生より多く、右肩上がりにリーダー活動を行う中高生がふえるということは考えにくいという状況ではありますが、それでも大人のみで子ども会事業を行うよりも、子どもたちへの反応は確かによくなり、ある程度の規模まで育て、維持していくことが望ましいと思います。

弥富市においては、ジュニアリーダー・シニアリーダーの導入はされておるのでしょうか。私としてはこれまで存在は聞いたことございませんが、これからの導入、育成していく計画はございますか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ジュニアリーダーやシニアリーダーの導入は、本市を含めて海部津島地域においてはまだございません。スポーツ少年団の活動では、ジュニアリーダーやシニアリーダーが団員の気持ちを理解し、目標に向かって育てていく役割をリーダーが担っていますが、子ども会活動においても調べてみますと、明確な規定はございませんが、中学生や高校生のジュニアリーダー、そして大学生や社会人のシニアリーダーがそれぞれ活動されている事例もございます。子ども会のよきお兄さん、お姉さんさんとして子供たちの自主的な活動を支え、話し合いや遊び、交流活動が円滑に進むように適切にアドバイスをしたりサポートをしたりする役割を担っております。

リーダーの育成や活用は有効的な手段とは思われますが、中学生や高校生になっていくと、塾や稽古事、部活動等で、子供たちはさらに忙しくなっていくことが予想され、行政がリーダーの研修会を企画し、育成していく計画は今のところございません。

単位子ども会は、各学区において独自に企画した活動やコミュニティ行事、地域の祭りへの参加など地域に根差した活動を行っておりますので、各地区の自主的な活動を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） いきなり市の連絡協議会にはということは非常に難しいお話かもしれません。しかしながら、単位子ども会においてリーダー育成、活用が可能な地区があるかもしれません。

また、これは余談ではございますけれども、埼玉県と千葉県において、各市町村に独立した地域の少年や青年に対する友達活動や話し相手になるとされる青少年相談員という制度がございます。この相談員の方々は比較的若年層ということもあり、他の教育団体と比較しても柔軟な動きがとれるということが特徴でございます。愛知県では制度自体存在はしていませんが、子ども会運営に何かしら役立つ制度なのかもしれませんということをつけ加えておきます。

それでは、これからの子ども会のあり方という点で質問をさせていただきます。

市子連のあり方は、現役員さんにお聞きしたわけでございますが、年数回の理事会と1度の総会で成り立っていると思うのですが、基本的に事務局主導になっておるのではございませんか。また、各単位子ども会においては、自治会やPTAなどとの結びつきが強いと思われ、市子連に上がっていくと活動が全く異なる状況に陥っておるのではないのでしょうか。

また、先ほどの質問でございましたが、子ども会が小学生だけのものでよいのでしょうか。現在、子どもが中学生になっても役員をしなければならないという戸惑いの声も役員さんの中から聞いておるわけでございます。実際に中高生や保育園児を子ども会に入れるかどうかは、各単位子ども会によって事情がそれぞれあるかとは思いますが、これぐらいの規約改正をしていくことが、これからの子ども会のあり方、存続において一つの案ではないかと思っております。その辺について少しお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 御質問をいただきました事務局主導になっておりませんかということに対する御回答でございますけれども、現在、子ども会は社会福祉協議会に業務を委託しておりまして事務局の運営を行っておりますが、市子連の業務として、スポーツ大会及び子ども会大会に向け、年数回の理事会及び育成会長会議を開き、打ち合わせを重ねて活動を進めております。事務局側は市子連のサポートに徹しておりまして、役員さん方と協力し合って活動を行っていただいております。

次に、市子連と単子の活動の状況の違いの御質問でございますけれども、単位子ども会はそれぞれ地域の自治会からも助成があり、地域との結びつきが強いと思われておりますが、市子連に上がってまいりますとドッチボールや大縄跳びなど、活動自体は全く異なるものとなっております。

次に、規約の改正の御質問でございますけれども、役員の任期は各学区さまざまございまして、2年任期のところが多くあるようでございます。小学校6年生で役員をやると、中学生になっても役員をやっているのが現状でございます。

中高生や保育園児を子ども会に入れるかどうかについては、各地区の事情によりますが、市の子ども会への助成といたしましては小学生のみを対象と考えさせていただいております。



ので、御理解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） さまざまな諸問題がございますけれども、単子の子ども会のほうで試験的にでも、支援される方が大人のみということではなくて、ほかの方々も参加できるように試験的にでも試みていただくことを要望いたしまして、最後に、弥富市としてはこれからの子ども会のあり方、存続、繁栄についての考えということで持ち合わせていただいておりますでしょうか。最後、市長独自のお考えを聞かせていただきたいと思います。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 子ども会の件につきまして、三浦議員から御質問をいただきました。

課題は、今の質問、答弁のところで出尽くしているのではないかなあと思っておるわけですが、ございますけれども、とにかく小学生が対象となる子ども会という形の中においては、毎年100名ずつ減というような状況でございます。全体子供数は、今、小学生は児童が2,440名弥富市では見えるわけがございますけれども、その加入率が55%まで落ちてきていると。これは大変ゆゆしき問題かなあと思っております。

他の団体を引き合いに出して申しわけございませんけれども、福寿会であるとか、あるいは女性の会のほうも、少し会員数というのが減ってきているというような、同じような傾向にあるかなあと思っております。しかし、子ども会につきましては、行政としてはいろいろと見直しをしていかなきゃならないと思っておるわけがございますけれども、今、補助金が、それぞれの自治会の補助金は別として、市単独といたしましては、先ほど話が出ましたように1単子当たり1万5,000円、そして子供さん1人当たりに対して100円という形で、平成29年、ことしの場合だと85万6,000円の助成額をさせていただいております。その前の年が、数も多かったもんですから91万1,000円というような状況でございます。この辺の額に対して、これが活動という形のものどこまで比例しているかということについては、一度見直しをしていかなきゃならないのではないかなあと思っております。そんなことで、補助額の見直しも一度検討させていただきたいと思っております。

それから、話の中にありましたように、行事に魅力を感じないというのが非常に大きな要因としてあるかなあと思っておりますので、他の自治体の成功事例というようなものについても、私たちは子ども会さんと同時に学ぶ必要があるかなあと思っております。

それから、運営のあり方ですけれども、現在は社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいて運営しておるわけがございますけれども、このあり方がそれでいいのかということについて、もう一度検討を加えたいと思っております。生涯学習というような形において戻すべきではないかという意見もございますので、そういったことも運営のあり方として検討し

ていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、子ども会活動は、その地域において、あるいは市全体において活性化していくことが大変喜ばしいことであろうと思っておりますので、いろんなことの課題に対して見直しをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員、まとめてください。

○11番（三浦義光君） 先ほど来の生涯学習の質問にもつながっていくような問題かもしれませんが、全国的に見ても子ども会がなくなっていくということは、地域が結束していくための一つツールがなくなっていくようなことでございます。これからも健やかな成長に貢献していく子ども会活動を見守っていきたいということをお誓いいたしまして、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時13分 休憩

午後3時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、平和、ヒバクシャ国際署名、保育に関しては育休退所、LINEでの広報について質問させていただきたいと思っています。

まず、平和、核廃絶のためにヒバクシャ国際署名についての質問になります。

私はことし、8月6日から8月9日の間に長崎のほうに行っていました。8月6日、9日といえばどんな日かといえば、皆さん御承知のとおり、原子爆弾、核爆弾が落とされた日になっています。毎年、市のほうでも協賛やペナントをいただいております、原水爆禁止世界大会という大会に参加してまいりました。ことしは7月7日七夕の日ですが、国連本部で核廃絶の大きな一歩である核兵器禁止条約が122の国で採択された歴史的な年となり、この原水爆禁止世界大会も大いに盛り上がっております。

核兵器禁止条約とは、核兵器の全廃と根絶を目的とした国際条約で、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約でございます。今後、この条約が50カ国以上の国で批准し、調印されれば、90日後に発効ということで、法的効果を持つ条約となっていきます。

しかし、我が国日本の態度はどうか。日本は、皆さんも御承知のとおり、さきの大戦にあの凶悪な兵器である核爆弾が唯一落とされた国となっています。その犠牲者は最も多く、

今なおその傷跡は深く残っており、二度とあのような兵器は使われてはならない、核の悲惨さを伝えなくてはならない役割を持つ国と私は思います。それゆえに弥富市は毎年、中学2年生を広島に派遣し、また事前学習等でしっかりと学習して積極的な取り組みをしているものだと思っています。にもかかわらず、今の安倍政権は批准しない、署名もしないと言っています。

核兵器は抑止やおどしの道具ではなくて、まさしく凶悪な大量破壊兵器となっています。何もよいものは生み出しません。今、北朝鮮との緊張状態もございますけれども、そもそも核がなくなれば、このようなことはないのではないか。本来であれば、一番の被爆国である日本こそが、この核兵器禁止条約に率先して参加すべきであり、世界中に賛同を呼びかけるくらいの対応が望まれると私は思っています。

そこで、市長にお尋ねします。

市長はこれまで、平和に対して積極的な立場で応えてまいりました。また、機会があれば、そのたびに発信していきたいと言っておりましたけれども、この核兵器禁止条約についてどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

その前に、つい先日、朝鮮民主主義人民共和国國務委員会委員長 金正恩さんに、私どもといたしましては、平和首長会議の会長名であります広島市長 松井さんのもと、この委員長に対して抗議文を送ったわけでございます。その内容については、たび重なるミサイルの発射及び今回9月3日に実施されました核実験でございます。そういったことに対して、あってはならないという形の中で抗議文を出させていただきました。

さて、本題でございます御質問でございます核兵器禁止条約に対してどのように思うかということでございますけれども、安倍総理は8月6日、広島で開催されました平和記念式典の中の挨拶において、真に核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国と非核兵器国の双方の参画が必要であるというようなこととお話しされ、非核三原則を堅持し、双方に働きかけを行うことを通じて国際社会を主導していくと表明されておるわけでございます。

核兵器禁止条約の交渉への不参加については、核兵器の非人道性、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識下のもと、理想に向け一步一步着実に近づく現実的なアプローチと異なるため、署名・批准は行わないと説明されておるところでございます。しかしながら、唯一の被爆国である日本としては、核兵器のない世界を実現するため、核保有国へ適切な働きかけを行い、できるだけ早い段階に核兵器禁止条約への参加を表明していただきたいと思っておるのが私の立場でございます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 安倍総理が現実的ではないということで参加しないということでしたが、市長のほうは、やはりこれに参加すべきというお考えをいただきました。

私もそう思います。現実というよりも、まずは日本が率先して手を挙げていくことによって、今の核兵器を保有している国や、また今、私たち日本のように核の傘下、その庇護にあるような国々が一步を踏み出してこそ、現実的な一步を踏み出していく、進んでいく方向に行くと私は思っています。

そこでまず、ぜひ平和首長会などでも積極的な立場で市長は発言していただいて、国に核兵器禁止条約に対して調印すべきと意見を上げていただきたいと思います。特に今できる最大の行動といたしましては、きょうのテーマでありますヒバクシャ国際署名を一つでも多く集めることだと思います。

私、長崎でもらってきたのはこちらになります。このヒバクシャ国際署名は、インターネット等でもすぐ検索してダウンロードもできる形になっておりますので、ぜひ皆さんに協力していただきたいと思います。

また、このヒバクシャ国際署名、片仮名で「ヒバクシャ」と書かれております。これは、日本だけじゃなくて世界中で取り組まれているため、わかりやすくという意図も込められているそうです。

核兵器廃絶を目的として、国連総会に2020年まで毎年この被爆者国際署名を届けるようです。安倍政権は批准しないかもしれませんが、日本の国民は核兵器をなくしたいと思っているという声を届ける署名として、ぜひ積極的な立場で集めたいと考えています。

既に弥富市の服部市長を含む、さっきまでは774でございましたが、今は828の自治体の首長がこれに署名し、2017年の6月9日の集計では全国で296万3,889筆集まっているようです。

また、私が原水爆禁止世界大会に参加し、そこで多くの自治体の取り組みを聞いてまいりました。画期的だなあと私が感じたのは、市役所や公共施設に署名コーナーを設置している自治体が幾つかあったことでございます。平和首長会のほうでもそのような話が出ているとも聞いておりますけれども、そこで平和的な立場で積極的な市長として、ぜひこのヒバクシャ国際署名の署名コーナーを市役所や福祉センターなどに設置していただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、私ども弥富市では、市のホームページの中で平和首長会議のページを設け、平和首長会議等の活動等の内容を市民の皆様へ周知させていただいております。さらに、ホームページ上で平和首長会議に外部リンクしており、市民の皆様へ速やかな情報提

供の共有に努めておるところでございます。

ヒバクシャ国際署名につきましては、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」が正式名称となり、平成28年4月からの日本被団協が主体となって核兵器廃絶国際署名推進連絡会を組織し、新たな開始をされたところでございます。愛知県では19の市町村が署名しており、弥富市も賛同自治体の一つとなっております。

また、平和首長会議による核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民の署名につきましては、私が担当させていただいた平成22年12月から取り組んでおるところでございます。平和首長会議としてヒバクシャ国際署名に賛同・協力することとし、平和首長会議に寄せられた核兵器禁止条約の交渉開始等を市民の署名とヒバクシャ国際署名で集められた署名をともに国連に提出することとしております。

今後は、市ホームページ等で当該署名活動について広く市民の皆様に周知してまいりたいと考えており、本市におきましては今のところ具体的な公共の施設等で署名コーナーの設置につきましては検討しておりませんが、平和首長会議や加盟市町村の動向等を注視し、対応していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のホームページ等でこの署名を広く情報発信していくというお答えをいただきまして、積極的な立場は変わっていないと思いますけれども、しかしながら市のほう、公共施設のほうではそういうコーナーを設けないということでございました。これは、どこに原因があって設置しないという見解に今至っているのでしょうか。もし課題があって解決できるようなものであれば、していただきたいと思うんですが。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今現在は、市ホームページ等でその掲載をさせていただいているという段階でよしとしているという段階でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ただ、近隣市町では、まだそういった署名コーナーを置かれている市がないものですから、なかなかやりづらいという部分はあるかもしれませんが、市長は平和に対して積極的な立場をとられているということで、ぜひこの弥富市から大きな一歩を踏み出していただきたいと思っておりますので、また引き続いてこの音頭をとっていただくことをお願いします。

では続きまして、保育所の育休退所について質問させていただきます。

件名のほうは、保育所の2児などの産・育休等の対応についてと書いておりましたが、とりあえず産休のほうは該当しないですし、一番わかりやすい言葉といたら育休退所なのかなあとしますので、それに變更させていただきたいと思います。

現在、弥富市では、第1児などが3歳未満で保育所に預けている状態で新しい第2児が生まれます。そうすると、お母さん方は、もちろん産休にも入りますけれども、その後に育休をとることがございます。その育休に入ると、実は第1児、前の子供も保育所から一旦退所しなくてはならない、そういう状況に置かれています。

恥ずかしながら私も少し前までは、まさかそんなことになっているとは思わず、正直驚きました。子育てするなら弥富市でと言っている弥富市なら、当然のごとく継続しているだろうと思い込んでいたからです。

これは、保育所に入所するときに、保護者の方には説明をしているのでしょうか。それとも、またパンフレット等を書いてあるのでしょうか。まずこれをお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、育休退所について御説明をさせていただきますと思います。

まず、保育所に入るには保育に必要な条件がございます。この条件に合わない方については、保育所に入らせていただくことはできないという条件がございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、保育所に預けている子供が急に追い出されるわけでございますけれども、そこに条件と合わない今おっしゃいましたけど、もう一度、条件に合わない理由は何でしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市では年度当初、待機児童はございませんが、年度の途中において入所の希望が多く、保育士の確保ができない場合は、入所の要望に応えられず、待機児童が出る場合がございます。

育児休業をとられる保護者は、復職を前提として育児休業を多くの方が1年から3年の範囲でとられます。本市では、母親が下の子を出産後に保護者が育児休業を取得された場合、保育所に通っている上の子、本市ではゼロ歳児から2歳児に限りますけれども、原則として御家庭で子育てをしていただくことをお願いし、仕事に復職される方や弥富市に転入された方など、保育所を真に必要なとする方に御利用いただけるようにするため、国の方針の範囲内で育休退所をお願いしております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、この育休退所に対しては、保護者の方に入るときにあらかじめ説明してあるのでしょうか。それとも、パンフレットに書いてあったりするのでしょうか。それがしてあるかどうか、まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育所に入れる条件としてお示しをさせていただいておりますけれども、育休退所がその方に当てはまるかどうか分からない状況の中においては、そういうことの御説明をしておるわけではございません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしましたら、いきなり第2児が生まれたからといって、じゃあ産休に入ります。そして育休になったとき、第1児の子供が一旦保育所から退所してもらわなければなりませんという形で、急に保護者の方もびっくりされるケースがあると思うんですが、そういったケースはないんですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 確かに保護者の方に御迷惑をおかけすることがあるかと思っておりますけれども、子供はそんな急に、あしたから生まれたというわけではございません。お母様がお子さんができたという段階においてきちんと御説明をし、理解をさせていただくように努めております。

議員のお言葉ではございますけれども、どうしても仕事に復職をされなければならない方がお見えになります。また、弥富市に転入をされて、どうしても保育園に預けないと職が継続できないというせっぱ詰まった状況の方がお見えになります。その方と家で自分が見られる方と比べたときに、どちらを保育所に優先的に預けするほうが市民のためだろうという中において、国の示された範囲内で育休退所をお願いしております。もちろん、保護者の方が御病気であったり、生まれてきたお子様が何か問題を抱えてみえる場合において、そのようなことをしているわけではございませんけれども、そのようなことは確かにございます。

これは待機児童対策でありまして、私ども弥富市が全ての皆様をお預かりする条件が整っておれば、もちろんそのようなことはしておりません。そこは所沢市とは全然違います。これも御理解いただきたいと思います。名古屋市等々で認可外の保育所があったり民間の保育所がたくさんある場所においては、多少事情も違ってくることがあるかと思っております。

ただ、私どもとしましては、以前に炭竈議員、三浦議員からもこのような御要望もいただいております。この育休退所を解決するためには、施設の面、それから職員の体制の確立が必要であります。私どもとしましては、そういうことが可能になれば、育休退所はやめて、お預かりをさせていただくという方針は持っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先にちょっと出てしまったんですが。実はこの育休退所問題は、埼玉県の所沢市で2014年度から2015年度の間、行政訴訟となっております。大きな問題となっていました。埼玉地裁では、退園の執行停止を認める決定をしているわけでございます。所沢市の対応は、それはちょっと今受け入れかねるということで、今の状況になっているわけ

でございますけれども。

幼児の生活リズムにおいても、せっかくなじんだところで保育所に行けなくなる環境といましては、子供を主体として考えられていないものとなりますし、また同じ保育所に戻る保障もないわけでございます。なれていない保育所に行くのは、朝は刻々と迫る出勤時間に焦りながら、子供の機嫌をとりながら支度させ出かけさせる。保育所に送っていく保護者の方は本当に大変だと思っています。せっかくなれたのに一旦退所しろ、そうした悲鳴が聞こえてくるわけでございます。

また、そういった不安から子供を産み控える傾向もあるようで、2014年度厚生労働省の人口動態統計によると、第2子の出産が前年に比べ1万4,703人も急激に減っているということで統計が出ております。少子化が問題となる中で、このような制度の壁によって産み控えるようなことがあつては私はないと思っています。

子ども・子育て支援制度では、保育所の利用は「保育に欠ける」子供から、「保育が必要」な子供へに変更しているわけでございます。保育が必要の解釈は自治体によっていろいろありますけれども、私はそういった環境にある子供は保育が必要であると解釈しております。先ほど待機のために、こうした状況だと受け入れかねるということでございましたけれども、私はこれは保育が必要な人からしたら隠れ待機と言えるんじゃないかと思います。見かけだけ待機児童がなくなつて、隠れていたら意味がないと思うんですね。弥富市は、こういう人たちが保育が必要と捉えてやっていただきたいと思っていますが、保育が必要でないということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 弥富市が国の指針と違ったやり方をしているわけでは決してありません。保育を必要とするかどうかという議員の判断もあるでしょうけれども、国の指針から申し上げれば、家で見られる状況にあるお子様は保育の必要がないということでございます。

ただし、自治体の状況によってそういう方を受け入れられる状況が整っておれば、それは受け入れてあげるべきだということに関して否定するものではございません。私ども弥富市におきましても、環境が整えば受け入れるということで申し上げております。

昨年に比べて私どもは保育士を7名増員させていただきました。また、臨時職員の賃金も10%ほど上げさせていただきました。保育士の確保に努めております。そうした環境がなければ、定員を超えた子供さんを受け入れることができない状況を御理解いただきたいと思います。

先ほど第2子を諦めるのかということがございましたけれども、私ども弥富市においては、復職をされる方をお断りした事例はないというふうに思っております。もしそのような状況



がありましたら、教えていただきたいと思います。と思っています。

一度退所はしていただきますけれども、安心して保育所に戻っていただける環境は整えてございます。ですから、保護者の方にとりましては大変申しわけない部分がございますが、育休中に関しては自宅で見られない方にお譲りをいただき、順繰りになりますけれども、その方が復帰されるときには私どもは全力を持ってお預かりさせていただき、保育をさせていただきます。こういうことによって反対に第2子を諦めるとか、仕事の復帰を諦めるとか、そういうことがないように努めております。

繰り返しになりますけれども、この育休退所におきましては環境を整えば検討してまいるということは申し上げておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 戻れるとか戻れないで私は言っているわけではなくて、一旦退所させられることの不安によって産み控える、要するに年度をあえてずらしていく、こういう方も見えるということをおきたいし、またそうして一旦退所させられる子供においては、隠れている待機児童だと言いかえることができるかと私は感じておりますので、その辺に対しての問題意識を持っていただきたいと思いますということでございます。

また、保育所に再び復帰できるという話がありましたけれども、これというのは以前通えた保育所に確実に戻ることはできるんですか。それとも別の保育所になったりするんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 待機児童の捉え方の視点が違っておりますので、この議論は避けたいと思っておりますけれども、確実に戻れるかどうかということに関しては、私どもは基本的に戻すように最優先の事項としてさせていただいておりますので、その辺のところについては御理解がいただきたいと思います。と思っています。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 育休復帰のときには2人同時に同じ保育所に預けられなくてはなりませんけれども、しかも育休復帰のタイミングですから、これこそ途中入所になっていく可能性が高いと思うんですけれども、そういう場合において円滑に本当に入所できているのかが不安なんです、その辺はいかがですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 先ほど育休の制度について申し上げましたけれども、例えば3年間育休をとられる方においては、3年間の枠をその方とはとられるわけでございます。そうしたときにおいて、育休から仕事に復帰される方がお見えになれば、どちらが優先順位が高いかということをお考えいただきたいと思いますし、その方が復帰されるとき

には、復帰は前もってわかっておりますので、前年からわかっております。ですから、私どもはその枠をあけております。そういう中において、弥富市が保障するとか確実かということについてはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、そのような配慮をきちんとさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 最優先で復帰の確保、しかも枠をあけていくということで対応しているということでございましたので、それは引き続いて御努力いただきたいと思っておりますが、先ほど待機児童の観点と言いましたけれども、私は別に待機児童と呼んでいるわけではないですが、隠れている待機児童ということです。隠れ待機という問題は今大きな問題となっておりますが、そこを数だけで判断していくわけではないと。保育が必要な方に対して、その状況を整えていく。弥富市のほうでも別に環境を整えば受け入れていくとしておりますけれども、ぜひそうした形で環境を整える努力も、もう一つ踏み込んで頑張っていくしかないのかなあと思っております。

また、名古屋市のほうでは、保育園に通う子供は、保育園を中心に生活を組み立てているわけだから、利用希望があるなら受け皿を用意するのが行政のあり方だと担当者が言っておるわけでございます。私はそのとおりだと思うんです。だからこそ、条件を整えていく努力を引き続き頑張っていくしかないと思うんです。

あと、子供ができることというのは心から喜ぶべきことなのに、そうした不安があるために喜びたくても喜べない、制度が壁となって産み控えるような、それこそ計画性ですよ。市も計画しているとおりの、お父さん、お母さんにとっても子供のことも計画していかなきゃならないということなんですよ。ところが、3年たったから、今なら保育所を退所させなくても済むから、じゃあつくろうかということではないと思うんですよ。だから、そういううちうちよする壁は少しでも解消していくほうがいいかなあとしますので、子育てするなら弥富市と言うなら、ぜひ子供に対して優しい弥富市であってほしいと思います。

これをずっと続けていても多分平行線にはなると思うんですが。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、保育所のさまざまな課題については、今までも那須議員と質問、答弁を繰り返してきているわけでございますが、もう少し、小異を捨てろとは言いませんけれども、いわゆる総論、大義についてしっかりと議論しようではありませんか。大同についていただいて、弥富市の保育所をどうしていくんだということをもっと議論していただきたい。

私たちは少なくとも待機児童をなくしていきたい、あるいはゼロ歳児から2歳児までという乳児に対しても、しっかりと受けとめていくように努力もしてまいりました。そういう状

況の中において、数々の改善をしてきたつもりでございます。そして、2子ができた、3子ができたというような状況においても、我々の今保育所の運営についてはさまざまな規定もあるわけですね。そういうことも遵守していただきながら、弥富市全体の子供たちをしつかりと育ていきたいと。もう少し大同についた議論をしようじゃありませんか。ここがだめだから、ここがだめだからということは捨てよとは言いません。それは我々の課題としてしっかりと受けとめておきますけれども、もう少し大同について、弥富市の保育所がこうあるべきではないかと、あるいは保護者に対しての考え方、そういうことを受けながらどうしていくんだということについて、もう少し検討を加えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 大同と言うならば、保育が必要なことであれば、これは行政のあり方として、それが私は大同だと思っています。本来あるべきのやり方でございますので、その辺については整えていくと、環境を整えていく方向を目指していく、これは一緒に目指していくということでございますので、そこは市長にもしっかりと認識していただきたいところだと思います。

今、この場で議論しても、答えは出ないだろうと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきましたので発言させていただきますけれども、しっかりとした大同についた保育所運営をやっているじゃないですか、弥富市。それをもう少し理解していただきたいということを申し上げているんですよ。そして、個々のことについては検討を加え、課題という形の中で次のステップの中にどうしていくということについては課題として持ち、それを解決していくという努力もしますよ。これがだめだからこうしなさい、これがだめだからこうしなさいという非常に短期的なことをおっしゃる。ぜひお願いいたします。一緒になって弥富市の保育所運営についてお力添えをいただきたいと思いますし、ふだんの議論の中でも所管のところで話し合いをしていただければ結構だと思いますので、私もこんな議場で大きな声を上げることもどうかと思いますので、ぜひ冷静になって、大同についた保育所運営に御協力いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 別に私も弥富市の保育所運営がサボっているとか、そういうことは申し上げておりません。力強く頑張っていただいていると思っておりますが、さらなる改善をということでお願いしているわけでございます。そこを現状がそうだからといって諦めるわけではない、改善策として、その改善の方法を探っていくのが本来の役割だと思っています。

では続きまして、次の話題に入りますが、LINEでの広報について質問させていただきます。

前回の6月議会での質問は、市のPRのために、きんちゃんのLINEスタンプをつくっていくということで質問させていただきまして、前向きな回答をいただきました。そこで、その続編として、このLINEはまだまだ有効活用できる要素があると思います。LINEを使っている方はよく御存じだと思っておりますけれども、スタンプなどをとったりすると、それと同時に連動アプリなどに参加して、そのお知らせや宣伝広告などを受け取ったりすることができます。もちろん、拒否設定とかもできますけれども。ただ、そういった広告によって、物すごい宣伝効果があるのではないかと思います。最近では、ビジネスツールとしても、このLINEは使われておりますし、今、学校のほうでも、このLINEを使って連絡等をしていると思われます。特に若い世代や忙しい人にとっては、紙ベースの広報などはなかなか読む機会が減っておりますけれども、そうした人たちにおいても、こうしたLINEでお知らせできれば、バスや電車などの移動中や仕事の合間などでも読むことができます。また、ホームページやフェイスブックはございますけれども、それよりも入りやすく、利用者も多いので、より手軽に情報を手に入れることができると思います。

弥富市の広報は実によくできていると私は思っておりますけれども、お役立ち情報等がいっぱい載っておりますが、しかし読まれなければ当然ながらその情報というのは市民に届きません。弥富市の行事のお知らせであったり、最近では例えばヒアリの注意喚起であったり、防災情報であったり、有効な制度のお知らせであったり、そうした情報を発信して、より多くの市民が必要な情報を得られ、また逆に市民じゃない、また市外の人も含めて、弥富市を知ってもらった上で弥富の魅力を知ってもらうことができるならば、もしかしたら弥富市ってこういうまちなんだと、ちょっと興味を持って住んでいただける方がふえるかもしれません。ぜひ、きんちゃんスタンプ同様、弥富市お役立ち情報、勝手に命名すると「きんちゃんLINE情報」をLINEで流せるようにしてはいかかだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

LINEは、無料でインターネット電話や文字を使用した会話形式でコミュニケーションを行うことができるスマートフォンやパソコン等向けのアプリケーションでございます。国内のみならず世界中で多くの方で利用され、情報発信媒体としましては大変有効なツールとして考えております。

LINEを使用した情報発信につきましては、海部地区の市町村ではまだ導入実績はありませんが、愛知県を初めとし、名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市等で導入されております。しかし、県内でもまだ少数の自治体にとどまっております。

現在、弥富市は、市ホームページ、ツイッターにて情報の発信を行っており、今後はユー

チューブ、フェイスブック等を初めとする情報発信ツールを導入し、市民サービスにつなげていきたいと考えております。

御質問のLINEにつきましても、その情報発信ツールの一つとして考えており、担当であります秘書企画課秘書広報グループの体制を充実させ、他市町村の動向を見きわめ、広報紙やホームページ等での情報発信の充実に加え、引き続き多くの方に情報を発信していけるよう、導入すべき情報発信ツールの優先順位を考え調整してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） LINEのほうも考えていくということでございますが、他市を見きわめということでございました。

ユーチューブやフェイスブック等と違うところは、こちらから発信することができるのが、このLINEの大きな力だと思っています。ユーチューブとか、どうしてもフェイスブックとかは私たちから入らないといけない。結局、LINEのほうに送ってもリンク先に入らなければ意味がないんですが、ただお知らせがぽつと届くことによって、そうしたことを興味を持って入ってくれる方がふえるのではないかということなので、そういった観点も含めてぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

より多くの市民がより情報を得やすく、より弥富市を知ってもらえるように期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり

平成29年 9 月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼
収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 藤 智 雄 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|---|---------|-----------|---------|
| 福 祉 課 長 | 山 下 正 己 | 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 |
| 総 合 福 祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村 瀬 修 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 安 井 文 雄 | 図 書 館 長 | 山 田 淳 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 石 田 裕 幸 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|--------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初の三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願いします。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

8番、日本共産党、三宮十五郎でございます。

きょう、私は2点にわたって市長を中心に担当の部課長の皆さんにお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、介護を受けなければならない重度のハンデのある人々に必要な公的サービスが届けられているかという問題で質問をさせていただきますが、今お手元に配らせていただきました表をごらんいただきたいと思います。これは平成20年から28年度までの人口と後期高齢者医療の人数、そしてその次が介護認定者、その次が介護認定者のうち介護3以上の方の人数。そのうち障害者手帳を持っていない人が、これは26年と27年と28年でございますが、いずれも認定を受けている人の53%おります。そして、特別養護、その後に入所している人の人数があります。現在は、特別養護老人ホームは介護3以上でないと入所できない仕組みになっております。その次が特別障がい者手当受給者でございますが、これは一定の所得制限はありますが、在宅で重い介護を受けている人に対して支援をする国と県からの特別手当の弥富市の受給者の人数であります。これは小数点がついておりますのは、月数で表記してありますが、12で割ると年間を通じて35.3人が受給をしていたという。平成28年にはそれが28.7人に減少しております。その隣が介護認定を受けている人のうちの介護2から要支援1までの人でありまして、それぞれの年度末の数字であります。ここでさらに最後に3年間の障害者手帳のない人の数を表記しておりますが、26、27年度は持ってない人が57%、

28年度は60%ということで、この表をつくって私自身もちょっとショックを受けております。

もともと障害者基本法が国際的にも改められて、ハンデのある皆さんが健常者の皆さんと同じように日常生活や医療、あるいは介護、そうしたサービスを受けながら変わらない暮らしができるようにということで、障がい者支援、あるいは介護の支援が行われているわけですが、全くこういう制度についてサービスの外に置かれている人たちが半数を超えている。特に要支援の関係の人で、これは要支援は介護度が軽いというふうに、あるいは障がいの程度が軽いというふうに考える人がおられますが、介護は日常生活が他人の手助けなしにはできないということで、ある意味非常に大きいハンデを抱えております。例えば心臓だとか人工透析をやっておられる皆さんは身体障害者手帳が1級ですが、通常トイレに行ったり、自分で食事をするとか、そういうことについていうと何の障がいもありませんので介護認定は基本的に受けられない仕組みになっておりまして、要支援1であっても、そういう人たちも要支援には認められないということでもありますから、認められるというのは日常生活を他人の支援がなければ薬をきちんと飲むことができないとか、あるいはトイレへ行くのがなかなか御不自由だとか、こういう状態でようやく要支援1になるということでございますので、とても障がいの程度や介護の程度が軽いということで放置できない。要するに他人の支援がなければ日常生活ができないという人でございます。

特に今見ていただきましたように、平成28年度で見ましても、介護3以上の認定を受けている人が543人ですが、障害者手帳を持っている人は257人、介護2から要支援1の人は60%が障害者手帳を持っておりません。そのため保険医療の無料制度、子供の医療費と同じような制度ではありますが、在宅の人は市の障がい者手当、これは重度障がい者が2つ、例えば通常の身体障害者手帳で1・2級、そして療育手帳で言うところのA判定ですか、そういう場合は1カ月7,000円の市から手当が支給をされることになっておりますし、さらに1・2級の皆さんについては3,500円、そして3・4級の方には2,500円、5・6級の方には1,500円という手当が出ておりますが、特に重度の介護を受けるような皆さんにとっては、今は精神障害者手帳受給者の皆さんにも身体障がいの1・2級相当の1級の方には3,500円の手当が出ますので、身体障がいの2級があれば合わせて7,000円の手当が受けられまして、さきの介護なんかの引き上げ、介護サービスの一定の、といってもそんなに高くない収入の人たちに対しても2割負担が行われておりますが、そういう中でデイサービスを1回減らそうかなんて思っている方にとっては、こうした支援が受けられることは非常に大きな手助けとなります。

特にこの間いろんな方が私のところへ直接電話をしてみえたり、あるいはお目にかかってお話を聞く機会がありましたが、実は御主人がもう6年近く介護を受けて、初めから特養に入るか、それとも在宅で老々介護をするかということで、私の元気なうちは老々介護で頑張

りますということで自分でも決意をしましたが、やはりそんなにいたたまれないということもありまして、大変御苦勞されて支援センターやそういうところで相談をしても、そういう人たちを手助けするような制度はないというふうに言われて、身体障害者手帳の取得だとか、そういうことについても全く考えが及ばなかったが、いろいろ私たちと話をするきっかけができたことから身体障害者手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳を取得することができて、やっとこれなら少し一息つけるというふうに、5年も6年も支援センターに足を運んで、何とか私たちを助けていただくような制度はないかということでお尋ねしたけれども、そういうことが教えていただけなかったと。実際に包括支援センターでも、あるいは他の福祉センターなどにあります支援センターでもそうした問題についての理解や取り扱いがほとんどされてなかったことがこういう結果になっておりまして、もう少し私や市の職員の皆さんも頑張ってくださいというところの人たちも、特に以前は海南病院のソーシャルワーカーの皆さんが中心になって頑張っていたこともありまして、弥富の福祉はよく進んでいるというふうに理解をしておりましたが、今やっぱりいろいろ仕事も忙しくなり、制度も複雑になってきた中で、そういう支援が必要な人が半分以上も制度そのものも知らないというような状態でこういう事態を迎えているということを考えましても、今私はこうした人たちを支えていくということで言いますと、やっぱり国や県のいろんな制度もありますが、実際には市の窓口のさまざまな説明や、あるいは実際に弥富市の場合はまだほかの自治体に比べて実は要介護、要支援の人たちに対して市の責任で税金の控除を受ける障害者手帳を持ってない人をきちんと把握して証明書を出すということをして続けてやってこられて、これは多分県下でも弥富が一番進んでいると思いますが、そういう中で今の手帳を持ってない方がこれだけおるということがわかりまして、非常に一生懸命やっただいておる割にはそっちが見落とされているということについて、あるいは介護の支援の必要な人たちに支援の手が届けられてないということについて、私自身も先ほども言いましたが、大変ショックを受けております。今、やっぱり市の役割から言いますと、こうした人たちによく理解をしていただける案内をされて、支援を必要としている人たちが市だけでは十分なことは当然でできんと思いますが、しかし今市が行っている制度は受給できるようにするということは、私は市にとっては大変大きな責務だというふうに考えておりますが、このことについてまず市側はどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

現在、介護認定を受けられている方が平成29年4月現在1,665名お見えになります。そのうち身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など、障害者手帳を持っている方を除き、自立度判定基準に適合する方に障がい者控除認定書を交

付させていただいております、平成29年3月末で955件交付をしております。

障害者手帳の取得を積極的に推進することはございませんが、手帳をとれる可能性のある方には障がい者控除認定証発送時にチラシ等を同封し、お知らせをして努めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 以前も市側は手帳は当然本人の申請でありますから、本人の申し出がなければ発給する必要もないし、できないことではありますが、問題はやっぱりこういう制度がある、広報なんかで周知をしているというお話もありましたが、実際に今部長おっしゃられたように弥富の場合はどなたがそういう障がいのある状態で手帳を持ってないかということを一一人一人つかんでいるというのは、これはまたショックでもありましたが、一つは強みですね。どこにそういうハンデを抱えた人がおるかというのを市がきちんとつかんでくださっているというのは今後の施策を進めていく上で非常にこれは朗報になると思いますので、ぜひこういう皆さんがわかりやすいものとして制度の周知をしていくとか、それから私も申請書の書類を見せていただいたんですが、ちょっと私たちが読んでもわからんような内容がいっぱい書いてあります。そうすると、やっぱり判定してもらうにはどの医療機関なり、要するに県なんかの認定を受けた医師でないと、委嘱を受けた医師でないとできんわけですから、どこにそういうことができる人たちが、あるいは病院、診療所があるということと周知をすることとあわせて、そこでの診断の受け方や、それからその人の状況から見て、例えば国・県の在宅を特別養護老人ホームに入ることができるけれども、とにかく私が元気なうちは自分の責任でというのは、そういう方は男の方も女の方もありました。私も何人かお目にかかったことがあります。

ただ、全く訪ねていっても誰もそういう制度があるということを、あるいは私たちがほかに支援を受けることができるということを、そういう制度は多分ないよというふうに言われてきておって、本当にどうにかかなりそうな状態がずうっと続いておったけれども、今回精神障害者保健福祉手帳と身体障がい者、要するに車椅子でないと生活できないということと両方で身体障害者手帳取得を今準備しておりますが、それがあると今までデイサービス減らしておったのをきちんとサービスを受けられるだけ受けることができるというふうに言って大変喜んでくださっておりますが、いずれにいたしましても例えば所得制限についても今の国の手当なんかにつきましても、かなりの通常ひとり暮らしや夫婦だけの、多分大多数の人が対象になるような所得制限なんです、問題はやっぱり自分たちがその対象になるかどうかというのはなかなか自分ではわからない。市のほうもなかなか踏み込んで進めることにちゅうちょしているのは、診断には数千円のお金がかかりますから、お金をかけて必ずしも思うようにならなかった場合にどうするんだという問題もあると思いますが、少なくともそうい

う人たちがある程度理解できるような、どこの誰がおるかというのはよく市側はわかっておりますので、そういう内容の説明をしていただくこと。あるいは私たちにもどこの病院やどこの医師が、これはインターネットなんかでも公開している資料だと思いますので、ぜひ出していただいて、そういう人たちと接触するときにお話ができるようにさせていただきたいと思いますが、そういう資料を提供していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 制度の周知に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、個別通知の際にお知らせをするようにし、またわかりやすい制度周知に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それと、これは要望でございますが、前回のときに包括支援センターや、そういうところでやっぱりこういう案内をケアマネジャーやヘルパーの人たちができるように周知していくというふうにおっしゃられましたが、残念ですがまだとてもそういうものになっておりませんので、この面でもぜひきちんと市の委嘱しております包括支援センター、あるいは社会福祉協議会にも委嘱しておるところ、両方2カ所持っておりますので、そこでもきちんとその責任者の皆さんがこういう制度について理解できるように一つ周知をしていただきたいと思います。

それでは、今の部長の御答弁とあわせての問題なんですが、結局、弥富市の制度と愛知県の制度で通常的身體障害者手帳を持っている3級より、場合によっては4級も一部ありますが、人たちに対する助成は、県と市が半分ずつ負担していますね。ところが精神障害者保健福祉手帳のほうは、精神障害者保健福祉手帳の1級は身障手帳の1・2級相当ということでございますが、それから2級は3級相当ということで厚労省のほうも位置づけておりますが、これについてはその人たちに対する医療費の支援は県はやっていないんですよ。国も多分今から21年ほど前だと思いますが、精神障害者保健福祉手帳の制度を設けるときにそういう通常的身體障害者手帳との意味合いというのはこういうふうになっているということも示されてやってきておりますし、それから同じようなハンデを持っている人に同じような支援を国や行政の責任でやっていくといったにもかかわらず、実際にはなかなか国も本気で乗り出していない。例えばJRの交通費の割引はやっていませんよね。やっとなんだって西鉄でしたか、大手の鉄道会社が障がい者対象割引を始めるというようなことで、21年も22年たってもまだそういう状態で、とても国際条約を批准した国がやっていることとは思えませんので、ひとつそういう国や県に対する本来の趣旨に沿った国としての責任を果たしていく、県としての責任を果たしていただく。

特に弥富市と愛知県との関係で言いますと、この障がい者の問題とあわせまして、子供の

医療費無料制度では、もし愛知県が半分持っていたら、恐らく7,000万円近いような費用が浮くわけで、愛知県よりもはるかに財政状態の悪い、今度長野がやりますんで6つの県が中学卒業までに医療費無料制度を県の制度として県下の全市町村が同じ足並みをそろえていけるようにとやっておりますので、やっぱり東京都に続く財政力を持っております愛知県ではぜひ少子化の問題や高齢化の問題は今大きな課題になっておりますが、愛知県にふさわしいやり方として、ここは障がい者の対応と子供の医療費を他の県でも手がけておりますので、やっていただければ恐らく合わせると年間7,000万円をはるかに超える8,000万円近いような市の財政が動くこととなりますので、この面でもぜひ県に強く働きかけていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障がい者を対象とする運賃の割引につきましては、身体障害者手帳や療育手帳を取得されている方には公共交通機関等において割引の対象とされていますが、精神障がいの方については割引対象外とされています。議員の申されたとおり、最近では西日本鉄道株式会社において精神障害者保健福祉手帳を持っている方を割引対象として加えられました。

障がい者の割引制度につきましては、各事業者が国の通知に基づきまして、事業者の負担のもと実施されることから、国、事業者が積極的に精神障がい者の割引にも取り組まれることを考えております。

また、県の精神障がい者に対する医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者に対し、障害者自立支援医療を適用した精神疾患にかかる通院医療費と精神病床への入院医療費を助成対象としておりますが、その他の疾病は対象外となっております。

本市では平成27年度より精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者には市単独事業として全疾病を対象に医療費を助成しております。現在、愛知県内の各自治体も精神障がい者医療費助成の対象範囲を単独事業として拡大しており、県による精神障がい者医療費の助成拡大を今後とも要望してまいります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それとあわせて、以前からここで議論を重ねてきたことでございますが、やはりこれほどの介護認定を受けた人がおって、そしてとりわけ高齢に伴う移動手段を失う。要するに車に乗れなくなる。そして、自転車に乗っておって、こけて足を折ったりすると、家族から二度と自転車に乗っていかんと言って、同居の家族がおる人はそう言われるし、ひとり暮らしだったりお年寄りだけで暮らしている人たちもやっぱり子供たちから厳しく言われて、同時にお年寄りにとって骨折というのは本当に大きなダメージになりますので、そういうことを考えると、やはりこれは買い物や通院、こういうものがそういう人

たちにふさわしい方向で保障されるということが今弥富市にとっても喫緊の課題でございます。

従来からここで議論を深めてきたことでございますが、例えば通常の身体障がいの3級以上の人につきましては、年間48枚のお迎え料金と基本料金のチケットを配ると。ところが身障1級でも日常生活には支障ないという、車にも乗ったり自転車に乗ったりされておる。ところが介護を受けるというのは他人の介助なしにはお薬も自分で飲むことができない。誰かがいつもそれなりにその人の程度によって見守っていないきゃならんというような人たちでありますと同時に、高齢の方が多いわけでありますから、非常に足元が大変なんですね。出さない理由の一つに、余り使われていないということが言われましたが、ずうっと私も気をつけて見ておりますが、近くに子供だったり近親者がおる人たちはやっぱり買い物や通院は危ないからといって、そういう人たちがやってくれているんですよね。ところが、そうじゃないひとり暮らしだったり、お年寄りだけという人たちにとってみると、自転車に乗れなくなると全く行動範囲が狭まる。しかももともと足が痛いとか、そういうことで歩行能力が落ちてきておりますので、ここは使わない人は使わないわけですから、やっぱり一定の、とりあえず障がい者並みの支給をする。

ただ、48枚というと1往復したって月2回ですよ、実際に利用できるのは。ましてや弥富のように南北に非常に長くて、東部や南部ではなかなかそれでタクシー使ったって2,000円、3,000円という負担がかかるという問題がありまして、この問題はなかなか大変な問題なんです。ただこれもお金のある人たちはそういう重度の障がいの家族を抱えておる場合には、例えば課税所得が2,000万あるとか1,500万あるような人たちは50万60万の所得税と住民税が1人について軽減されるとか、それから医療費や介護の費用がまた税金の控除を受けられるとか、あるいは3ナンバーの車でも実際にその人のために使うというなら自動車取得税や重量税が免除されるとか、そういうサービスがありますし、それから身体障がいの足の障がいと言いますと1カ所の障がいでも6級以上の人につきましては、自分が乗る車については全部自動車税の免除が受けられるということを考えますと、やっぱりここは何らかの方法でもう少し、今すぐ解決はできないにしても踏み込んだ対応が必要ではないか。

例えば十分ではありませんが、生活保護の人たちにつきましては医師が必要と認めた病院に対する通院の費用については、市というか生活保護費の中で負担をするとか、あるいは介護につきましても、主に介護を受けている人については家族の中で少し元気な人がおって、仕事も行かずに介護しなきゃいかんような状態になった場合は、家族介護で一定の手当が出されるとか、家族が介護できん場合は他人にお願いするときはその費用が出されるとかということで、最低生活の保障ということはされておりますが、ほとんど税金がかからないような少ない収入の人たちにとっては何のあれもなく、全部自己責任ということになりますと、

とてもそういうハンデを持って暮らしが立ち行かなくなっていくしますので、ぜひそういう人たちの足を確保する問題について真剣に考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。御答弁いただきたい。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 要介護認定を受けられている方などが外出する際に利用していただくタクシー券につきましては、議員がおっしゃられたとおり、現在24枚を交付させていただいております。

平成28年度の利用状況は719人に交付していきまして、全て使い切られた方が155人、率にいたしますと約22%になります。1枚も使われなかった方が199人、これも率にしますと約28%ございます。こういう状況でございますが、全体での利用率は42.6%となります。これまで利用率が低いということで追加交付は控えさせていただいておりましたが、議員が言われますように、使い切ってなおお困りの方もお見えになると思いますので、平成30年度から使い切った方に限り12枚まで追加で交付をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） タクシーなんかの関係もありまして、民間での移動支援というのがなかなかまとまらんという問題もありますが、既に全国的には一定の方法でそういう通院や買い物の支援をしているところも各地にございますので、ぜひそういうところも参考にしながら、やはりこれについては今後検討課題としていただきたいと思います。そういう支援をしないととてもこの人たちが、特にひとり暮らしだったり高齢者だけの世帯については喫緊の課題になっておりますので、来年からやるとかそんな話にはなりません、一度国のほうもいろいろ制度についての改正も考えているようでございますので、あわせてとにかく買い物ができないということと医者に通えないということが実際にできれば生きていけないわけでありますから、基本的人権の一つでありますので、そういう問題として御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議員が申されたことにつきましては、国の制度の改正をにらみながら、私どもささえあいセンターではどのような対応ができるか等々も含めて今後の課題だと認識しております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

八穂クリーンセンターの大規模改修は今日的課題に合っているかということについて、少し立ち入ってお尋ねをいたします。

来年4月から水銀等の排出を、ここで使っているような大型焼却炉については、大気汚染防止法による規制がいよいよ始まるわけでありますが、本格的に今の八穂クリーンセンターの改修が対応できるものになっているかということについて、まずお尋ねいたします。

世界的に水銀汚染が大きな問題となり、水銀に関する水俣条約が国際条約として採択され、いよいよ来年4月から規制が実施されることになっております。日本の焼却炉の排ガス規制は、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシンに新たに水銀が加わって6項目となります。ヨーロッパでは水銀を含む焼却炉の排ガス中の重金属類等の規制対象項目は12種類となっており、日本は大幅におくれています。環境ホルモンなどの影響や、またこういう大気汚染、あるいは最近のいろんな食料などによりまして、私たちの子供の時代には考えられなかったような環境汚染によります鼻炎だとか、あるいは皮膚炎だとか、さまざまな障がいが発生し続けておりますが、やっぱり温暖化問題とあわせて環境を守ることにつきましては、もっともっとしっかりとした立場を確立することが強く求められていると思いますが、今、環境事務組合の弥富の八穂にありますクリーンセンターの大規模改修は、今後15年間の使用のため50億円をかけた大規模改修が計画されていると聞いておりますが、水銀に関する水俣条約が国際条約として採択され施行されることになっているが、これに対応できるものになっているかということで私がお尋ねをしましたら、担当の方のお話だと、まだそこについてはきちんとしていないというようなお話でございましたが、排ガス中の水銀を常時測定できる機器を早急に設け、市民の健康や地域の安全と安心を守るための積極的な役割を我が弥富の服部市長は弥富市長でありますと同時に環境事務組合の副責任者という立場を担っておりまして、この施設の安定的な運営と、あわせて弥富市民の健康と安全を守る責任を兼ねておられますが、ぜひそういう立場からこの問題にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

特に今この施設が30年たったらよそに移転をするという前提の協定によって運営されておりますが、通常こういう施設を30年ごとに場所を変えるなんていうことはなかなか実際できることではありませんが、そうせざるを得ない状況になった背景には最初の佐織町にありました焼却場をつくるときに、既にその年の環境基準になっておりましたが、全国的な公害病やいろんなそれに反対する運動、そして改善を求める国民世論の中で大幅に排ガス基準が改正されることがわかっている中で、今の基準さえ満たせばいいという対応を、当時は1市11町村衛生組合といって海部・津島の11の市町が参加をしておりましたが、それで決定して購入に踏み切った。そうしたら住民の皆さんが裁判を起こして、こういう大規模な焼却炉は、本体を中に入れてから屋根や最後のね、大きいもんですから建屋をつくって中に入れるというわけにいきませんので、最終的につくり上げるんですが、焼却炉などの機械を入れて、入れたところで裁判の差し止めを食らって、結局ここで協定ができなければ一切作業が前に進

まないという深刻な状態になって、一定期間使ったらよそに移転をするということや、それからいろんな排ガス規制に適合する装置や施設をつけるということを協定してきた経緯もあって、今回、弥富に移転をするときにも、その流れが引き継がれて、そういう30年間の協定、そして20年たてば移転地を探すという約束がされておりますが、やっぱり公害問題が深刻になっておりまして、今ある場所につきましても田んぼの中でございますが、あの設備をつくる時も下水道の処理場をつくる時も環境影響調査を行ったところ、いずれもばいじん、いわゆる粒状浮遊物質と言うんですか、PM2.5などとも言われるものもその中に含まれていると思いますが、これは環境基準を超えているんですね。そういう中であそこも稼働している。さらにその後、臨海部の工業用地に対する規制緩和で緑地をとらなきゃいかんのを大幅に削減するというようなこともされております中で、より安全で安心なもの。ましてやこの水銀は使用が禁止されて、その後始末に大変な費用が伴うものでありますから、東京などでも例えば足立清掃工場につきましては水銀が投入されて、常時測定やっていますからわかりますから、水銀を除去するのに2カ月半も焼却炉をとめて、2億円を超えるような損害を出したということもあるぐらい。だから、油断できないんですね。燃やすと蒸発してしまいますから、後に残りませんので。今は日本中ほとんど測定してない状態ですので、環境への影響なんかも測定しなければわからないという問題はあるんですが、やっぱりこういう問題にきちんと取り組みながら、地域住民の理解もいただき、そして健康も守る。あるいはこの地域の農産物なんかに風評被害も発生しないようにしてというのは、私は弥富市にとっては非常に大きな課題だと思いますので、この問題について現在どのように進んでおり、市長はというふうにお考えになっているか、まず御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

平素は八穂クリーンセンターの運営につきまして、その構成自治体でございます4市2町1村の住民の皆様、そして議員各位にはこの運営につきまして大変な御理解をいただいているというふうに思っております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど御質問の中にもございましたように、この八穂のクリーンセンターの操業協定というのがあるわけでございますが、平成14年操業という形の中において、向こう30年間の操業を認めるというようなことでございます。そして、10年前になりましたら、これは平成34年になるわけでございますけれども、次の候補地をしっかりと探して、新しいところに対して操業するようというような形のものが操業協定の中に書き込まれているわけでございます。私どもといたしましては、平成30年から34年ということになりますと、あと5年ほどで次の

候補地というような形になるわけですが、これは大変なことではございますが、これはまだまだ非公式ではございますが、今現在は管理者としてあま市長に担当していただいております。そして私、副管理者という立場ではございますけれども、地元の地連協の皆様方に操業の延長ということをお願いをしているというような状況でございます。また、正式な場をつくりながら御理解をいただくように努力もしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

本題の、いわゆる排ガス測定という形の中での水銀問題でございますけれども、これは当初から地元地連協の皆様方と排ガスの測定数値につきましては年2回公表させていただきながら、安心・安全の操業に努めるということを徹してやっておるわけでございます。今までそういった形の中で問題があったというようなことは一度ないわけでございます。そうした形の中で、八穂のクリーンセンターの操業に対して、環境事務組合のスタッフの皆様、そして職員の皆様の日ごろの努力に対して、これも感謝申し上げていきたいというふうに思っておるところでございます。

今、大規模改修という形のもので進められておるわけでございますけれども、こういったことが今年度最終段階に入ってくるというような状況でございます。そして、当初より排ガスのダイオキシン類の対策として活性炭を噴霧しており、その活性炭においては水銀を吸着する効果もありますので、そのような手法をもって排ガスの中における水銀対策というものをとっておるところでございます。今、炉が3つございますけれども、その中においては多少その炉の場所によっては数字としては変わってくるわけでございますけれども、今はかつております水銀という形の中においては0.004ミリグラム／立米という形の中で、これは法定的な規定値というのがございまして、これは法的には0.05ミリグラム／立米という形でございますので、大幅に水銀の量というのは下回っておるところでございます。まさに安全という形の中で操業をさせていただいているということでございます。

しかしながら、来年度からこの数字ということについてしっかりと記載をしていくというようなことがございますので、これは他の排ガスである窒素酸化物であるとか硫黄酸化物、あるいは塩化水素というような排ガスがあるわけではございますが、それと同じような系列で水銀というような数値を記載していかなきゃならないというふうに思っておりますので、しっかりとこの辺のところについては来年度からの操業に対して水銀数値を明確にしていくということをしております。そういった形の中においては、今回の第2期の基幹的な設備改良工事については、水銀対策ということについての対策は講じておりませんが、今までどおりしっかりと炉の管理をすることにおいて、また具体的な水銀の数値を来年度から公表することにおいて、地連協の皆様、そして安全操業という形の中で御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

その中で一番大事なことはやはり蛍光管であるとか、あるいは水銀の体温計、あるいはボタン電池といったような、いわゆる水銀を使っている製品を中に入れないということが一番大事だろうというふうに思っております。こういった水銀対策を我々それぞれの構成自治体の中でこういったことを確認をもう一度しながら進めていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても八穂クリーンセンターが大規模改修をしておりますけれども、全て排ガス等においては測定数値は基準内という形で大幅に下回っていることを御理解いただきながら、今後もしっかりと操業に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長もおっしゃられましたが、やっぱり地域連絡協議会の皆さんにいろいろ御同意いただかなきゃなんという非常に難しい課題を抱えておりますが、それだけにこういう大規模改修のときなんかはきちんと連絡をとり合ってやってくださっていると思いますが、水銀につきましては多分今は特定の方法で特定の時間での検査だと思いますが、やっぱり常時監視をできる計測器ですね。今はガスは全部そうですね、排ガスについては。だから、水銀についてもそういう類いの計測装置はやっぱり私は入れる必要があるんじゃないかと。関東でいろいろ問題が出ているのは、そういう常時測定をやっているから、結局横着な人たちがあって、燃やしてしまうと後に残りませんので、だから焼却場に持ち込むということがされて、足立工場なんか相当大きい被害を受けたんですが、やっぱり今、市長がおっしゃったようにきちんと対応すればそんなことはないと思いますが、ただ規制対象になって、当然今のほかの排ガスと同じように常時監視できるシステムにしなければ私はちょっと、特に今から全面禁止になるもんですからたくさん使っている人たちがどこへ処分、一番安い方法を考えるというような方法でされたらそんなことになりますので、そこはやっぱりやっていくというんですか。

地連協の皆さんと今回の50億の改修の内容については提示して、あるいは水銀の問題についても皆さんに話をして協議を進めてきているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今おっしゃるように水銀の自動測定装置（連続測定装置）でございますけれども、これは大気汚染の防止法に規定をされておられませんので、基本的には取りつける、そういった形の工事は今回の中においてはやってないということでございます。

そうしたことにしましては、地元の地連協の皆様、あるいは私たちの構成自治体というような状況の中においては、この工事の内容、大規模工事の改修という形については詳細についてお話をさせていただきながら進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 既に関東ではそうやって常時監視のシステムが稼働しているようでございますので、一度御検討いただいて、なるべく地元の皆さんが安心できるような、特にまちの中じゃないわけですから、やっぱり余計持ち込みやいろんなことが行われて、気をつけておってもわからんもんね、隠して持ってくれば。そういうこともありますので、やはり24時間監視できるような方法が望ましいと思いますので、要望しておきます。

次に、資源や環境対策としてごみの発生抑制、再利用を優先的に取り組むことが定められており、家庭用ごみ1人1日当たり500グラム以下の目標に向かって、今全国的な規律が決められ努力がされておりますが、やっぱり弥富市の決算時に配付される実績報告書を見ましても、全体像がわかり、どれほど再利用されているのか、発生抑制が進められているのかということが全体にわかるようなものを定義し、行政も議会も市民の皆さんも一緒になって、なるべく燃やさない、資源の無駄遣いはしない。そして、環境に配慮していくという上で、今までどちらといえば、やっぱり焼却場で燃やすのが一番コストが安いというような考え方もあって、いろんな努力がされてきましたが、1人500グラムに家庭ごみを抑えるということとはなかなか大変なことのようでございますし、さらに最近ではコンビニを初めとした産業系のごみが結構ふえていて、減量になっていない経緯もございますので、全体として環境汚染を抑えるという意味で言うと、可能な限り燃やさない、そして資源は再利用していくということを正面に据えた取り組み。それから、それが実際に我がまちでどうなっているかがわかるような実績報告書をこれから交付していただくということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 循環型社会形成推進基本法におきまして3Rと言いまして、リデュース発生抑制、リユース再利用、リサイクル再生利用の考え方が導入されております。まず3R、燃やして熱回収はその次でございまして、最後に適正処分という優先順位がうたわれております。

第3次循環型社会形成推進基本法におきまして、1人1日当たり家庭系ごみ排出量を平成12年度実績660グラムから、平成32年度には議員がおっしゃられました実績を500グラムまで削減する目標が掲げられております。

本市の昨年度のごみの排出量は、可燃ごみ7,124トン、不燃ごみ329トン、瓶、缶等の資源ごみは634トンでございまして、本市の平成28年度の1人1日当たりの家庭系ごみの量は554.5グラムでございました。平成28年度より廃蛍光管の回収も初めましてリサイクルに努めております。目標値に近づけるためには、市民の皆様の分別の関心と行動力によるところが大きいと考えますので、啓発や説明の機会を捉え、御理解がいただけるよう努めるとともに、ごみの減量が地球環境の保全につながることを伝えてまいりたいと考えております。

議員から申されました主要施策成果報告書の表記の仕方についてでございますけれども、ごみの排出量の詳細につきましては八穂クリーンセンターから示されないとはっきりした数値はわからないものでございますので、主要施策成果報告書を作成する時点で間に合うことがあれば掲載してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） この問題はやっぱり弥富市にとっても、それから環境事務組合の参加市町村にとっても非常に大きな問題でございますし、何よりも地元の鍋田の皆さんにとってはヨーロッパに比べて大幅におくれている環境問題への対応というんですか、そういうばいじんについては、ずうっと環境基準を、田んぼの中ですからきれいかなと思っていたら、設備をつくる前の計測でいずれも基準を超えているということを考えても、ますます車両が多くなるとか、それから企業が進出してくるとそういう問題も出てきますので、全体的な規制をやっぱり強めていくことと同時に、ごみはごみで地域の皆さんの理解を得ながら安定した処理ができるように、そしてまた実際に市民に自分たちでやっていることがどういう状況になっているかということを見える形で示していただくということを、思い切った努力をしていただくことを強く要望して質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤高清議員が途中退席したい旨の申し出がありましたので、これを認め、報告します。

次に朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は行財政改革についての質問であります。

弥富市の財政の現状と、それから今市民の皆さんが思われている感覚に多少のずれがあったりすることがよくあります。こういう大きなものをつくってほしい、こんなものを買ってほしいとか、そういった発言をよくよく皆さんも聞いておられると思いますが、今、弥富市は厳しい状況にあるという認識をしっかりと市民の皆さんに抱いていただく、そういった中でそういった話をしながらも、一方では希望を持てるような、そういった提案を財政健全化を図って、一方ではそういった未来に向かう提案をしていかなければいけないという認識を私は思っております。

さて、施政方針演説で市長が述べられた中に、平成29年度は「行政構造改革元年」という言葉に込められた喫緊の大型プロジェクトであります新庁舎建設事業やJRの橋上化駅事業、まずはこの大型プロジェクトをしっかりとまとめ上げることが1丁目1番地の今の弥富市の政策課題であること、そして将来を見越して公共施設の更新事業が2032年にピークを迎えることや人口減少社会に直面し、市税の減少や後期高齢者がピークを迎える2025年問題など待ったなしの状態に今私たちは立ち向かわなくてはならないと、そういった危機感のあらわれであると私は理解をしております。そんなときだからこそ、今判断されるべきは将来世代への負担軽減であることも同時に考えなくてはならないと思います。市税を1円でも大切に使用なくてはいけないというのは言うまでもありません。このような危機感を持って、これからの市政の運営をしていかななくてはならないのだと改めて思います。これらを踏まえて、以下行財政改革について質問をしたいと思います。

まずは公共施設についてであります。3月議会では中期財政計画、そして公共施設管理計画に基づいて、具体的には今後どうしていくかという話をさせていただきました。今回はその話の続きといたしまして、公共施設を具体的に転用、統合、統廃合、複合化、廃止、民営化など各施設に具体的に目標をお示しするといったような内容であります。公共施設再配置計画についてお尋ねをします。この公共施設再配置計画の概要を改めて伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

弥富市におきましては、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少や人口構造の変化等により公共施設の利用需要が大きく変化していくことが予想されます。公共施設の維持管理、更新についても財政負担を適切に軽減、平準化し、当市の持続的な発展を見据えた再配置の実現が必要となります。さらに最適なコストと資産の活用を図るファシリティーマネジメントの推進に向け、公共施設の統廃合や再配置の基本的な考え方を整理する必要もあります。

平成28年3月、弥富市公共施設等総合管理計画を策定しましたが、今後は総合管理計画で示された方針に基づき、次の段階で策定する計画として公共施設再配置計画があります。この公共施設再配置計画は次世代へ公共施設を適切に引き継ぐため、公共施設の現状を見える化して施設の課題を調査・分析することにより、より効率的、効果的な維持管理、運営方法及び施設配置を実現するための計画となります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この再配置計画について、いつ市民にお示しできるかを伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

公共施設再配置計画の策定につきましては、おおむね2カ年を要するものと考えておりま

す。その主な業務内容といたしましては、再配置の方針決定、公共施設の評価、分析、劣化度調査、市民アンケート調査やワークショップの実施、市民向けの説明会などを行ってまいりたいと考えております。

この公共施設再配置計画の策定には、市民の皆様との合意形成を図っていくことが必要不可欠であり、非常に重要なポイントになってまいります。この再配置計画は、行政と市民の皆様とが一緒になって知恵を出し合い、ともに考えながら進めていく必要があります。

さらに再配置計画の策定を進めていく上では、市民の皆様へ理解を深めていただくために計画の策定過程等を適宜「広報やとみ」や市ホームページを通じて情報提供、情報共有をしてまいりたいとも考えております。そのため来年度から計画の策定作業に入り、策定完了は平成31年度末ごろを予定しております。再配置計画の市民の皆様への公表時期は平成31年度末ごろになろうかと現在は考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市民にお示しできる時期は31年度末ということでございます。2年計画ということで、この2年でやる内容ですけれども、再配置計画というのは外部委託業務でありますか、それとも内部で作成する業務でありますか、伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

公共施設再配置計画の策定方法につきましては、さきに御説明いたしましたとおり、公共施設の評価、分析、劣化度調査やアンケート調査等の膨大な作業と専門的、技術的な知識が必要となってまいります。市役所内部のみで策定することは困難でありますので、専門のコンサルタントの力をかりることによって再配置計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ただ、専門のコンサルタントの力をかりるといいましても、やっぱり外部の業者さんに関して、今の弥富市の状況を把握することは困難かなと思うんです。そういったときには、やはり内部である程度の案をつくらなければならないというのが当然のことだと思うんですが、その案は既につくられておる状態でしょうか。それとも今後つくっていく状態でしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

現在、私ども秘書企画課の企画政策グループのほうで立案は素案というものの素案を立案している最中でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 前回の3月議会での御答弁の中にもありました。合意形成が大切だと。市はこの合意形成をしっかり図っていくんだというお話でございますし、その合意形成を図る中でも、やはりその案を提出して、その案に基づいた賛否というのをとるとというのがやっぱり大事になってくるのかなと思います。ですので、その案の公表という時期もあわせて考えていかなくتهはいけないと思うんですが、何にせよあるものをなくす、そういった議論をしていく中というのは本当に慎重に事を運ばなければいけませんし、市民の合意をとれる、そういった全員の合意をとるというのははっきり言って難しいことであると思います。そういった中で財政の健全化を図っていくためには、やっぱりこの行政改革をしっかりと進めていかなくتهはならないという認識は市側も当然持っていることだと思いますので、事は慎重にはありますが、ある意味スピード感も持ってやっていかなくتهはいけないことだと思います。

先ほど申しましたが、今あるものをなくす、このような計画を市民に伝えなくتهはならない、そういった厳しい判断を要することが必ず出てまいります。一方で、この施設をなくすけれども、こういった新しいサービスを始めますので御理解ください、民営化しますといった場合、このような利点があります、統合だけではなくてこのような新サービスも始まりますなど、それぞれの各項目で余りお金もかけずにできるようなことをある程度そこに織り込んでいただいて、一緒になって説明していただければ市民の皆様の御理解もより得やすいものになると思いますし、例えば仮にですが、鍋田支所を廃止しますという計画を発表すると同時にコンビニで24時間住民票がとれる、そういったサービスを開始します。あわせて隣の農村環境センターに規模を縮小いたしますが、窓口業務を追加でやります。こういった内容をお示しすることも可能ではないかと思いますので、そういった検討も含めて、2カ年かかると言われましたけれども、そういった案を来年度はお示しいただいて早期に完了できるように強くお願いするものであります。

さらに再配置計画を作成しなければ、今コンサルタントに業務を委託されるということでしたけれども、それぞれどこを向かって個別の計画を立てればいいのかという判断ができないと思うんですね。廃止をするなら廃止をするといった個別計画を立てなければいけませんし、統廃合するということならば統廃合に向かての個別計画を立てていかなくتهはいけないわけですから、そういった計画を立てるものが全部完成した後に、それを市民にお示しして、こういった計画ができましたと言われても、もう否定もするところも何にもありませんというのでは合意というのはとれないんじゃないのかなと、一方では思います。先ほども申しましたが、そういった将来のことも考えて、スピード感を持って人口減少社会に今1年でも早く対応することが本当に大切なんではないかなと思っております。

そこで、来年度、平成30年度に再配置計画をされる担当の人員増や、それにまつわる予算

確保を強く要望いたします。市長の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員の御質問に御答弁申し上げていきたいというふうに思っておりますが、先ほど公共施設の再配置計画ということのお話の中で、いろいろとその必要性ということについてあるわけでございますけれども、これは2カ年ぐらいでしっかりとまとめていきたいということで、そして次の第2次総合計画という形の中においてそれぞれの施設の集約化、複合化、あるいは老朽化に対する我々行政の考え方をしっかりと明記しながら計画的に実施していかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、その再配置計画を立てた後にはそれぞれの公共施設についての個別の施設計画というのが必要になってくるんですね。この建物はどうしていくんだという個別施設計画。そして、これを国のほうとしては32年までに完成しなさいということが言われておるわけでありまして。そうすると国のほうは、それに対して起債を発行していいですよという起債措置をしてくれるわけです。我々の手持ちの自己財源だけではなかなかできるものではありませんので、国のそういった制度を利用しながら起債を発行し、しっかりと集約化、複合化、老朽化に対して取り組んでいくというような状況になります。

今、市内の公共施設は全て108の施設で、333棟という形で大変多くの施設があるわけでございます。こういった形でやっていきますと、非常に長いスパンになってくるわけでございます。そうした形の中には、より専門的な、議員おっしゃるような知識だとか、あるいは周りとの連携というようなことが必要になってくるわけでございますけれども、そういった形の中においては基本はそれぞれの所管をするところの担当でやっていこうというふうに思っておりますけれども、やはりスピード感もありますので人員的にはしっかりと対応していきたいというようなことも考えております。来年度から対応していきたいというふうに思っております。それと同時に、先ほどコンサルという形で話がありましたけれども、我々としては2カ年で約1,800万程度の委託費を考えております。そうした形の中で、しっかりとまとめて次のステップへ行きたいというふうに思っています。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長の御答弁の中に人員増も図っていかなくてはいけないということをおっしゃいましたが、具体的に再配置計画をやるに当たって、どれぐらいの専門部署の人数が必要になってくるのでしょうか。その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その再配置計画を実行していく上において、特別の専任部署というようなことをこれからつくっていくかどうかについては、庁内でしっかりと議論をしていかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、そういった形の中においては、管理職

が1名、そして事務職員という形で2名ほど。あるいはそういった形で技師が必要になってくるわけですね。そういった形の中での建築技師等においては、必ず専門性を有するという形の中では1名配置していきたいというふうに考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 合計、専門職も含めて約3名必要だということでございますので、ぜひ30年度から3名確保していただいて、さらに1,800万円かかるコンサルタント料、これもあわせて予算確保していただくことを強くお願いするものでございます。

続いて、これも再配置計画の中の具体的な一つになってきますが、保育所の民営化についてお話をさせていただきます。

ことしの5月に名古屋市に視察に出かけまして、保育所の民営化の先進事例を学んできました。弥富市も公共施設管理計画の中で人口1人当たりの延べ床面積が他市に比べて、一概には言えませんが、かなり延べ床面積が多い、そういったデータからも弥富市は保育には手厚いまちだということがわかるわけですが、一方でこの公共施設の管理計画という視点で見れば、保育所の民営化ということも考えて、その民営化させた弥富市に還元されるようなお金をやっぱり検討するべきかという視点でお話をさせていただきたいと思うんですが、名古屋市は待機児童問題を抱えまして、早期に保育所をふやさなければいけない。こういった状況の中で、公設だけで今後の老朽化対策やふえていく保育所の運営費を賄うことは負担が大き過ぎるという判断をされました。そして、民営化することでメリットがあるわけでございます。これは、一番は運営費を国と県が補助していただくということでございます。例えば90人規模の保育所では、この運営費が2,500万円削減することが可能となります。さらには整備費、公営では全額市の負担になりますが、これも4分の1負担で済むということでございます。こういった金銭面でかなり大きなメリットがあるということは一つの事実でございます。

一方で、民営化となるということは、逆に不安要素も出てまいります。一番の不安といいますと、やはり民営ですので潰れる可能性が出てくるんじゃないか。そういった今預けているお子さんが通う保育所がもしかしたら潰れてしまうんじゃないのと、2年後、3年後は大丈夫なのというような不安が一方では出てくるということだと思います。名古屋市はその対策の一番として、それぞれの地域に公営の拠点保育所をつくって、一つが万が一潰れた場合は隣にここがございましてという拠点の保育所を設置しまして、その周辺を民営化させていくということで、地域に保育所が全くなくなる、そんなことを回避されております。

これを弥富市に置きかえてみますと、ひので保育所を仮に民営化させますということになれば、桜保育所や南部保育所、このあたりは今のまま残しましょうといったイメージなのかなと思います。

そのほか保育の質の低下、利用者の負担が増すのではないか、こういったさまざまな疑問を民営化の3年から6年、こういった事前からしっかりと説明を行いまして、その上、移行の前年には引き継ぎ保育ということで、公営、民営の両保育士さんですね。民営化される保育所に行きまして、両方の保育士さんがいるような状態を1年つくられる、そういった配慮を行っているとのことでした。弥富市は待機児童もなく、健全な保育所運営が行われており、この現状のまま行くということが本来は一番望ましい、それは私もそう思います。しかしながら、今後のそういった人口減少社会、そういった未来に立ち向かうときに、このままではいけない、そういった思いも一方では生まれてくるわけでございます。

以上のメリット、デメリットも踏まえていただきながら、民営化を検討することを私は強く要望いたします。それについて市長の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

保育所の民営化につきましては、以前も多くの議員から御質問をいただいているというところでございます。本市の掲げる「子育てするなら弥富市へ」というキャッチフレーズのもと、私どもの保育所の運営につきましては県下でも安い保育料で運営をさせていただいております、それを維持してきておるわけでございます。まさに大きな子育て支援の柱となっているということは御理解をいただけたところだろうというふうに思っております。

運営の状況についての保育所の問題を少し話しますけれども、歳入というのはやはり基本は保育所の利用料でございます。保育料でございます。これは保護者の方に御負担をいただくわけでございますけれども、その総額は約2億2,000万ほどでございます。歳出という形の中では一番大きいのが人件費であり、臨時保育士を含む人件費でございます。そういった総額の歳出が約12億でございます。そういう形の中では、その歳入歳出の差というのは約10億あるわけですね。これが私は弥富市の子育て支援の大きな柱としての、いわゆる保育サービスという形の中でやってきていることでございますので、そう簡単にはメリット、デメリットというだけでは保育所の民営化ということを考えられないというふうにも思っております。

御承知のように小泉内閣の三位一体改革というような状況の中で、国・県のほうから公立の保育所に対しての補助額というか、補助は全く受けることが今現状できてないわけでございます。そうした形の中では、一般財源の中でやりくりしていかなきゃならないという大変厳しさはありますけれども、しかしそれぞれのコストに対して先ほど歳入歳出の差が10億あるというふうに言いましたけれども、その中身については精査していかなきゃならないというふうに思っております。

一つは、保育所の運営に対してコストの縮減がどうできるかということについては、児童課、あるいは保育所の所長さんを中心とするところでしっかりと詰めていただきたい。そし

て、また今後の中では統廃合という形の中では考えていかなきゃならないというふうには思いますけれども、これは多くの保育所がそれぞれの学区に基本は1カ所しかないんです、弥富は。桜、日の出学区については別でございますけれども、その学区に1つしかない保育所を統廃合するということは、その地域の保護者の皆さんに大変な御迷惑をかける。これは私どもが柱とする子育て支援ということの中においては、やはり保護者の方の意見を無視するような形になっていってしまうだろうというふうにも思っております。これは、しかしさまざまな行政の公共施設の統廃合ということの中においては一つの考え方としては持たなきゃならない。

それから、保育料の問題でございますけれども、御承知のように20年間据え置いてまいりました。そして、ことしの6月議会においては、来年度から大変申しわけございませんけれども、保育料については改正をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。この9月定例会の厚生文教委員会におきまして、この保育料の問題については案内をさせていただきますので、また委員会のほうで御議論をさせていただきたいというふうに思っております。

そうした形の中で、私は現在のところメリット、デメリットだけで保育所の民営化ということについては短絡に決めるべきではないだろうというふうに思っております。名古屋市の例を朝日議員るるおっしゃいましたけれども、弥富は弥富の事情があるということも御理解をいただきたい。そして、全てが行財政改革の中に入れ込んでいくということではなくて、やはり弥富市としての強みというものも発揮していかなきゃならない。あるいは公共サービスの低下ということを防いでいかなきゃならないということがあると思っております。そういったことから、検討はしなきゃいけませんけれども、現在のところ民営化に移行するという考え方は、今現在は持ち合わせてないということでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長の言われたとおり、民営化をせずに保育料の見直しを行っていくということであります。民営化をしなければいけない、絶対しなければいけないというのはやっぱり保育、それから子育て、こういったものを力強く推し示していくには当然のことだろうと思いますが、私が申し上げたのは、一方で弥富市の行財政改革を進める上では必要ではないかと、その1点だけでございます。

続いて少し方向を変えまして、収入増、これは広告料などでございますが、そういった歳入を少しでもふやしていったらどうだろう、こういった議論をしたいと思います。

まずは広告料収入、弥富市も予算化をされております。この28年度、それから今年度、平成29年度の現在の予算と実績を伺います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 広告料収入の現状について御回答いたします。

私ども秘書企画課といたしまして、弥富市オフィシャルウェブサイト有料広告といたしまして、平成28年度予算額60万、決算額43万5,000円、率としまして72.5%、平成29年度予算額60万、8月1日現在収入額48万5,000円、執行率80.8%となっております。

また、総務課のほうで庁舎内壁面広告といたしまして、平成28年度予算額14万6,000円、決算額14万6,400円、平成29年度予算額14万6,000円、8月1日現在はゼロ円ですけど、年度末請求のためゼロ円となります。以上となります。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 28年が72.5%で、43万5,000円で、今年度は48万5,000円あるということですね。これをもう少し推し進めてはどうだという話でございます。

お隣の桑名市、こちらにまた出かける機会がございまして、伺ってまいりました。そういった桑名市の先進地事例を御紹介させていただきたいと思います。

全部で7つあります。1つはスマエコタウン陽だまりの丘、2つ、電力調達方法の見直し、3つ、広告つき番号案内表示システムの設置、4つ、広告つき案内地図板の設置、5つ、タッチパネルモニター、庁舎案内板、会議モニターの設置、6つ、雑誌スポンサー広告、7つ、公民連携ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度。

一つ一つの説明は省かせていただきますが、一部簡単に御説明いたしますと、2番の電力調達の見直しについては、庁舎や学校などで年間2,861万円の削減をされております。特に日暮れからの利用が少ない学校では電力調達の見直しがしやすいとの指摘があります。3番から6番までは、いわゆる広告料の収入でございまして、その収入合計が年約163万円。それから、7番のネーミングライツとは施設命名権のことでございまして、桑名市の市民会館を平成29年4月1日から5年間契約で50万円ですね。そのほかにも4カ所募集をかけておられるということでございます。

桑名市も同じような課題を抱え、こういった歳入増を少しでもふやそうといったことで、そういった試みを積極的に行っている一つの市かなという形で私は受けてまいりました。こういった歳入増を今以上に少しでもふやすために、例えば柔軟に対応して、ある業者さんに尋ねたときには、例えばうちだったら歩道橋に名前をつけるんだったらお金を出しますよといった場合には、そういったことも検討するというような、こういった柔軟な体制も必要なのではないかなと思います。そういったこれからの広告料、それから歳入増について市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 歳入増や歳出削減という形の中でのお話の中で、いろんな桑名市の例を出していただいておりますが、こういったことは私たちも日常の行政の中で

それぞれの所管の中で検討しながら進めてきておるわけでございます。電力の調達方法についても、自由化というようなところで、いろんな企業が参入してきているというようなところで私たちはどうしていくんだと。中部電力に今までお願いしておるわけですが、引き続き中部電力でお願いする場合においては、自由競争ですよというような形でしっかりと交渉させていただきながら全体のコストの削減を図っていくとか、あるいはＬＥＤに変更していくとかいうようなことで、大きく今までも効果を上げてきておるところでございます。

また、こういった個々の問題についても、それぞれの所管でやっているわけですが、いずれにいたしましても我々の弥富市の背景、これは全国的にも同じでございますけれども、いわゆる社会保障費がどんどんどんどん伸びてくる。あるいは独自の事業として新庁舎の建設事業であるとか、ＪＲ、名鉄の橋上駅舎化、あるいは今構想的な来年度から取り組んでまいります火葬場の建設、それと同時に普通交付税という形の中で合併算定がえの特例措置がなくなっていく、こういう大きな要因が背景としてあるわけですね。こういう形で個々の歳入増を図っていかなくやならないわけでございますけれども、やはり企業誘致をしっかりとやっていくということで大きく入を伸ばしていくということが大事だろうというふうに思っております。

この９月は決算議会でもございますので、弥富市の固定資産税の大幅な増という形で私は理解をしていただいていると思いますけれども、市税も合わせて３億５,０００万ほど伸ばさせていただいている。そして、前年比からすると４％以上の数字を伸ばさせていただいている。これも市民の皆さんの努力と同時に、いわゆる企業誘致を図ってきた効果だろうというふうに思っております。これから南部のほうにおいては、平成３４年に竣工いたします名古屋競馬場の問題の中で未利用地が１７ヘクタールあります。そうした形の中で、その１７ヘクタールを含めて私たちが今後利用できる面積というのは約３０ヘクタールほどあるかなというふうに思っております。この３０ヘクタールをどう生かしていただくか、あるいはどう生かしていくか、こういったところに私たちは大きく歳入増を考えていかなくやならない。そして、今議会ではいろいろな形で出ております行財政改革をしっかりとやっていくということで歳出を抑えていく、そういったことの連続ではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましてもさまざまな施策を積極的に行っていく、歳入歳出という形でしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

今、桑名市の例につきましては、これは大変結構なことだと思いますので、弥富市もこういうような状況のものについてはそれぞれの所管でしっかりとやっていくということを改めて申し上げておきます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 弥富市の力強く推し進めていけるのは企業誘致だということでありま
す。これはやっぱり名古屋港隣接、こういった恵まれた地域であるということを生か
していただく。そして、今、市長の御答弁の中にございました平成34年からの名古屋競馬場
の移設に関しても、これもやっぱり弥富市が今から取り組んでいかななくてはいけない、そし
て未来に少し希望が持てるような開発事業かと思しますので、力強く推し進めていって
いただきたいとします。

最後に、ふるさと納税についてお尋ねをさせていただきたいとします。過去にも一般質
問で何度か取り上げられておりますので、できる限り省きながら、重複を避けながら質問を
させていただきたいとします。

私からの質問は、ふるさと納税の本来の趣旨、そして返礼品の競争があり、制度趣旨から
外れてしまっているのではないかと。この納税制度で弥富市は返礼品を用意していないとい
う認識であります。2008年度からこの制度が始まりまして、自分の負担額が2,000円で自分
の所得に応じた限度額に納税ができるということでありまして、その納税額が今3割を超え
て、返礼品の上限額が問題になっております。余り過度な返礼品を用意するというのはやっ
ぱりふるさと納税、さらに言えばこの税制度について少し疑問を呈しなければいけない点
は私もあるとします。例えば1万円の納税をした場合、自己負担額が2,000円であるわけ
ですね。さらに向こうの取り分を1万円引く2,000円ですから8,000円。その8,000円の中で返
礼品を5割設定すると、その半分だから4,000円市の取り分、その半分は返礼品に返すとい
うことですので、この4,000円はその個人の人に使ってしまうというような制度であると思
います。やっぱり個人に対して使ってしまったらいけない制度というのは一概にいいも
のではない、私もそういう認識であります。

しかしながら、この返礼品の制度、こういったふるさと納税という納税の制度が今現状あ
るわけでありまして。こういった現状をしっかりと見据えた場合、今、弥富市はこの制度で弥富
市から出ていっているお金、それから弥富市に入ってくる金額、この差をまずはお尋ねさせ
ていただきたいとします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

弥富市にふるさと納税により寄附をいただいた額と、弥富市民が他の自治体にふるさと納
税で寄附されたことによって市民税が控除された額との差ということでお答えさせていた
きます。

このふるさと納税につきましては、多くの自治体で先ほど議員おっしゃられるように返礼
品が送付されるようになったこともございまして、2015年度から市民税の控除額が急激に多
くなりましたので、2015年度から申し上げますと、2015年度はマイナス1,411万円、昨年度

2016年につきましては2,752万円がマイナスとなっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 実際この金額を聞かれて、平成27年が1,400万円マイナス、平成28年度は2,700万円ぐらいマイナスだと。私も1,000万円ぐらいはあるのかなと予想しておりましたが、2,700万円あるということでございます。はっきり申し上げて、この金額はでかいなと正直思います。

こういった金額の差は、弥富市は交付団体でありますので、後で交付金制度でという大きな財布での補填はあろうかと思いますが、この小さな財布と申し上げますか、ふるさと納税について、この小さな財布での考え方としてマイナスになっていると市民は考えると思います。そういった弥富市に本来は使うべき、納税していただくべき市税がほかの市に行ってしまう、こういった現状。今、弥富市がとっている対策はあるのか伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

愛知県各自治体のふるさと納税に対する、いわゆる決算というか、プラス・マイナスということは、ほとんどのところがマイナスです。名古屋市なんていうのは何億何十億、愛知県全体でも何十億という形の中で、いわゆる返礼品という形の目的のためのふるさと納税になっているということでございます。大事な税金を使ってそれぞれの地域の地産であるとか、いろんなものをお送りしてみえるわけでございますけれども、今、朝日議員がおっしゃったようにそれが正しいのかどうか、私としても疑問に思うところでございます。

そうした形の中においては、28年度は2,700万ということがありますけれども、これは総務省のほうから過度な返礼品については自粛するよにという通達がこの春ぐらいからメッセージされております。これは一つのピークが過ぎてきたかなというふうに思っておりますので、今年度の29年は私は縮減してくるというふうに思っております。特にその対策については考えておりませんが、いずれにいたしましてもそういうような状況に対して、ふるさと納税のあり方についてはまた後の質問等がございますので御答弁させていただきます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長から御答弁いただきましたが、やっぱり税制のよしあしというのを議論するというのは一つの大切なところではあると思います。ただ、やはり愛知県でもほかの自治体でもほとんどがこういった状況でマイナスが出ている。その上で返礼品を用意した一部の地域だけが税を獲得するといったような、そういった状況に今現状あるわけです。

ですが、名古屋市でいくと去年の11月29日に出ていました新聞記事だと17億円マイナスがあるというようなデータです。17億円も名古屋市の方々がほかの地域に税を納めているわけ

ですから、例えば子育て、待機児童問題、それから高齢者福祉、そういったところに本来は名古屋市民の方々に使うべきそういった税がほかの地域に納められている。ふるさと納税という税制がなくなれば、こういった問題は一気に全部解決するわけですが、私もこのふるさと納税の問題に取り組むときに総務省に電話で少し確認をさせていただきました。このふるさと納税の制度が廃止といったような議論はありますかと伺いましたところ、今の野田聖子大臣は、このふるさと納税の制度に意義を感じており、大変大事なツールである。ですから、このふるさと納税という制度は廃止するという議論は全く行われていない、そういった回答でありました。やはりこれがなくなるということならば、このまま放置するべきかなと思うんですが、このままの現状で、今、市長おっしゃられた返礼品の制度が少し鎮静化されれば多少おさまってくるのではないかという議論がございましたが、その中でも今歳入増を少しでもという話をしましたが、小さな金額をたくさん集めていく。一方で、このふるさと納税で1,000万円なくなる、こういった話私も税を一円でも大切にするという観点からすれば、反対しながらもこういった税制には対策をとらなければいけないのではないかと、そういった思いでありますので、そのあたりを改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、全国で交付団体、不交付団体という、いわゆる自治体の問題がございます。日本は大変残念だけれど、いわゆる交付団体という形のところが圧倒的に多い。東京、北関東から北海道、札幌まで財政力指数1以上のところの一つもないんです。大阪から北、鹿児島まで財政力指数が1以上のところはほんのわずかです。そういう状況の中において、それぞれの地域はどう税收を上げていくかということに対して疲弊をしているんですね。だから、これは根本的には国の制度という形の中で交付金を減額するんじゃなくて、しっかりとそういった地域に対して私は交付金を発すべきだと。その根本的なことが解決されないと、こういうことが起きてくるというふうに思っております。だから、交付団体における大変な厳しさという状況の中で、このような手法というのがいつまで続くかということに対しては疑問を生じるところです。

私はこのふるさと納税という問題については、この弥富市議会の中でも多くの質問を今まで受けてまいりました。これは本来正当な手段の納税のあり方ではないということを繰り返してお話をさせていただいております。よって、今後においても弥富市としての考え方は、このふるさと納税に頼っていくとか、ふるさと納税をどうのこうのということに対して検討はしてまいりません。そんな形の中で、これは国のほうがしっかりとそういう自治体に対してしっかりとした交付金を納めるべきだと。交付金を減額するんじゃなくて、そういった形の中でそれぞれの基礎自治体がしっかりと運営できる状況というのを国が作り出すべきだと

いうふうに強く思っておりますので、私の基本的な考え方でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そのとおりだと思います。これは対策をとるかとらないかにかかわらず、この税制についての問題をしっかり認識される、そういったことも一つ大切なことだと思いますので、終わりに当たりまして、庁舎建設やJR、名鉄橋上化事業、こういった大型予算を使う今、絞るところは絞らなければならない。行革を一層進めていかななくてはならない。この庁舎があるわけですから、一方では絶好のタイミングであるということも認識しております。

この行革を一層進めていただいて、そして今回こういった議会、私たち市民の代表ということでございますので、市民側からやってくれと言っていることに多少重きを置いていただきまして、行政と議会と一緒にこれからこの行革を進めていっていただきたいと思えます。それを強く要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。以上です。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤高次議員の途中退席の報告をさせていただきましたが、戻って見えませんでしたので報告します。

次に江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、質問いたします。

近年、どこの自治体も厳しい財政状況を抱えており、そのような状況は今後も続くと考えられています。また、地方分権により、住民に最も身近な基礎自治体が対応すべき行政課題が今後も増大すると見込まれ、これまで以上に効率的な行政運営が求められています。

自治体にとって、職員は極めて重要な行政資源であります。対応すべき地域社会の課題が多様化、複雑化する一方で、職員の増員を望むことができないこの状況下において、職員の能力を最大限に引き出し、有効に活用していくことが不可欠です。

弥富市においては、行政改革大綱や行政改革実施計画を策定し、これまでも行政改革に積極的に取り組んでこられております。直面する財源不足の解消を目的として、職員数・人件費の抑制、事務事業の見直し、内部管理経費の節減など、削減・減量型の行政改革に取り組

み、財政的な効果など一定の成果を上げてくれました。

しかし、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増してきています。ことしは、行政の構造改革元年としております。限りある人材を生かして、能力を最大限に引き伸ばせる集団にならなければならないと思います。

そこで、何点かに分けて質問させていただきたいと思います。

本市では、人事評価システムを予算をかけて導入しております。まずは人事評価システムの導入時期をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムの導入時期についての御質問にお答えさせていただきます。

人事評価制度は、法的に任用、給与等の人事管理の基礎とすることを明確にするため、平成19年に初めて国家公務員法に位置づけられました。その後、地方公務員法についても同様に改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散などにより、2度の廃案を経て平成26年4月に可決成立し、平成28年4月に施行することとなりました。

このような国会の動向を注視しつつ、本市としましては、平成23年度から3年間を人事評価制度の構築期間とし、平成23年度は検討委員会の開催やウェブシステム導入の検討などを行い、平成24年度は主査以上を対象に、平成25年度は一部を除く全職員を対象に人事評価を試行的に運用し、平成26年度より正式に導入しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、人事評価システムは何のために、どのような目的で導入されたのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムは何のために、どのような目的で導入されたかについての御質問にお答えさせていただきます。

改正地方公務員法が平成28年4月に施行されたことに伴い、人事評価制度を任用、給与等の人事管理の基礎とすることとなりました。

人事評価制度の目的としましては、職員のやる気を高め、個人の能力を最大限に引き出すこと、積極的チャレンジを可能とし、それに応えていくこと、職員一人一人の能力・個性を生かし、職員の自己実現・成長の欲求を満たすとともに、全体としての組織力を高め、効率的な行政運営に役立てることなどを目的として、人材育成型の人事評価制度を導入するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） その人事評価システムの内容はどのようなものになっているのか、お

聞かせください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムの内容はどのようなものになっているかの御質問にお答えさせていただきます。

人事評価の内容としましては、初めに、部長が部の組織目標を作成し、部の組織目標をもとに、課長が課の組織目標を作成します。その後、課の組織目標をもとに個人の目標を作成します。その目標に対して、9月ごろに中間評価を実施し、1月ごろに面談し、期末評価を行います。期末評価は、個人の目標についての業績評価とふだんの職務状況をもとに、能力評価を行います。

業績評価は、その個人目標の達成度について5段階で評価します。能力評価は、その役職によって評価項目は違いますが、こちらも5段階で評価をします。

評価の仕方としましては、相対評価ではなく、絶対評価によって評価を行うこと、価値観、性格、個人属性などの人物評価を行わないこと、日ごろの行動をよく観察し、その事実を継続的に記録しておくことなどをもとに評価を行います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 時間やお金をかけて、せっかく導入している人事評価システムですから、有効に活用しなければなりません。

平成26年策定の第3次行政改革実施計画では、人事評価制度を活用し、業績評価と能力・態度評価により、昇給昇格等の成果主義への転換を目指しますと記されています。職員の能力開発はもちろんのこと、その様子を見ている職員、特に若い職員の意識改革やモチベーションの高揚にもつながってくると思いますが、人事評価システムによる昇格はされているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 人事評価システムによる昇給はされているのかについての御質問にお答えさせていただきます。

平成24年度、平成25年度は、試行的に一部の職員対象にしか行っていないため、評価結果は正式なものではございません。平成26年度より、正式な導入はしておりますが、昇格への反映については慎重を期する必要があるため、しばらくの間は目標設定の仕方や評価の仕方によるばらつきがあると考えられるため、改正法が施行されるまでの間は反映をさせておりません。

なお、昇格については、単年の評価だけでなく、複数年の評価結果をもとに判断する考えでございますので、改正法施行後の平成28年度、29年度の評価結果を平成30年度の昇格へ反映させる予定でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 来年度の昇格から反映されるということですので、職員の皆さんもさらにモチベーションを高く持って業務に励んでくれることと思います。

国が平成28年度からの施行で、弥富市では平成26年からやっているということで、試用期間も経てきているので、適切にこれらが運用されることを期待しています。

続いて、本市では職員提案制度を活用し、行政効果の向上や事務の能率化、また職員の意識改革に努めておられると思いますが、職員提案制度の効果はどのように分析されておりますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

平成26年度より、秘書企画課において弥富市職員提案規程に基づき、職員提案制度を実施しております。

この職員提案制度の目的は、事務事業の改善に関する職員の自由で独創的な発想による提案を推奨し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ることです。

また、提案は、市政全般の業務に関する改善のための考察、工夫等について行うことができ、提案内容としては、提案者の創意または研究による具体的かつ建設的なもので、市民サービスの向上に役立つもの、事務能率の向上に役立つもの、経費の節減に役立つものなどでございます。

職員提案制度の効果につきましては、過去の実績により御説明いたしますと、平成26年度は応募件数79件のうち、採択件数13件、平成27年度は応募件数26件のうち、採択件数10件、平成28年度は応募件数77件のうち、採択件数15件でありました。

その採択された一部の提案事例について御紹介させていただきますと、午後5時15分のチャイム後に終礼を行うことで、けじめある就業管理、人事異動での事務の引き継ぎを全庁的統一した書式にする及び業務上、弁護士に法律相談した事案のデータベース化などがあり、この3年間で採択件数は合計で38件、事務の改善にある程度の効果及び成果を上げたと考えております。

しかし、この制度を3年実施することで、課題も2点ほど見つかりました。

1つは、応募する職員が毎年同じような職員で、全職員に制度の趣旨・目的が広く理解されていないことが見受けられたことであります。もう一つは、この制度は主として他の部署の仕事への提案であり、その実現は担当部署の判断に委ねられることが多く、それを受けた取り組みも、他所から言われたから対応するという受け身的な活動に終わってしまう場合があります。適正な業務改善や職員の自己啓発や意識改革はまだまだの状況でありました。以上で

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 日々、業務に励んでいる職員でないと気づけない不都合であったり、非効率な問題を解決していく、また常日ごろからそのような視点で業務を行う姿勢を養っていくという目的では、とても効果のある制度であるかなと思っております。

しかし、1人では提出しづらかったり、1人ではなかなか気づかないことがあったりもします。また、グループ全体で考えたり、動いたりしなければ、動きづらいこともあります。

グループ単位での意識改革と能力開発を推進する制度はありますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

今年度29年度より、秘書企画課において、職員提案制度の問題点を解決する方法といたしまして、業務改善運動、G－1グランプリと称しまして、実施をいたしております。

この業務改善運動は、自分たちの仕事、自分たちの職場の改善であり、実効性が高く、みずから進んでやるという主体性を育みやすく、活動を通じた達成感や職場での連帯感は、職員満足やモチベーションを高める効果をもたらすと考えております。

愛知県、名古屋市及び春日井市を初めとする多くの市が取り組みを始めており、弥富市と同様な問題を抱え、課題の解決策として、業務改善運動を導入しております。

平成29年度の業務改善運動に参加しているチームは、全庁的に、全部で16のチームが参加をしていただきました。内訳としまして、課内のグループが15チーム、若手有志のグループが1チームです。

6月に活動宣言を行い、8月は強化月間とし、活動内容の周知徹底を行い、12月まで活動を続け、最終的にはそれぞれのチームの活動に対して職員による投票を行い、優秀チームの決定を行います。投票することで、職員に全ての活動を認識してもらうことができ、よい取り組みがあれば、各課等において、その取り組みを今後採用し、業務及び職場の改善を図ることができます。

そこで、来年度は、この業務改善運動の輪を16チームだけでなく、庁内全課・全グループに広げていくことが目標であります。

今後とも、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 手法が定型化していかないことは、とてもいいことだと思いますし、また、より多くの職員が意欲的に参加していくことを期待しておりますが、この業務改善運動の浸透度や効果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

この業務改善運動、G－1グランプリにつきましては、今年度からの事業でありますので、浸透度や効果につきましては、今後検証していくことと感じております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 広く活動が周知されることを期待し、検証する 때가来ましたら、またその様子のお話をお伺いできたらなと思っております。

話は変わりまして、昨今、残業時間が問題となっております。大手広告代理店の電通の社員が、苛酷な残業により、みずから命を絶ったというニュースが報告され、国のほうでも長時間労働の是正について、法律の整備を初め、働き方改革を進めております。

そこで、弥富市においては第3次行政改革実施計画の推進項目でも、時間外勤務手当の削減をうたっており、実施内容として、ノー残業デーを実施し、時間外労働の削減を図りますとありますが、平成26年度から平成28年度までの一般事務職と保育職ごとの各年度の時間外勤務手当額はどのようになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 平成26年度から平成28年度までの一般事務職と保育職の時間外勤務手当の額でございますが、平成26年度一般事務職5,577万3,464円、保育職1,809万693円、合計としまして7,386万4,157円です。平成27年度一般事務職5,750万3,200円、保育職1,978万5,931円、合計7,728万9,131円、28年度一般事務職5,954万5,390円、保育職2,173万1,636円、合計8,127万7,026円でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 過去3年間では、いろいろな事情があるにせよ、増加しているということでした。

ことし4月より、時間外勤務命令簿のほかに、時間外勤務状況報告書を所属長に提出することになっているそうですが、実態は、午後5時45分前にタイムカードを押し、再び自席に戻って、引き続き業務を行っている職員がいると聞いております。民間企業では、見回って管理・指導をするところもあります。過度な残業を抑えるため、見回り等の実施はされていないのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 過度な残業を抑えるための見回りなどの実施についての御質問にお答えさせていただきます。

定期的な見回りなどは行っておりません。また、議員御指摘のタイムカードのことにつきましては、時間外勤務の削減に取り組んではおりますが、時間外勤務を行ってはいけないということではありませんので、至急、各課長にそのようなことがないように通知し、時間外

勤務を行うのであれば、課長の承認を受けて事務を行うように徹底させていただきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 課題解決に向け、よろしくお願いします。

もし、私が指摘したような、このような状況でしたら、数字上、目標が達成できていたとしても、根本的な問題解決には至っておりません。適正な職員の配置にも響いてきます。ノー残業デーに残業しなかったとしても、ほかの日にしわ寄せがいくという状況も想像できます。

ノー残業デー以外に、時間外勤務手当の削減への対策について、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） ノー残業デー以外に時間外勤務手当の削減への対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず所属長は、定時になった段階で、直ちに時間外勤務を要する職員の有無を確認して、時間外勤務を要しない職員については速やかに退庁させるようにしております。

昨年度までは、時間外勤務・休日勤務命令簿に従事内容を記入するだけでしたが、今、議員のほうも言われましたけど、今年度から時間外勤務・休日勤務状況報告書に勤務の内容を詳細に記入し、所属長がその内容などを確認し、特定の職員に業務が集中していないか、現状を把握し、職員間での業務の分担の見直しをするなどしております。

また、四半期ごとに各課の時間外勤務手当の額を昨年と比べて多い課、及び時間外勤務手当の予算に対する執行率の高い課については、現状を確認し、事務の見直しなどを行い、時間外勤務の削減に努めております。

4月から7月までの昨年度と今年度の市全体の時間外勤務手当の額の比較としましては、平成28年4月から7月までは、一般職として1,813万2,027円、保育職で734万7,022円、合計2,547万9,046円でした。平成29年4月から7月まで、同時期でございますが、一般事務職で1,413万4,904円、保育職で593万751円、合計2,006万5,655円でした。

課によって差はございますが、一般事務職で399万7,123円の削減、保育職で141万6,271円の削減で、合計としまして541万3,394円の削減という現状でございました。

一般職では、約400万円の削減のうち、昨年の同時期にあった事業でことし行われていない事業など、約200万円ほどありますが、各課が事務の見直しを積極的に取り組み、また保育職でも職員会議の見直しなど、事務の改善に取り組んでいる成果だと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 時間外勤務手当が、ことしに入ってから減少しているということで、この調子のまま期末まで行ってほしいと思いますし、事務の見直し等できるのであれば、どんどん改善して行ってほしいと思います。

話題は変わりまして、弥富市役所においても、多くの臨時職員に勤務していただいております。臨時職員の人事異動はあるのか、また同じ課に5年以上配属されている方は何名おられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 臨時職員の人事異動はあるのか、また同じ課に5年以上配属されている人数についての御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、臨時職員の人事異動は行っておりません。ただし、市職員のOBについては、その年の状況によって異動を行うこともございます。

現在、5年以上雇用している臨時職員は20名おります。このうち、5名は図書館、6名がその他の出先機関で、施設管理も含めて行っておる状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 臨時職員でも、同じ課での年数が長くなると正規職員よりも仕事を熟知し、重宝されるという長所もあるかと思います。その一方で、正規職員よりも責任を感じたり、間違いや不正等を発見するチャンスを逃したり、また正規職員の指示に従わなかったりなど、さまざまな問題が発生することもあります。

臨時職員の配置がえについての現状と今後の対応をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 臨時職員の配置がえについての現状と今後の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

現状としまして、臨時職員の配置がえについては行っておりません。臨時職員は、正規職員とは違い、フルタイムの雇用は行っておらず、全て短時間勤務となっております。臨時職員の雇用が必要な場合、雇用を希望する課が必要とする臨時職員の勤務日数、勤務時間数及び勤務内容について、総務部長へ協議することとなっております。

課によって、その勤務条件がさまざまであるため、単純に人を入れかえられるものではございません。臨時職員は、正規職員の事務補助以外に、窓口対応や電話対応が主な業務となります。配置がえをすることにより、臨時職員が基本的知識を身につけるまでの間、正規職員が現場等へ出にくくなったり、行政サービスの低下を招いたりするおそれがあるため、今後につきましても臨時職員の配置がえは考えてはおりません。

議員御指摘の、臨時職員の年数が長くなった場合、正規職員より責任を感じたり、正規職員の指示に従わないなどの問題が発生するのではないかという御指摘でございますが、臨時

職員はあくまでも正規職員の事務の補助でございます。責任の所在は正規職員にあります。そのようなことのないよう、職員の資質向上、課の体制づくりにも努めてまいります。

また、たとえ臨時職員であっても、地方公務員の任用における成績主義や平等取り扱いの原則を踏まえれば、繰り返し雇用されても、再度雇用されるという保障のような既得権が発生するものではなく、雇用ごとに客観的な能力実証を経た上で、再度雇用されることとなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今の弥富市の制度では考えられない問題だというふうに認識しました。

続きまして、福祉事務所は社会福祉法において、市には設置が義務づけられているものです。配置職員や定数は法律上どのようになっているっており、現在、弥富市福祉事務所の人員はどのようになっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 福祉事務所の配置職員や定数は法律上、どのようになっているかについての御質問にお答えさせていただきます。

社会福祉法では、市は条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならないと定められております。また、組織として、長及び少なくとも指導監督を行う所員、現業を行う所員、事務を行う所員を置かなければならないとされており、定数などは定められておりません。

弥富市としては、条例で、福祉事務所は民生部の所管とし、福祉課、介護高齢課及び児童課をもって組織すると定められておりますので、民生部長、児童課12名、福祉課14名、介護高齢課8名の35名でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 福祉事務所では、現業を行う所員、これは所の長の指揮監督を受けて、援護、育成、または更生の措置を要する者等の家庭を訪問、または訪問しないでこれらの者に面接し、本人の資産・環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行うなどの事務をつかさどる、これを現業を行う所員といいます。また、指導・監督を行う所員、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる者、この2つは社会福祉主事という資格を持っていないとされており、

社会福祉主事は何名いて、どのような業務を行っておられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の福祉事務所には、社会福祉主事の資格を持った職員は5名おります。福祉課が2名、児童課が3名でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それらの人は、今僕が言った現業を行う所員、指導監督を行う所員に配属されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 福祉課の職員につきましては、生活保護の担当をしておりますので、それに当たるかと思っておりますけれども、生活保護を行う職員全てがこの福祉主事の資格を持っておるわけではございません。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） もし足りないようであれば、資格を取得するか、資格者が必要であるということを考慮して、採用や人員配置をしなければいけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活保護の事務を行う職員の標準定数は、被保護世帯数で定められております。市では、被保護世帯数が240以下の場合は3名とされておまして、80世帯を増すごとに1人を追加するというものでございます。

本市の被保護世帯数は186世帯でございまして、現在3人の職員を配置しておりますので、基準を満たしておると思っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 福祉課が2名ということは、生活保護世帯の数に対しての3人を満たしていないと思われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 資格を持たない職員が生活保護の実務のほうについていることはございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） じゃあ、現業を行う者に対しては、現在の福祉課2名で対応されているという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 資格を持つことは絶対条件と考えておりませんので、3名の職員が私どもの186世帯の生活保護の現業部門に当たっております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） もし資格が取得できるなら、1年で資格が取得できるような制度もございまして、例えば通信教育等で課程を修了する、また試験に合格すれば資格は取得できるわけでございますので、こういう資格の取得に対する考え方は今のところありますでしょうか。

か。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 社会福祉主事の資格は、大学で指定された科目を履行するといいただけるものでございます。社会福祉主事の資格を持った職員のほうが福祉事務所にふさわしいということはあろうかと思っております。

しかし、資格を持たない職員や、それから人事異動により新しく配属された職員は、その分野に関しては素人かもしれませんが、公務員の事務職に求められるのは特定分野のスペシャリストではなく、オールラウンダーであると考えております。また、職員の新陳代謝による組織の活性化と人的構成の均衡も必要でございます。異動により、前の職場の経験がリセットされてしまうわけではなく、中・長期的に見れば、いろいろな分野の知識、経験がその仕事に役立つ、そして経験を持った職員がその分野に当たるほうが、より市民の皆様いろいろな分野でお役に立てるものではないかなと考えております。

何年か後に、前の職場に戻ることもございます。住民にその職員が素人であろうとも、1つの課が丸々素人ばかりで構成されることはございませんので、住民のニーズには応えられるというふうには思っております。

人事異動をせずに1つの課に特化すると、マンネリ化、それから能率の低下、縦割り行政を生むおそれもあります。そうならない点でも、人事異動も必要でありますし、また議員の言われたとおり、資格を取ることも大事なあとと思っておりますので、職員のほうには資格を取るように、そのような啓発はさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） もちろん僕もオールラウンダーの人材が必要であると思っております。ただ、1年や2年で部署が変わるということはないと思いますので、1年かけて勉強をすることも、人材育成という意味でも大切なあとと思っております。

最後に、市長に総括をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

江崎議員には、職員の能力を最大限に発揮して、より効率的に行政の運営をしていかなきゃならないということに対して、いろんな項目を上げていただきまして、御質問いただいているわけでございますけれども、一つ一つ我々の中においては、しっかりとそのことをやらせていただいておりますけれども、いかんせん社会環境の変化、それに応じて、国とか県ということに対しては、さまざまな制度設計をしてくるわけですね。

そうした形の中で、そのニーズに応じて、地域の住民のニーズもそうなんですけれども、応えていかなきゃならないということでございます。

そうすると、そこにおいては、より専門的な知識だとか、あるいは職員の能力を高めていかないといけない。また、組織として、我々職員の総数としての組織として、しっかりと対応していかなくやならないということでございます。

そうした形の中において、個々の能力が最大限発揮されるように、私たちは環境整備をしていくべきだろうというふうにも思っております。

そうした形の中においては、本市の職員の人材育成の3本柱として、人事管理、そして職員研修、職場の環境づくりというようなことを3本柱として、相互に連携し、総合的な、そして計画的な取り組みをしてまいっております。

これからも、そういったことをやはり肝に銘じて、職員の能力を高めていきたい。それと同時に、やはり職員は自己啓発をしていかないとだめだということでございます。しっかりと自己啓発も育んでいただきたいということを思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆様から、その窓口業務において、あるいはさまざまな職員としての対応がしっかりできているというような評価をいただくのが我々の仕事であろうというふうに思っております。

よく私は、今までも話をさせていただきました。市役所とは、市民のために役に立つところであるということに対して、職員一人一人が考え、実行していきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 我々も、市民の方や職員の方々の間に入って、一緒に前を向いて、弥富市のために考えて努力していきたいと思っておりますので、同じ方向が向けるようによろしくお願いいたします。

次の話題に変わります。

平成28年12月定例会で、堀岡議員が質問いたしました。その後にも私自身、市民の方からお声をいただいたので、私のほうからも質問させていただきます。

飼い主のいない猫を、かわいそうだと思う方がいる一方で、ふん尿や鳴き声などにより、地域で問題が生じていることがあります。飼い主のいない猫の問題を、猫を愛護するか否かという問題だけにとどまらず、地域の環境問題として捉えられます。所有者のいない猫も一つの命です。また、そのような猫が望まずもふえてしまうのを何とかしたいと思っている方もいます。

地域にいる飼い主のいない猫に去勢不妊手術を行って、これ以上繁殖しないようにすることで、だんだんと数は減っていくことが期待できますし、手術をすることで性質がおとなしくなり、発情期の鳴き声や強烈な尿のにおいもなくなると言われております。

環境問題の解決の一つの有効な方法だと考えますが、地域猫対策や不妊去勢手術への助成

金制度の導入の必要性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

現在、愛知県内では、一部の自治体で不妊去勢手術への補助金をしておりますが、弥富市では飼い主のいない猫を含めた犬、猫に対する去勢・避妊等の手術費補助を行っておりません。

飼い主のいない猫問題を解決する方法として、地域猫活動があるわけですが、これは飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等を防止するため、自治体の支援を受け、地域住民や活動者が主体となって行う不妊去勢手術の実施や、餌の管理、排せつ物の処理等の活動をいいます。

地域猫活動を行うには、猫が好きな人と嫌いな人がいるために、地域住民の合意を得ることが難しいと言われています。ただの餌やり活動となってしまうと、他の地域からの捨て猫が集まってくるなど、餌、ふんの管理を怠ったりの問題などが懸念されています。

本市としましては、地域猫活動を含めた猫の問題は、考えていかなければならないものと認識をしておりますが、一番重要なことは、無責任な飼い主を減らすことと考えております。安易に飼って、安易に捨てることがいけないことや、動物の遺棄は犯罪であることを引き続き啓発に取り組み、飼い主のいない猫がふえないようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 飛島村では、飼い猫に対する支援を行っていると聞いています。鶏と卵の問題かもしれませんが、そのような支援をすれば、たとえ捨てたとしてもそれ以上猫がふえることはないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

飼い猫に対する補助金ということだと考えますが、動物の愛護及び管理に関する法律が平成24年に一部改正され、動物の所有者または占有者の責務等の一つとして、動物の所有者はその所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。

このことから、飼い猫の不妊去勢手術につきましては、やはり飼い主、あるいは占有者の方の責任において実施していただきたいものであると考えておりますので、申しわけございませんが御理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、28年12月定例会で、堀岡議員から同様の質問がなされまし

た。それからの進捗状況をお伺いいたします。

当時、去勢・避妊等の手術費補助は、愛知県内で15自治体が補助をしておりますが、近隣の市町村では飛島村を除いて、補助をしていない状況との答弁でした。どれだけの自治体が行えば考えていこうと思っていられるのでしょうか。また、近隣自治体の動向を踏まえながら取り組んでいきたいということでしたら、近隣自治体とそのような話題をなされているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

県内の関係部課長会や海部地区の担当課長会等で議題として上がってくることがあり、現状としましては、多くの自治体が苦慮している問題でございます。この問題は、やはり自治体だけではなかなか解決できる問題ではありません。地域の協力がなくてはならないものであります。

今後、国・県、また県内自治体の動向を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 県内や海部管内での会議で話題になっているということでした。

では、その中の会議で、どのような方向性の話題がされているのか、また飛島や名古屋で同様の補助金制度があると聞いていますが、その効果や事例勉強みたいなことはしているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

本年7月24日に、県内の部課長会がありました。その中で、飼い主のいない猫への餌やりについてが議題となりました。猫好きの方がかわいそうだからという理由で餌をやり、餌が放置されていたり、ふん害が起きているためとのことで、餌やりを行う以上は、ふん尿の始末もお願いできればいいのですが、なかなかそういうわけにもいかず、無責任な餌やりをしないようにお願いしても、なかなか聞き入れてもらえず、何かよい対応はないかというような内容でございました。

補助金を出している効果につきまして、実際に行っている自治体に確認しましたが、やはり補助金を出すことによって、飼い主のいない猫が徐々にではありますが、当然、手術をすれば減っていくわけでございますが、餌やりによって、その周辺にすみ着いたり、またふん害について苦情が減ったかという、やはりなかなかそこまでは結びついていないという御返事をいただきました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） そのような会議で議題になっているのですから、解決する方向で協力しながら、今後も引き続き行っていただけたらと思います。

動物の遺棄がなければ、そもそも飼い主のいない猫が誕生することはありません。動物の遺棄は犯罪でもあります。啓発等を含めて、警察との連携はございますか。また、安易に飼って、安易に捨てることがどんなにいけないことなのか、啓発に取り組んでいくとの答弁が以前ございましたが、どのような啓発活動に取り組んでこられたのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 柴田環境課長。

○環境課長兼十四山支所長（柴田寿文君） お答え申し上げます。

日ごろから、警察や愛知県動物保護管理センターなどと情報共有を行っております。

猫が捨てられているという相談が市民から寄せられた場合、まずは警察へ通報するよう呼びかけています。猫を捨てることは犯罪であるということを伝え、市民みずから警察へ通報してもらうようにしております。また、動物愛護週間、今年9月20日から26日がちょうどその週間になりますが、啓発のポスターを公共施設等に張って、啓発に努めております。

また、猫ではなく犬の場合になりますが、新たに飼われる方に対し、登録時に愛犬手帳を交付しまして、飼養者が守らなければならないことや正しい飼い方について周知をしております。

今後、ホームページ等で動物の愛護と適切な管理について周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 猫などを捨てるように響くような啓発を今後ともよろしく願いいたします。

話題は変わりますが、来年1月に魚アラ処理公社が解散するという報告がなされております。愛知県との間で公害防止協定を締結し、平成5年から長きにわたり、弥富の地において創業しており、公害が発生しないよう対策をされてきたと聞いています。また、環境デーマ古屋にも出店して、環境衛生に対して高い意識で活動してきたとも伺っております。

ここで、この二十数年の魚アラ処理公社の公害対策の総括をお願いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 魚アラ公社につきましては、昭和51年から60年に民間業者が悪臭問題のため相次いで操業中止になり、愛知県は、愛知県魚アラ等処理公社対策会議を設置し、魚アラの適正処理の方法を検討し、昭和60年11月、当時の弥富町が無公害設備であること、公害防止協定の締結等を条件に、設立に同意をいたしました。そして、昭和63年3月、愛知県、弥富町及び組合で公害防止協定を締結し、平成5年5月、財団法人魚アラ等処理公社が設立され、現在に至っております。

公害防止対策として、弥富市との公害防止協定に基づく検査を年4回実施し、結果を本市へ報告されてきております。項目は、ばい煙、水質汚濁、騒音、振動、悪臭でございまして、いずれも環境基準を上回ることはありませんでした。

魚アラ等処理公社設立当初から、愛知県、名古屋市を初め、地元市町村の支援のもとに、環境機器の整備を初め、公害防止対策の充実に努められてみえました。排水浄化については、専用浄化施設を設置し、高精度で処理をしてみえました。以上の公害対策経費として、毎年1億円以上の予算化をし、執行されてきました。

このような対策の中で、操業以来、大きな問題は起きておりません。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 操業以来、環境基準内で公害がなかったこと、これは弥富としても大変誇れることだと思います。

それでは、今後の跡地の活用について、現在どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成29年5月の理事会、そして6月の評議委員会で、公社解散の方針は決定をしておりますが、用地の処分については、現時点では未定でございます。

公社土地の処分については、周辺県有地との関係もございますので、現在、県と調整中でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

魚アラ公社が解散をするということで、県のほうの今まで運営でやっていただいていたわけですが、魚のアラが集まらないというような大変な状況がございまして、それが大きな一番の理由だろうというふうに思っております。

我々としては、西部臨海工業地帯の一角にある場所でございますので、また航空宇宙産業の経済特区という形の中で、県のほうからも指定をしていただいております。

私たちとしては、県議を通じて、そのような施設ということに対する拡充をお願いしていきたいというふうに要望を申し上げておるところでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 価値のある、有効な土地の利用をしていただくように期待しております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に加藤克之議員、お願いします。

○3 番（加藤克之君） 3 番 加藤克之でございます。

本日、通告に従いまして、1 つの貴重な質問をさせていただきます。御答弁、よろしくお
願い申し上げます。

まずは皆さん、こんにちは。きょうは非常に秋晴れで、天気がいい日を迎えられました。
非常に皆さんも心浮き浮きと、きょうのこの議場もにぎやかになってくるわけでございま
すけど、しかしながら、きのうの炭竈議員のシエスタ、それには僕らはならないように、16名
の議員は一生懸命、市民のために御奉仕をさせていただく、そういう旨は変わらずにいき
たいと思います。

夏の日差しも暦の上では処暑を迎えられまして、皆さんにおかれましては朝夕と涼風を感
じる季節を迎えられまして、ヒグラシも鳴いているところもでございます。当弥富市におかれ
ましては、コスモスの花も秋風を漂う状況となってまいります。我らは自然を身につける上
において、身も心も目も季節を感じながら過ごしている今このごろでございます。

さて、ことしの夏も日本国を見渡せば、数多くの集中豪雨、ゲリラ豪雨、そして洪水と土
砂崩れ、本当にたくさんの地域地域でつらい思い、苦慮難慮があるわけでございます。その
中でも、皆さんとともに生活をし、まちを愛し、そしてまちに住むんだということは変わら
ぬ永遠なる、この弥富市でございます。4 万4,400 人おられますけど、ともにその心は変わ
らずおられると思います。

さて、皆さんにおかれましては、このまちは昭和34年 9 月26日、伊勢湾台風の災害がござ
いました。県のほうでも、きのうまで伊勢湾台風の展示とパネル、写真と飾っておられまし
た。愛知県の公文書館でございましたけど、そちらのほうでも多く、十四山のこと、鍋田の
地域のこと、また弥富町をくまなく多くの展示物、お話がございました。拝見もしてきたん
ですけど、2,054のスライドショーもありまして、2 時間もかかるわけでございますけれど
も、最初から最後まで見ていますと。そういう意味で、改めて僕らが生活する上で大事な災
害にならないように、一生懸命少しずつ、先人の思い、先人からの受け継ぎ、そして取り組
みをしっかりとやっていかなければならないと改めて感じ、そして次の世代にも語り継ぐこ
とが大事ではなかろうかと感じた次第でございます。

さて、皆さんにおかれましては、これから一つ一つ新たな貴重な質問をさせていただきます。
よろしくお願いを申し上げます。

弥富市におかれまして、各地域自主防災会が取り組む上で、きちんとそれぞれの地域が取り組んでまいりました。その中でも一つ、目を配るところがあるわけでございます。弥富市には多くのすばらしい企業があり、その中で、この弥富市にそれぞれ一生懸命働く人々、そしてまた、それに根づく人々、そして社長を含め、企業体制に取り組んでいるかと思う次第でございます。弥富市には多くの企業がありますけど、どのぐらい企業数はございますか。御答弁、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

地区別の企業の数ということでございますが、産業分類による事業所数となりますのと、所在地までは公表されてございませんので、地区別では把握をしておりません。

企業数におきましては、平成28年4月発表の工業統計によりますと、155社でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 産業、工業の中で155社あるわけでございます。その中でも、企業に当たりましては、それぞれ社長を中心とする職員の皆様方も、日々お仕事を務めながら、そしてまた弥富市に、愛する思いで、それぞれ過ごしている状況でございます。

その中でも、また社員寮、また借寮とあるかと思えますけど、その社数はどのぐらいございますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

企業の社員寮調査はございませんので、それぞれに聞き取りをするしかございませんが、担当課において現地調査をいたしましたところ、弥富市に事業所がございます代表的な企業であれば、2社でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、その2社の中でも、社員寮でございますので、住む方、定住される方、それからまた移動する方もおられますけど、まずはその中に住んでおられる方も当然おられます。そしてまた、その地域におかれまして、そのところで住む方たちは、やはり自分たちが生活する上で、そしてまた弥富市という防災の意識の高まりの中で、非常に考えてみることもあるかと思えます。

そういう意味で、その中の定住される皆さん方と、やはり地域も一緒になって育む協力のお話をしていくということも大事じゃなかろうかなあと思う次第でございます。

そして、その中で防災力を高める上で、しっかりと地域やまた市からと、そのような取り組み活動の形はどのように啓蒙されておられますか。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

企業からの防災に関する問い合わせ、相談などがございましたら、それぞれの企業の立地状況などを確認しながら、お話しさせていただいております。その際、企業から要望がございましたら、市としての防災に関する出前講座を行っております。

今年度は、川崎重工業弥富工場におきまして、主に津波・高潮避難、帰宅困難者などをテーマに出前講座を行いました。あわせて、五明にございます社員寮を津波・高潮一時避難場所の協定を結んでいただいております、現在、地域と避難訓練についても相談を受けており、意見交換をしております。

また、名古屋港西部臨海工業地帯企業連絡協議会、西部臨海工業地帯防犯協会、名古屋港木材産業協同組合などと、年に1回ではございますが、要望など協議を行っております。

そのほかに愛知県主催で行われる企業向けのセミナーなどを、市と商工会ホームページにおいて掲示をしております。

現在、防災に関して、BCPセミナー ― 業務継続計画のことでございますが ― の開催案内を掲示いたしております。

今後も各機関と協力をし、市内の企業向けに、防災・減災を含め、ホームページで案内して啓発活動に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、そのような形で出前講座、そしてまた企業と密接になって、工場長を初め、また地域を初めとする企業さんに対して、そしてまた県のほうともしっかりと取り組んでおられる状況かなと感じた次第でございます。

県と市と結びつきをつくることにおきまして、BCPのセミナーも弥富市の商工会を通じながら、またホームページも出ているわけでございますけど、そういう意味で、本当に市民の、企業の皆さん方も、意識の高まりとそしてまた、まさしく自分たちの会社を守ろう、地域を守ろう、そしてお願い事はそれなりに皆さん方の考え方があるかなあと思います。そういう意味で、共有する部分も多く出てくるお話かなあと思う次第でございます。

今後もしっかりと、県と市と、そしてまた商工会を通じながら地域の繁栄を願っていただいて、安泰なるお仕事、また取り組みを啓蒙していただければと思う次第でございます。

最後の質問になりますが、今後、企業の取り巻く環境は多くあるわけでございます。それぞれ、先ほど課長の答弁にあったとおりに、各種団体、各組合、そしてそれぞれ1年に1回の行事を行っているわけでございます。そういうことについては、やはり皆々の企業も大事だと思う次第でございます。

今後、しっかりとこの活動方針は、市としてもどのように、またしっかりと前向きに検討

なされていく方向はどうでしょうか。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 企業と防災力を共有していくための取り組みの推進というところでございます。

具体的な例をいたしましては、昨年度、愛知県・弥富市津波・地震防災訓練におきまして、港湾訓練エリアとして、津波・高潮一時避難場所であります名古屋ユナイテッドコンテナターミナルと連携をし、避難訓練及び情報伝達訓練を行いました。

また、各機関との連携による企業向けの情報発信では、県、名古屋港管理組合、名古屋港所在市村 ―― 名古屋市、東海市、知多市、飛島村、当市でございます ―― との連絡協議会や防災連携会議において、堤外地の津波避難対策、災害発生時における情報発信のあり方などを協議し、名古屋港防災情報サイトから企業へ情報発信いたしております。

ほかに、市と市内企業間の防災に関する取り組みといたしましては、災害時における生活物資の供給、公共施設等の応急処置、燃料供給、津波・高潮一時避難場所、AED設置の協定など、多数協定をしていただいております。今後も連絡体制の確認などを含めた協議、意見交換を続けてまいります。

防災に関する取り組みは、企業誘致の一つのアイテムとなりますので、県、名古屋港管理組合など、各機関や関係担当課と連携をし、防災に関する情報発信など、取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員にお答え申し上げますけれども、企業とその防災力を共有していくということは、私ども弥富市民の住民と同じような形の目線で考えていかなきゃならないということを強く思っております。

そうした形で、機会あるごとに、特に西部臨海工業地帯に位置する企業に対しては、やはり大変厳しい状況が予測されますので、こういったところとの防災力を、あるいは減災ということに対して共有していかなきゃならないというふうに思っております。

今まで、そうした形については非常に不定期的な会合というか、不定期的な取り組みであったものですから、来年度からはもう少し定期的にそういったことが取り組めるように、我々として考え、御提案申し上げていきたいというふうに思っております。

そういうような状況の中においては、もう一つ大きな基本的な考え方ができるのは、平成34年に竣工いたします名古屋競馬場の問題でございます。ここには大きな施設ができるわけでございますので、その防災的な形のものをぜひ御協力いただきたいということを基本計画の中に折り込んでいただくように、これからの県に対する要望ということもしていきたいと思っております。

いずれにしても、今までの防災・減災ということについては、市民との連携ということが非常に大きなウエートとしてあったわけでございますけれども、これからは弥富市を支えていただくというようなことも踏まえて、企業との防災力の連携に力を入れていかなきゃならないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 課長が言っておられます情報伝達、そしてまた発信していく上では、企業さんに対して、弥富市は強いんだと、やはりもう海拔ゼロメートルという言葉はなしにして、しっかりと自分たちのまちがやっていることは正しい、そしてまた方向は合っている、そしてそれに取り組んでいくメンバーも、市民が全員共有していくわけでございます。それプラスアルファ、企業はついてまわってくるとなれば、非常に企業誘致、そしてまた先ほど市長の答弁にあったとおりに、名古屋競馬場、平成34年と。やはり一年一年という、一つ一つの物の取り組み方というのは、本当に大事な部分がございます。そういう意味で、気づいたり、気づかされたりとすることによって、自分たちのまちのさらに魅力になり、そしてまた新しい企業は来ていただければ、自信を持って課長さんたちが、うちに、弥富市にと来ていただく防災力・減災力、その旨の話をしっかりしていただければ、相手方も十分納得いただけるかなあと思う次第でございます。

これまでの答弁の中でも、それぞれ一般質問された中でも、やはり今後は企業誘致が優先だというわけでございます。やはり2億1,000万、それぐらいの消費税もあるわけでございますけど、やはり何を言っても、その企業誘致の財源も確保しながら、名古屋競馬場の一つの、あちらの駒野地域の活発なまちづくりということにもなれば、非常にありがたい話だなあと思います。

ちなみに、弥富市は愛知県の中でも、住みよさランキング6位でございます。そういう意味で、皆さん方は愛知県内でたくさん各市町村あるわけでございますけど、弥富市が6位ということは御存じの方、御存じじゃない方とおられるわけですが、いいことの話をする、住みやすいこと、利便性、完成度、そしてまたそういう評価もいただくとなってくると、今度は11位となるわけでございますけど、そういう意味で我らのまちが活気づく、そのようなまちづくり、そしてまたきらめく弥富をさらに邁進していただきたいと切に願って、本日の質問をおさめたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。最後でございますので、ちょっと力を振り絞っていききたいと思います。

それでは、通告に従いまして、防災関連で、以下数項目にわたり、質問をさせていただきます。

世界に占める日本の国土面積は0.25%です。しかし、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約23%が日本で起こっております。また、本年もそうですが、毎年のように日本各地で台風や集中豪雨などの風水害が発生をしております。日本はどこに住もうが、自然災害から逃れることができない災害大国であります。

しかし、災害による被害やそのリスクは、個人や家族、また地域で協力をして防災に取り組むことによって、劇的に減らすことが可能となります。日ごろからの事前防災の取り組みは、結果、減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの活性化、強化にもつながります。

また、近年の大災害を教訓にするならば、事前防災の取り組みこそ、現代社会の新たなコミュニティ構築のための重要な要素であることは言うまでもありません。

大切なことは、まず住民の一人ひとりが、起こり得る災害と被害、リスクを知識・情報として共有をすること、自分や自分の家族は自分で守り、自分のまちや自分の隣人たちは自分たちで守る「心」であります。その心が互助共助の精神を育み、必然的に、自主的に協力し合う集団、集合となっていくことが理想であります。

平成28年度版の防災白書によりますと、全国の自主防災組織数は15万9,967、これは平成27年4月1日現在での数値であります。全自治会のカバー率は81%で推移をしております。活発に活動し、地域の安全・安心なまちづくりに大きな貢献をしている自主防災組織もありますが、推進する側の思いと裏腹に、役所がつくってくれというからつくったとか、補助金が出るからつくったというような、形式的自主防災組織も多いのが現状ではないでしょうか。

最初の質問ですが、市の自主防災組織に対する認識と位置づけ、設立に至らない地域、活性化の進まない地域の課題と、市が理想または目標とする自主防災会のあり方について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災以降、東日本大震災、熊本地震を初めとする幾多の災害を経ながら、共助のもと全国各地で組織化が進められております自主防災会でございますけれども、当市においても平成15年6月に自主防災会が発足して以来、現在64団体に設立していただいております。

皆様も認識しているとおり、大規模災害の発生直後は行政機関の公助には限界がございます。共助がとても重要でございます。市地域防災計画の第1節、防災組織の整備計画の中にもございますように、最重点課題の一つとして自主防災会を認識、位置づけております。

自主防災会の設立に関しましては、6月の防災講演会や出前講座に出向きまして、自主防災会の必要性の説明などしておりますが、地域のさまざまな事情や背景がございまして、設

立に至っていない地域があると認識しております。

今後、設立に至らない地域については、必要性、また活性化の進まない地域には先進的な活動について自主防災会の皆様とともに考えてまいります。自主防災組織は、住民に一番身近な存在でございまして、公的機関と比較しますと、動員力・機動力にすぐれ、地域の特性などを実際に把握しておられます。理想的な自主防災組織のあり方といたしましては、自発的に目的を持った活動を行っていただき、みずから問題点を解決していき、地域コミュニティの維持、活性化ができる組織と考えております。

市といたしましても、正しい知識を得ていただくために、講演会、防災ワークショップなどで情報提供、情報共有を図り、相互連携し取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、総務部長にお答えいただいた内容は、私も同意であります。

前の6月議会で、鈴木議員から地方自治体と自治会との関係みたいな質問もございました。きのう三浦議員からは、子供会、いわゆる自治会、既存団体との自治体とのあり方みたいなこと。そういった既存の自治会と自治体行政とのかかわりの問題点というのが質問の中にございました。

私の質問もそこに系統しますので、重複しないよう質問を続けてまいりたいと思います。

そもそも、先ほど部長の答弁にありました、これは災害基本法にも設定をされていて、市の防災計画の中にも、自主防災組織の設立推進、育成推進、活性化については重要項目であるとうたっていると思います。

ただ、でも自主防災組織といいますのは、何を母体にするのかといいますと、やっぱり町内会、自治会でありまして、ここは後でも質問にするんですけど、自主防災組織の法的根拠はそこにあると思うんですけど、そうすると自治会、町内会に入る法的根拠って何なんやろうと。調べてみても出てこないんですよ。というのが、僕の中の理解では、ある意味当たり前なんだろうと、入ることのほうが。

ただ、入らなければならないんですかという問いかけを市民から受けたときに、いや、入らなければならない規定はございませんよと答えざるを得ない。じゃあ、入らなくてもいいんですよと。入りたくない人にしてみれば、自分の都合のいいようにとられる。でも、そういう思いがばらばらになっちゃうと、自主防災組織というのは成り立たなくなってくる。また、きのうの質問にもありました子供会であるとか、女性の会であるとか、また福寿会であるとか、そういった個人個人の多様な状態によつての既存グループの存在意義自身がなくなってしまうようなことになりかねません。

いろんな自治体のホームページを見ますと、ホームページで自治会、町内会と引っ張りますと、やんわり書いているところと、ぜひとも入ってくださいよと書いているところと、割

と両極端にあります。

弥富市の場合、割とやんわりと書いています。このあたりも、先ほどの自主防災組織、部長がおっしゃった、設立は重要施策なんだと。そこまでおっしゃるのでしたら、皆さんの生活の基盤、安心・安全を守る基盤の組織をつくるためにも、ぜひとも積極的に参加してくださいぐらいの思いを書いていたほうが、個人的にはいいのかなと。これは要望しておきますので、お願いします。

次の質問に進ませていただきます。

自主防災組織は、自助と公助のすき間を埋めるコミュニティづくり「共助」の原点であり、協働でいいまちづくりの中心となるべき組織であります。決して行政のやるべき仕事の補完機関ではなく、行政でできない、やれない部分、自分だけではできない地域の安全にかかわる部分をカバーする組織であると思います。

防災は、あらゆる宗教、イデオロギーを超え、コミュニティの核となり、求心力となり得る共有すべき共通の理念であると考えます。あくまでも自助啓発が基本であり、それを意図としないまでも、トップダウン的な指導では自主性は育たないと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

自助啓発が基本というのは、議員のおっしゃるとおりでございます。自分を守れなければ、人を助けることはできない。それが家族、隣人の人を救う「共助」の原動力でございます。

共助の前提となる自助の啓発については、まず自分の命を守る大切さ、例えば住宅の耐震改修、家具の転倒防止、自宅の危険箇所や職場における危険箇所の把握、避難グッズの用意など、個人自身が行う必要がございます。

現在行っております訓練は、とても重要であり、繰り返しやっておかなければならない訓練であります。「助かった」という前提をもとに行っている訓練が多くあります。議員のおっしゃられるとおり、必ず生き抜くための自助の啓発をもっと行っていく必要がございます。

市といたしましても、一部においては、例えば保育所、小・中学校の防災訓練指導など、トップダウン的な指導も行っていかなければならないと考えておりますが、出前講座、広報、ホームページを通じて、自助の意識が高められますよう、設立しただけではなく、継続していただけるように、引き続き市としても努めてまいりたいと考えております。

自助の啓発を高めていくことで、地域の中で身近な人と何げなく会話の中で、どこに逃げるなどと話をすることでの発見、気づき、動機づけのほうが、より高い効果があると考えておりまして、今後とも自主防災会を中心に啓発など考えてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） まさにそのとおりだと思います。

よく市長の話からも出てきます「津波てんでんこ」という話は、まさにその自助啓発にある。住民の意識を一言で言えば、この言葉に凝縮されているんじゃないかなと、そのように思います。

地震が起きたら津波があるから、まず高台に皆さん一人一人、もう何も考えずに逃げなさいよというのが、東北のほうではしっかり浸透させることができた地域は被害が少なく、それが形骸化していた地域は被害が多かったという結果が出ております。

弥富市の場合、地震があつて津波がある場合、「津波てんでんこ」というわけにはいきませんで、津波が来る場合に、指定緊急時一時避難場所に逃げなきゃならないんですけど、逃げなくていい人、家が結構頑丈につくってあるとか、集合住宅であるとか、逃げなくていい人と逃げなきゃならない人と、しっかりそれは個人でわかっておるのかと。これが自助啓発のまずは基本じゃないかなと。ここを知っていただかないと、話し合いもできない。これを決めるのにも話し合わなきゃならないんですけど、こういう題材を、まず御自身の住んでいる地域で、住み続けるのならば、これは最低決めておきましょうねというところの投げかけぐらいまでは、僕はある意味、トップダウンとまらない範囲で、しっかり教えてあげていただきたいんですよ。そういう知識を自主防災組織自身が持っていらっしゃるのであれば、それに問題はないんですけど、いつまでたっても同じ訓練をしていて、地震が来たら避難所に歩いて逃げていくみたいなね。みんなでロープを持って避難所まで行くことが避難訓練。このことが、いわゆるアンカーリンク、実際の地震になったときに、近所の人が助けてと言ってるのに、みんな避難所に行かなければならないということが頭にぼんとあるもんだから、誰も助けずにみんな避難所に向かって歩いていくみたいな。

これが、実際の阪神・淡路大震災の、形骸的な訓練を続けていた地域であつた話なんですよ。だけれども、変な話、西宮とか、割と下町の地域ですと、近隣のつながりがすごくあつてもんだから、倒壊をして生き埋めになっても、助けてくれとか、あの人がおらんとかいうような感じで、助けることができたというのがありますよね。こういうところをやっぱり教訓として、しっかり今の自主防災組織を中心とした訓練にも生かしていかなきゃならないと思います。

先ほど部長の話の中で、小さい子供さんとかはトップダウンでしっかり教えていかないかんといい話も、これはわかるんですけど、片田さんが、片田さんって、僕は友達でも何でもないんですけど、今は東京大学の特任教授でいらっしゃいます片田敏孝教授、今この弥富市で関連するとしたら、木曽川河川流域の広域避難プロジェクトの顧問というか、アドバイザーとしていらっしゃいますけれども、この方がおっしゃっていますよ。釜石の教育の中で何を一番大事にしたか。僕らはよくやりがちですけど、弥富市としては、海拔マイナス以下だ

から、地震の後に来た津波とか高潮とか、水が怖いよといって恐怖をあおっちゃうんですけど、恐怖って実は長続きしないんだそうです。喜びも長続きしないのかもしれませんが。これを恐怖だけをあおるんじゃなくて、恐怖なんだけど、こうすれば回避できるよということの一つセットでやっていくと、またそれが行動につながっていくと訓練として、しっかり記憶にも残ると。ここを気をつけたと。ただ恐怖をあおるだけで、やらなきゃならないということを植えつけたのではないんだよと。

今までの教育ですと、逃げましょう、はいと子供が言うことを聞くことというのは、まずないんだそうです。逃げましょうと先生が言っていたいて、先生が絶対的な存在であれば、それができるのかもしれませんが、先生がおるということが、確実に言えるか言えないかというのはわからないです。誰も保証できないんですよ。だからこそ、それぞれが1人で逃げるものと、僕逃げるものと言えるまで対話をし続けたということが、片田教授の手記として書かれております。

やはり弥富市は、先ほど加藤議員が素晴らしい企業がたくさんあって、素晴らしい地域であって、僕もそう思いますし、弥富市の一つの魅力というのは、この防災に向かって住民がしっかり闘う姿勢を持って、だからここに住んでいるんだと言えるぐらいのものを持ってやることで、防災先進都市、今回の質問の主題ですけど、そういったものになるんじゃないかなと思います。

質問を続けさせていただきます。

弥富市に起こり得る災害を知り、それぞれの災害別被害を想定し、どう対処すれば命を守り、被害を減らすことができるのか。訓練は、それを補完するために行われるべきと考えます。

地域の防災力強化は、行政、町内会、自主防災組織の役員だけが行うのではなく、住民一人一人が危機管理意識を共有することが重要です。そのためには、住民全員参加の講話や研修会、防災民度向上にコストとエネルギーを傾注すべきであります。

繰り返しになりますが、事前防災の取り組みでは、地域コミュニティ強化、または活性化を目的とする側面もあります。実務的な訓練以外にも、大人から子供まで、楽しみながら参加ができるお祭りのような要素も必要です。

これまで行われている、市主催の防災訓練、コミュニティ中心の防災訓練、町内会、自治会が中心となっていく防災訓練等は、それぞれは先ほど部長からもありましたとおり、必要なことであり、意識を持って参加すれば、体験を通じ、必要な知識、有用な情報を得ることができます。しかし、現状は、参加者の顔ぶれがいつも一緒だったり、訓練の内容も毎年恒例であったり、はたまた高度過ぎる防災講話であったり、日々の生活防災には直接つながらないことだったりしがちであります。

そもそも、私たちは日々の暮らしの中で、それぞれさまざまな重大な活動を行っております。仕事に追われ手いっぱいの方、介護に忙しい方、子育てに一生懸命の人もたくさんおられます。そんな当たり前の現実を前にして、幾ら命にかかわる防災とはいえ、人々の多様な暮らしを考えていかなければ、日常感覚からずれ、現実味を欠いたものになってしまいます。

地域には、いろいろな考えを持った方が住んでおられます。一部の人が懸命な努力をしても、大半の住民が積極的に協力しない限り、自主防災は成功しません。意識の高低、知識の深淺があるわけですから、まずはベクトル、いわゆる方向性を合わせることを目的に取り組むことが大切です。そして、防災への取り組みを生活文化にまでしみ渡らせることができれば、いざというときに助け合える近隣との関係も構築ができます。

行事的な訓練をなくし、全ての基礎となる、基礎講話などの自助啓発訓練を繰り返し行うことと、有事を想定した実務的な訓練と、またコミュニティ強化のための訓練、いわゆるこれは楽しみを交え、運動会、お祭りのな防災フェス等を含みます。楽しめる、人が集まりやすくなるような意味合いを持った訓練を立て分けて企画し、行うことが必要と考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員おっしゃられる理想的な災害対応訓練として、議員のおっしゃられる考え方には非常に賛同いたします。

まず、訓練に参加していただいた全ての方が、訓練のプレーヤーとなり行っていただくことが理想だと考えております。各自主防災会の活動は、地域の特性、組織力、計画の実現性を加味しながら、それぞれ特色ある訓練を展開していると考えておりますが、地区によっては、昨年と同じほうが無難だとか、企画しても賛同者が少ないなど、さまざま事情があることも認識しております。

6月議会の中でもお話をいたしました、自主防災会全体会などの際に、先進的に取り組む団体の事例紹介などを行いまして、自主防災会の訓練や学区コミュニティの行事で言えば、例えば、運動会では防災借り物競走やホース巻きリレー、盆踊りをやる時には夜間ですので危険区域の把握、防災訓練に至っては避難所運営訓練などの紹介をさせていただきまして、目的を持った訓練にさせていただけるよう努力しております。訓練が、議員もおっしゃられましたが、行事化とならないように、積極的に相談などに応じまして、活性化につなげていきたいと考えております。

また、市主催で行う防災フェスでございますけれども、現在のところは考えてございせんが、自主防災会全体会などで意見を伺いながら、楽しみの要素もあり、防災の啓発につながっていく催しが、市と地域、自主防災会がともに行っていきたいと思いますという機運

を高めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

地域コミュニティの防災訓練ということに少しお話をさせていただきたいわけですが、先週とその前の週、2週に分けて、私ども弥富市は6つのコミュニティの中で、それぞれの防災訓練をしていただきました。

その中で、ことしは大規模訓練区という形のコミュニティが栄南学区でございました。このところにつきましては、非常に多くの関係者に御協力をいただき、防災訓練をやったわけです。

じゃあ、どういう防災訓練をやったかということでお話をさせていただきますけれども、いざというときには、一時的な避難場所に皆さん逃げていただく、避難をしていただく。その中には、けがをした人も見えるし、あるいは高齢者も見えるという形の中で、さまざまな形があるわけでございますけれども、いわゆる第一日赤、第二日赤の病院、そして副院長にも来ていただきました。そして、海南病院のDMA Tチームにも来ていただきました。そして、救護所をつくって、その中で医療救護の訓練をしたわけでございます。一時避難場所の隣接に救護所をつくって、医療訓練をした。そして、AEDという、地域住民の皆さんができる訓練はどういうことかということで、実際にそういうこともしていただいた。

そして、さまざまな形でけがをした人たちが運び込まれて、それをトリアージといいまして、ABCという形の中で、重症の度合いから分けていくわけですね。そうした形の中で、さまざまなドクターに診ていただくと。そして、その救護所ではとても負えないというような状況については、愛知県警のヘリコプターを借りまして、そういった総合病院へつれていくというような形で、従来のそれぞれの学区でやっていた防災訓練とは一味違った、本当に実施的な訓練をさせていただきました。

栄南学区は非常に人数も少ないわけでございますけれども、400名以上の方に参加をしていただいた。そして、最後まで熱心に、自主防災会も含めて、住民の方そのものが一つ一つの活動に対して、子供も参加していただきました。そして、子供が避難所でできることは何だろうということ。お年寄りの方の背中をさすってあげて、気分を落ちつかせてあげるとか、あるいは子供とお年寄りが話をすることによって、やはりお年寄りも気持ちが和らぐ。

そういうような形で、日常の中にあるものをその場所で設置しながらやったわけでございますけれども、非常にいい訓練だったなあというふうに思っております。ぜひ多くの方にも見ていただきたかったんですけども、大規模訓練は1つのコミュニティしかできません。次の来年も、そういうようなところでやりますので、さまざまな形の中で、これはまた1つの冊子にして、私どもの危機管理課から議員各位に、こういう訓練だったということを御報

告申し上げていきたいというふうに思っております。

新しい訓練をし始めましたということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 先週の日曜日の、栄南コミュニティで行われました訓練、日赤を中心とした災害医療の訓練、私も参加させていただきましたので、すごい迫力だったと思いますし、すごい臨場感のある訓練だったので、参加された方というのも、やっぱり緊張感が最後まで解けずに参加されたことだと私も思います。

ただ、住民という一つの目線で見たとときに、もう一つ加えていただきたいことが実はあります。市、行政でやられる、さまざまな、去年の大がかりな防災訓練もございましたが、いわゆる災害があった、地震があるということが想定で、この間の南部コミュニティの防災訓練は行われました。マグニチュード9だったと。海溝型の地震で、津波が押し寄せてくると。それで、あそこの南部コミュニティに連なっているというところに不自然さがありますよね。だから、そこが私は訓練の、これは行政がいろいろ企画したものなのかどうか、またあちらの地域のコミュニティの中で、やはりちょっと話し合ってみてもいいんじゃないかと。不自然さがあって、津波が来ているのに、南部コミュニティの1階で話をしているっておかしいですよ。話ができるんだったらいいですけど。

実際に日赤が来る状況というのは、本当に災害があって、津波がある地震があった後の何日後が設定なんだと。だから、その何日後まで私たちは生き残らなければならないから、そのためにはどうしたらいいかとやると、いわゆる応急救護のいろんな止血の訓練とか、AEDの訓練であるとか、心肺蘇生の訓練であるとか、そういったものが生きてくるんじゃないかなと思うんです。僕、トップダウンじゃいけないというのは、そういうところだと思います。

だから、変な話、市民からもこういうところから疑問が出ないということ自身が、自主性が育っていないんだということに気づかなきゃならないんじゃないかなと、僕はそうに思います。

これが怖いんですよ。実際の災害があったときに、本当に誰も助けてくれないわけですからね。地震があるのに、幼稚園の子であろうが、本当に高齢の方であろうが、それぞれの立場でその地震を受けたときにどうするかというところを想像して、こうすれば助かるんだということが一つのセットになって、みんながそれぞれを理解しているということが、やっぱり自助啓発という部分で一番大事なことはないかなと。

だから、みんなが同じような知識を持っているわけじゃないじゃないですか。やっぱり、高齢の方で、わしは絶対避難所に行くけれども、眼鏡と入れ歯と補聴器だけはなかったら生活できんと、ここだけは絶対外せんみたいなね。それだけ思っただけければ、それでも十

分だと思います。子供さんにしてみれば、さっきの片田さんの話じゃないですけど、お母さんのことを待たずに僕は避難所に行くと、これだけだと思いますよ。あなたが家に帰っちゃうと、お母さんがあなたのことを心配して待っているだろうと。そうしたら、2人とも死んじゃうよと片田さんは教えます。お母さんも自分も助かるためには、君が1人で動くしかないんだよって、しっかり教えるわけですよ。こういうところが、「津波てんでんこ」の大事なところじゃないかな。

ただ、「津波てんでんこ」は弥富では通用しません。さっきも言いましたように、逃げる場所をしっかりと決めなきゃならないので。

だから、本当にそういう、僕が勝手にしゃべっているわけではなくて、実際にいろんな災害を教訓にしてみますと、やはり訓練とはいえ、想定とシチュエーションに矛盾があると、やっぱり残らないと思うんですよ。地震のマグニチュード9はこんなもんかみたいな話になっちゃうと、やっぱりよくないと思うので、その辺は心配される地域だというなら、やっぱりシチュエーションが、今こういうところで集まっているのは、こういうことがあって、こうだからですよと、やっぱりしっかり説明していくことが必要なんじゃないかなと、そのように思います。

済みません、先に進みます。

ですので、防災フェスの話を本当はしたかったんですけど、市長からこの間の説明をいただいたので。簡単にだけ説明させていただきます。

いろんなところで防災訓練というものを参加しやすい、そういうふうなものに、実務的な防災訓練も絶対必要は必要だと思うんです。これは多分カメラで見てもちっちゃ過ぎてわからないので、口で説明します。これは渋谷区の総合防災訓練。民間のいろんな、もちろん企業も入り、また青年商工会とか、いろんなところが入って、スタンプラリーもありの、何せ復興に協力をされたミュージシャンとかアーティストの方が集まって、例えばディスカッションがありの、ライブがあったりとか、そういう1日、2日、楽しめるような状況。全部が全部、がちがちの防災なんかだったら誰も来ませんし、もういいわとなってしまうじゃないですか。いろんな楽しみを含めながらやっていけば、体験にも残る。

だから、変な話、この弥富の地域で、防災訓練で水消火器で消すやつがあるんですけど、あれが結局、得点になったりすると、子供らはむきになってやりますよね。並んでやるんだそうです、それをやるだけで。今はとりあえず順番に並んで、ぷしゅーとやるだけで何もないんですけど、あれを段にしてぱたん倒れるようにすると、もうみんな並んでやるんですよ。意味はわからなくても、水をやるのは上手になります。水をこれに充填してきてと言ったら、自分でやりに入ります。そういう自主性が生まれると。そういう訓練もあるということです。

もう一つ、ちょっと特筆してお話ししたいのが、これは弥富市も、「かえるバザール」というのがあるんですけど、これは「かえっこインターナショナル」といまして、いわゆる子供さんのおもちゃを持ち寄って、要らんおもちゃを持ってくるじゃないですか。それをかえっこ事務所がポイントで受け取るわけですよ。そこには、以前に受け取ったおもちゃが置いてあるわけです。そのポイントで違うおもちゃをゲットできるという、要はリサイクルみたいな、そういうシステムがありまして、5月に弥富のママさんグループが企画してやって、多分広報の方も取材に来られたかな。ホームページにも紹介をされています。

それと防災がくっついているのが、「かえるキャラバン」でございまして、そのおもちゃを交換するポイントをゲットするために、これは神奈川県海老名市の扇町というところなんですけど、ここはさっきの水でしゅーっとやるやつとか、いろんな防災訓練の中でポイントを稼いで、全部やってきたよといったら5ポイントあるから、5ポイントでかえられるおもちゃと交換するよとか。そうすると、もうお子さんと一緒のお母さん、みんな参加しますみたいなね。

だから、いろいろ工夫をすると集めることというのはいろいろできると思います。防災フェスとは言いましたが、本当に弥富市で防災というのを売りにしていくと、僕が1人で言っているだけかもしれませんが、本当に防災先進都市を目指して、防災は、ここ海部では弥富が一番だというぐらいのところまでになれば、各地域から人が呼べるような、本当の意味でのお祭りになるんじゃないか。津島が天王祭をやるなら、弥富は防災だというぐらいの勢いの規模のお祭りをやっていただければいいんじゃないかなと。

先に進みます。

政府のIT総合戦略本部は、自治体が災害時にツイッターやフェイスブックなど、SNSを活用するためのガイドブックをホームページに公表しました。大規模災害時の情報伝達手段として、電話やメールよりSNSがすぐれていることは、東日本大震災などで多くの国民が経験をしています。

救命・救援活動の最前線を担う自治体がSNSを積極的に活用する意義は大きく、政府がサポートすることは当然と言えます。

ガイドブックでは、低コストで簡易にSNSを活用するための基本的な知識のほか、昨年の熊本地震や台風10号で被災した自治体がSNSを使って情報発信した事例を紹介しております。

SNSの利用で注意しなければならないのが、にせ情報です。実際、東日本大震災の被災地では、外国人犯罪が横行との流言を8割以上が信じたといいます。熊本地震では、ライオンが逃げたとの悪質なデマが拡散し、行政の災害対策を妨げました。国際社会でも、真実に基づかないフェイクニュースがネット上で問題となっております。

情報の信頼性をどう確保するか。ここにSNS活用の成否を握る鍵があります。

この点、ガイドブックでは、情報の発信者として、災害の専門家、自治会・消防団の責任者、有益な情報を提供した実績のある人を事前登録する制度の導入や、位置・時間情報を投稿に記載するよう住民に働きかけるなど、具体的な対策を示しております。

災害対応にSNSを利用している自治体は、全体の約5割にとどまっております。自治体担当者の意識の差で大きく分かれるというのが実情でありまして、政府がガイドブックを作成した理由もここにあります。この件については、ことしの3月議会でも指摘をさせていただきました。

現在、弥富市には市公式アカウントと災害情報ツイッターの2つがあります。プロフィールには、いずれも災害情報を発信するとありまして、市公式ツイッターはフォロワー数も950を超えておりまして、もう1,000にも届くというところまで来ております。災害情報ツイッターは、この間ようやく100を超しまして、これは設置されたのが3年前か4年前ぐらいですよね。で、100です。

ツイッターは積極的にフォローをしない限り、広がりません。フォロワーの数しか、投稿は見られません。

最近では、台風5号の接近時に、自主避難のための一時避難所開設の連絡が、閉鎖と合わせて2回投稿されたんですね。市公式ツイッターがリツイートをしていなければ、こんな少ないフォロワーでは、投稿の信用性、成り済ましじゃないかと、逆に思われてしまいます。

なくすのであればなくす、運用するのであれば、ふだんから情報をしっかり発信していただき、フォロワーをふやしていただきたい。そうでないと、かえって混乱を招くことになります。

情報は、災害後に必要な情報と常日ごろから自助意識啓発のための事前情報の発信が必要と考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

議員の御質問のとおり、私どもはツイッター2つで運用しております。この2つに分けております理由につきましては、市災害情報ツイッターについては、ふだんの標準のホームページでありまして、トップページに優先的に表示する仕組みをとっておりまして、また災害時には市のホームページ自体を災害モードとして画面構成に切りかえますが、こちらにおきまして、当然市の災害情報ツイッターが優先される仕組みとなっております。

このことから、市災害情報ツイッターにつきましては、災害時に災害対策本部の公式情報のみを発信するために分けております。市災害情報ツイッターのフォロワーが少ないことで御心配をおかけしておりますけれども、市公式ツイッターでリツイートすることで、市公式

ツイッターのフォロワー全ての方が確認するような運用で補完してまいりたいと考えております。

議員の言われるとおり、発災時のSNSの活用は、災害時には情報が錯綜することもありまして、信頼性が最重要でございます。市ホームページや公式ツイッターから情報を取得していただくことを事前情報の発信としても、より自主防災会全体や防災講演会、出前講座の中に取り入れまして、広報、ホームページでの周知や啓発をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今の部長の答弁は、申しわけないですけど、言葉は悪いですけど、部長が打っているわけじゃないですよ。部長が打っているわけじゃないので言うんですけど、言いわけにしか聞こえない。ツイッターをやるのであれば、やっぱりその最大の利用価値というのがありますよね。先ほど申し上げましたけど、総務省がガイドブックを出しているぐらいなんですよ。どうやって使ったら有効的に広がるのかと。その中にも書いていますよ。情報発信に関する職員、住民への啓発がなされていることが条件ですよと、まずは。だって、情報を流すためのツールですから、しっかりそのことを知った人がやらないと意味ないんですよ。

ホームページの一面に出るというんだったら、初めからホームページに載せておけばいいんですよ、ツイッターのフォローがないんだから。それなら、公式ツイッターでリツイートすればいいんです。逆に、変な話、さっきも言いましたけど、災害ツイッターがあるために、これを僕はやめろと言っていないです、ありがたいと思うんです。やるんだったら、とことん日ごろからやってもらったほうが、市民のためにはいいんです。

でも、今みたいな扱い方で、しかもこの間は申しわけないですけど、自主避難のための避難所開設というのが、閉鎖と合わせて2つやったんです。本当に災害情報だったら、この間の台風13号でしたっけ、5号でしたっけ、紀伊半島沖に950ヘクトパスカルで近づいていまして、雨風を伴い大変危険ですと、皆さん気象情報はしっかり見てくださいねというのが本当の情報ですよ。せっかく一時避難所が開設されましたというんだったら、本当に何も無い、風も吹いていない、雨も降っていない、安全なときに、今のうちに避難してくださいねといえ、連なっていますよね、2つの情報が。これこそ役に立つ情報だと思うし、そういう情報を市民はとりたいと、僕は思っていると思うんです。

だから、災害情報ツイッターを続けるのであれば、こういう危険が伴っているときは、やっぱりとりたいたいです、情報をね。できたら1カ所でとりたいたいです。僕でも、やろうと思ったら気象庁を見て、中部整備局のホームページを見て、今は川の河川情報なんていうのは市のホームページで全部見られるようになっているので大分楽になって、僕もちょっと使わ

せてもらっていますけど、そういう情報が市民は欲しいんであって、災害情報ツイッターをやるのであれば、本当にもうちょっと総務省のガイドブックでもしっかり勉強していただいて、有意義な発信ができるように。

先ほど部長がおっしゃった、本当に自助啓発のために、日ごろから市と防災という一つの情報で市民に対して啓発をし、つなげていく媒体としてやっていただくように、これだけはちょっとお願いしたいんですけど、どうですか、部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、使われなければ意味がないものですから、積極的に使えるように、活用するように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市の今、公式ツイッターを担当している方、割とわかっていらっしゃる方みたいで、歴史民俗資料館も公式アカウントをとったようで、公式アカウントがとりにくいので公式と書いているんですけど、だけど市の公式アカウントがリツイートすることで信憑性が増すんですよ。それだけ、市の公式ツイッターが今、利用価値が伸びているということは、僕は評価に値するんだと思うし、特に災害というのは、そういうときに必要な情報を流す大切なツールですから、日ごろから、本当は申しわけないけど、市公式ツイッターの2倍、3倍のフォロワーがあってもいいぐらいです。部長が頑張ってやっていただけるといことなので、しっかり私も応援させていただくので、よろしくお願いします。

弥富市議会もそうですし、弥富市民の中には自分のを公表して、公式とまでは言いませんけど、弥富市でアカウントをとっていらっしゃる方もいらっしゃいますから、そういう方も積極的にフォローしていくと広がっていくんですよ、部長。フォローしないと広がっていきませんから。変な人をフォローして変なニュースが入ったら、ブロックすればいいんですから。そういう形で、使い方をしっかりわかった上で使うということが情報発信、SNSを使う上では大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、去年は市主催の津波避難計画ワークショップが開催されましたが、今後、取り組みにどう生かされていくのか。先ほど部長からも説明がありました。また、ワークショップの形式は、今後もさまざまな訓練の中で行われていくことと思います。

3月議会でも申し上げましたが、誰が参加してもよいように。なぜ、誰が参加してもよいようにと申し上げますと、これを企画したときに、声をかけるのは多分防災会の役員であったり、自治会の役員だったりすると思います。僕は、弥富市の方はすばらしいから、本当に尽力を、地域のためにやってこられた方、有力者の方、そういう方がいらっしゃいます。でも、ここにもし新しい方が参加して、そこで会話するというのであれば、一定のルールを持

っておかないと、声の大きい人に負けてしまって意見を言えなくなったら、ワークショップの意味ないんですよ。そういうのをなくすために、しっかりグランドルールを決めておくことが大事ですよと3月議会でも申し上げました。

そして、この際、このワークショップも含めて、先ほど部長がおっしゃった自助啓発をして、自主防災組織というのを設立100%にすることはもちろんだけれども、活性化も続けていくというのであれば、どういう形が動いていく形としては理想なのか。中途半端な人を抱えるんじゃないくて、この際、本当に各地で活躍をされています方。今度、総務建設経済委員会が岡山県の瀬戸内市に視察に行かれますよね。瀬戸内市には、瀧本さんという有識者の方が何年も通じて、年間アドバイザーとして入っていらっしゃいます。こういった方を立てて、客観的に行政と自主防災組織の成り立ちなどを見ていただける方というのが僕は絶対必要だと思うんですけど、中・長期的な計画を着実に進めるべきと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

今年度10月、11月に、防災に関するワークショップを開催する予定でございますけれども、その中で、NPO法人の愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会に御協力いただきまして、その際、相手の意見を否定しないなどのグランドルールを説明した上で、皆様が気持ちよく参加していただけるような配慮をしてワークショップを開催してまいりたいと考えております。

第三者を立てて、計画的に事業を行うことは、重要な一つのツールであると考えておりまして、現在は愛知県や名古屋大学減災連携研究センターなどと情報の共有や研修等で連携をとり、アドバイスをいただいております。現状は、事業ごとに検討しながら進めておりますが、今後は中・長期的にどのように第三者にかかわっていただけるかを検証してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ積極的に、どこにも負けない、さっきも言った海部では防災といたら弥富やというぐらいの、一番いい人。片田さんでいいんじゃないですか、引っ張ってくださいよ。大して、お金がかかる……。本当に僕、実は片田さんであるとか、今テレビで、防災アドバイザーの山村武彦さんであるとか、岡部梨恵子さんであるとか、いろんな方がいらっしゃいますけど、SNSを使ってやると、その人が金もうけでやっておるのか、ほんまにやっておるのかというのが割とわかりますよ。今、名前を言った方は、もう本気でやっていたらいい方ですから、ぜひひとつ……。前に、一度、僕、危機管理課には資料もお持ちしたぐらいですから、ぜひコンタクトをとっていただいて、何ぼぐらいか聞いてもらっ

たら、もし市長の許す範囲であれば、入っていただくと絶対市にとってはプラスになると思いますから、前向きにちょっと検討していただきたいなと思います。

ワークショップに関しては、本当に自治会の自主防災会単位で、来月も地元の自主防災会で、危機管理課の方に入っていて、DIGの訓練をいたしますけれども、その前でも、弥富市としてのグランドルールというのを定着させるぐらい厳しく言っていただくと、先ほどこから問題になっている、自治会での格差ですよ、世代間格差。

もう、最後の問題が時間がないのでできないかもしれない、先に言うておきますけど。

本当に弥富の方というのは真面目な方が多くて、地域のためには自分の苦勞もいとわんという方がいらっしゃる年代と、20代、30代、個人主義、合理主義の人たちが融合しているのが町会ですよ。そういう人たちというのは、自治会に入る理由がわからんと言うんです。さっきみたいに、役所に電話して、入らなあかんという法律はありますのんかと。法律はないですと。じゃあ、入らなくてもいいですよねととるタイプの人たちです。

だけど、50代、僕らの年代から上の人とかいうのは、入ることが当たり前じゃないかと、何をばかなことを言っているんだみたいな、その年代とのギャップ。

これを話し合う機会というのは、防災でいうワークショップというのはすごくいい機会じゃないかなと思うんです。ですから、そういう機会でグランドルールというものを何のために敷くのかというところをしっかりと行政側が理解をしていただいて、だからトップダウンではいかんわけですから、今回、市も総合計画のワークショップをされると思いますけど、多分ファシリテーターが大学生で入るのかな。その辺のあたりのことはしっかりやっていただけたと思いますよ。

そうじゃないと若い子は意見を言えませんからね、初めて来た人が。でも、それで気づくんですよ。会話していく中で、やっぱりやってきたことについて尊重と敬意を払って、新しい意見も入れていく。そこで初めて、弥富市独自の一つの計画、防災なり、まちづくりが進んでいくんじゃないかなと、そのように思います。

ですので、ぜひとも具体的にグランドルールを決めて、しっかり進めていただきたいなと思います。

続いて、質問を進めさせていただきます。

講師を招いて行う自助啓発セミナーなどは、市主催で開催した場合は中央公民館とか、この十四山のアリーナとかでやりますと350人とか400人ぐらいしか集められないわけですね。参加できる人数が限られてしまいます。

冒頭に申し上げましたとおり、自助啓発こそは防災の基礎となりますので、せめてコミュニティ単位で広く住民を対象として、セミナーを開催していただきたい。それを可能とするためには、現在、防災関連の補助金制度、これはすごくいい制度なんですけれども、その制

度を資機材だけじゃなくて、そういう具体的なコミュニティ単位、また自治会単位での防災に対する取り組みに関しては使えるようにしていただくことはできないか、ソフト面でも使えるような制度にならないか。そのことについて、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

自主防災会での開催につきましては、今後、今ある制度の中で、補助金の見直しをさせていただきたいと思います。学区につきましては、まちづくり補助金のほうを御活用いただければと思いますが、自主防災会でやるほうにつきましては、補助金の制度を今度、見直しさせていただきますので、そちらで活用できると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ前向きに検討していただきますと、行政側から活性化に向けてのいろんな提案がしやすくなるんじゃないかなと思います。

先ほど言いました市主催の防災フェスは不可能であったとしても、コミュニティの訓練にもうちょっと何か工夫を凝らすことの幅がとれるんじゃないかなと、そのように思います。

人的苦勞が重なるとなると大変というのはありますけれども、結局自主防災組織のありようというのは自助啓発ですので、ここに力を入れていただく一つの題材として、ぜひこの防災資機材の補助金制度をそういうソフト面でも使えるように。また、その際には、できたらその地域がどういう方向性をもって、どういう計画をもって、その防災にかかわるのか。場当たり的なものにするのに一々補助金を使うというんだったら、そのハードルはしっかり持ってもらったほうが僕はいいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたい、そのように思います。

続きまして、伊勢湾台風を超えるような大規模水害が発生した場合、海拔ゼロメートル地帯が広がる木曽川下流部では、洪水、高潮による広域的、長期的な浸水が想定されております。そんな状況下でも、犠牲者ゼロの実現を目指して、事前に広域避難を行う木曽川下流部広域避難実現プロジェクトは今後どのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

この国土交通省が進めております広域避難プロジェクトにつきましては、伊勢湾台風を超える規模の災害に備えまして、犠牲者ゼロの実現を目指し、8市町村、津島市、愛西市、蟹江町、飛島村、桑名市、海津市、木曽岬町、弥富市による広域避難などを取り入れた組織でございます。

第1回を昨年の10月に開催いたしまして、各市町村の現状の取り組み、今後の予定を話し合い、第2回をことし6月に開催いたしまして、大規模水害時の犠牲者ゼロの実現に向けて

をテーマに8市町村の首長が伊勢湾台風の経験談などを交えまして、ディスカッションをいたしました。7月には、バスによる広域避難訓練を実際に実施いたしまして、私どもは一部の自主防災会に御協力いただきまして、当市も参加したところでございます。

今後は、随時幹事会 ―― 防災担当者でございますけれども ―― などを開催いたしまして、各市町村の防災部局だけではなく、福祉部局とも連携したワーキンググループを行いまして、高齢者を対象に絞った計画づくりを進めていくことが決定されております。浸水区域害に広域避難した場合の実現困難度を軽減させるための整理と改善方策、域内避難と域外避難の組み合わせの考え方などについて検討してまいります。

このように、引き続き構成団体とともに、犠牲者ゼロの実現を目指し、取り組んでいくということでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 本当に、これを進めていかれるというのであれば、まず市民の方に理解をしていただくことが大事だと思います。

弥富では、2011年の3月に東日本大震災がありましたけど、2月、ちょうど1月前に片田さんに、スーパー伊勢湾台風について、この広域避難プロジェクトの内容と似たものですが、講演をいただいている、ここで本当に被害に遭わないためには、台風が迫っているという前で、そのときの講習では11時間前、まだ風も吹いていない、おてんとうさんも出ている段階で避難をするんだよというような話がありました。

広域避難というのは、まさに自治体が主導をしてバスで移動するというものではなくて、あと地域の方が、やはり日常生活が継続できるように、その避難を避けるために避難をするという意味だと僕は理解をしているんですけど、そこの辺は違いますかね、部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） おっしゃるとおりでございます。バスで避難することがそのものではございません。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） そうであるならば、せっかく今、弥富市全体的には、僕は本当に早急に決めなきゃならないと思っていますけど、緊急時一時避難場所の、誰がどこへという部分を地域で話し合ってもらおう中で、いろんな話が進むと思いますので、そこは本当に悪いんですけど、トップダウンじゃないけど、主導して、こういう題材の提供を行政のほうからしていただくと、一気に活性化も進むんじゃないかなと思います。その中で、やっぱり話がでないならば、その地域の課題が浮き彫りになるんじゃないかなと、そのように思います。

僕は、そういうところでの連絡協議会の事務的な役目というのは、この間、部長が前回の質問でも答えられたとおりだと思いますので、そういうところを具体的に課題解決に向けて、

部分的にやっていかないと、本当に市の防災で、市長の言われる災害被害者ゼロなんて、夢のまた夢になっちゃう。これをやるには、具体的にやっていかないとだめだと思うんですね。しかも、それを継続するためには、楽しみもなかったらいかんわけですよ。しんどいことばっかりをやったら、絶対皆さん、地域の方は嫌な気持ちになっちゃって、もう弥富にほんまに住みたくないなということになってしまいますと、これは逆効果でございますので、しっかりこのあたりも進めていただきたい。

あと5分。あともうちょっとなんで、飛ばしてやっちゃいます。

それでは、次は自治会の話なって、終わりたいと思いますけど、情報化の進展で、日常生活は便利になった反面、地域での協働の必要性が低くなり、それが生活単位の縮小、小規模世帯の急増をもたらしております。これが少子・高齢化の進行と並行し、進んできました。

町内会、自治会は、住居イコール世帯を単位として組織をされております。そして、世帯内の問題は世帯内で解決をし、地域組織は環境の整備や交通安全、防犯の活動、そして住民参加の地区行事という世帯を超えた領域での活動を行えばよいという役割分担ができておりました。

しかし、単位となる世帯の人数が減って、家事や育児、介護の負担が重くのしかかるようになり、同時に非正規雇用の拡大と貧困層の膨張、それと合わせて進む公的福祉政策の分担化で、個人や世帯の負担がふえ、地域の活動に参加することが難しい、そういう世帯がふえてまいりました。

こうした状況下では、町内会、自治会が従来どおりの組織運営や活動をしているだけでは、組織加入率や行事参加者が減少するのは当然です。世帯、家族の縮小と個人化が進む中で、町内会、自治会には支え合う高齢福祉など、住民個人を対象とした活動を行うことが求められるようになってまいりました。

現代の町内会、自治会が直面する問題は、住民の理解や関心が薄いことだけでなく、世帯の構造変化から生じてくる問題が底辺にあります。町内会、自治会は、自主防災組織の基盤であります。状況に違いはあれど、人口減少と過疎化、少子・高齢化、世代間格差、自治会加入の減少、人間関係などさまざまな問題を抱えていると思います。

こういった問題の改善・解決に向けての取り組みが自主防災組織の設立や活性化につながるとも考えております。

町内会、自治会の活動における行政の役割を市はどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

町内会、自治会活動においては、全国的に若い世代、ひとり暮らし世帯、居住年数が浅い

世帯で加入率が低い傾向にあるといわれております。

本市においても、近所づき合いの希薄化が危惧される反面、町内会、自治会など、地域には防災面の取り組みや支援が必要な住民への対応についても、自助・共助の面からも期待が大きくなってきております。また、地域活動の担い手不足という問題もあり、地域にとっても多くの課題があらわれてきております。

このような状況の中、行政といたしましては、補完性の原理に基づき、公助としてできることを地域の自主性・自立性を重んじながら、地域住民からの要請に応じて適切に後方支援を行い、地域住民と行政との協働による取り組みを進めることが必要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） わかるとおりなんですけど、それでしたら、そこまでおっしゃるんでしたら、先ほども言いましたホームページに載っている住民に対しての町内会、自治会への御案内って、課長は見られたことはありますか。あれを見られたのであれば、物すごい書いていることが薄いですよ。もうちょっと僕は濃い内容のものを書いていくことを考えてもいいんじゃないかなと私は思うんですが、ぜひ近隣自治体とかとも調整をしていただいて、自主防災組織が法的根拠がある中でつくられていくのであれば、それを補完するのは自治会なんだから、ぜひ入ってくださいよくらいの勢いで書いてもいいんじゃないですか。だって、それに対して予算も出ているわけですから。そうじゃないとあなた損しますよくらいの勢いで、僕はいいと思うんです。

最後、質問になりますけど、ほとんどの自主防災組織は、町内会、自治会が基礎となっておりますが、そうすると、みずから求めない限り、町内会、自治会の非会員には必要な情報が届かないおそれがあります。

例えば、市の広報や議会だよりなど、市の刊行物は町内会、自治会を媒介して、個々に届けられているのが現状だと思いますが、町会に非加入の方に関しては届いていないのではないですか。そうならないために、未加入世帯には、先ほど申し上げたとおり、義務ではなく権利と必要性を啓発するような御案内をぜひともしていただきたいと思うんですが、市の認識を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

町内会、自治会への加入につきましては、義務ではないことから、未加入の方もあるかもしれませんが、市民の皆様への広報の配付につきましては、各地区の区長補助員を通じて、各管内の御家庭に配付をしていただいているところでございます。

しかし、町内会、自治会等への未加入の方には配付されないケースもあるように聞いてお

ります。現状では、自治会等から広報等が配付されない方につきましては、市役所、図書館、福祉センター、コミュニティセンター等の公共施設で入手していただくか、市のホームページでも広報等の内容を掲載しておりますので、そちらでの確認をお願いしているところでございます。

また、非常時、災害等発災時の情報提供につきましては、先ほどの回答と重複いたしますが、同報防災無線、エリアメール、市安全防災メール、市ホームページ、テレビのデータ放送、西尾張CATV、エフエムななみ等のさまざまなツールを活用して発信してまいります。

市といたしましては、安全・安心で住みよいまちを築いていくためにも、防災担当、広報担当を初め、関係各課で連携を図り、日ごろから迅速で的確な情報発信に努めてまいります。

最後になりますが、町内会、自治会への加入につきましては、各地域コミュニティ、各地区の役員の方に共助の必要性をお伝えし、非会員の加入についての啓発について努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、まとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 時間が来ましたので終わります。

防災会の啓発というか、活性化について、今回質問させていただきましたけれども、その母体となるのは、あくまでもやっぱり自治会であるし、自治会でいいですと、住民の生活が基盤になるんだと。こういう子細の部分というのが全部に伝わってこそ、先ほど、法的根拠の中で自主防災組織がつくられているわけですから、情報とかも、やっぱり公平性をもって伝わっていかないといけないんじゃないか。そのためには、やっぱり法律で規定されていないから自治会に入らなくていいよという答え方ではなくて、入ったほうが得でしょうと。そのぐらいの強い思いで案内をしていただくことを切にお願いして、ホームページが変わることを祈っていますから。私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時31分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎

平成29年 9月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長   | 柴 田 寿 文 |

|                                      |      |        |        |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長                                 | 山下正巳 | 児童課長   | 大木弘己   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修  | 商工観光課長 | 大河内博   |
| 土木課長                                 | 伊藤仁史 | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井文雄 | 図書館長   | 山田淳    |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石田裕幸 書記 土方康寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第35号から日程第14、認定第7号まで、以上13件を一括議題とします。

本案13件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

最初の質問者の平野議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願いします。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行でございます。

認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

企業にとりましては、決算が命であります。決算の数字に事業活動の成果が集約され、配当も株価もボーナスも、決算で明らかにされた利益の大きさに左右されます。

一方で、地方自治体では予算が命であります。行政の役割は、予算どおりに事業を執行することであり、決算はそれを確認するための手段であります。

議会は、平成28年度予算を承認しました。我々議員は、予算がきちっと執行されたかチェックし、疑義がなければこれを認定して、平成30年度予算策定のための参考資料としていくという位置づけになると思っております。

このような観点から質問をさせていただきます。

まず歳入面においてですが、歳入全体におきましては0.2%の増であります。しかし、市税の収入におきましては82億7,242万3,410円ということで、初めて80億円の大台に乗りました。前年度決算額に対しまして3億4,209万5,000円、率にして4.3%の伸びであります。当初予算に対しましても3億3,800万円の伸びとなっておりますが、主な要因は何か伺います。

○議長（武田正樹君） 佐野税務課長。

○税務課長（佐野智雄君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えいたします。

市税収入において、前年度決算額に比べ増額となっている主な理由は何かとの御質問ですが、主な要因は固定資産税の増収でございます。

これにつきましては、港湾地区等の工場の建設及び企業の設備投資等によります償却資産の増加であると考えられます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、課長のほうから固定資産の増加が主であるというような答えをいただきました。

固定資産税アップの要因としては、平島地区の宅地開発、農地転用による税率アップ等がありますが、何といたっても、今お答えいただいたように、一番大きなウエートを占めるのが西部臨海工業地帯の企業誘致によるものであります。

そこで、お配りしてありますが、資料のうち表の2をごらんいただきたいと思います。

表の2の中央部にあります市税に占める固定資産税の割合ですが、平成24年度、27年度は3年に1度の固定資産評価がえの年であり、少し低い値となっておりますが、28年度においては59.3%と、最近では一番高い値となっております。

歳入に占める市税の割合も28年度は55.5%となっております。市税収入を中心とした自主財源比率も表には記載してありませんが、24年度の62.9%から28年度は66.7%と高くなっ



ております。

財政が厳しい中、新たなニーズや課題に柔軟に対応するためにも自主財源比率を高めることが大事であります。今後も市税収入のアップに全力で取り組んでいくべきであるということをお願いしまして、次の質問に入ります。

それでは、市税全体の約60%強を占める本市の基幹税であります固定資産税をさらに伸ばすには、どのような施策を行うべきか伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをいたします。

市の重要な基幹税であります固定資産税を伸ばすためには、今後も企業誘致を推進する必要があり、そのための企業立地奨励金制度は有効と考えております。

愛知県は、平成19年度企業立地法に基づき市町村と共同して基本計画を作成し、工場の新設や事業を高度化する企業に対して、融資に係る支援を行っております。

本市におきましても、企業立地促進法に基づく地域独自の支援として、西部臨海工業地帯の弥富埠頭と鍋田埠頭において、工場立地法に係る緑地規制の緩和を行っておるところでございます。

また、本市は、平成23年12月22日より国際戦略総合特区、アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区区域の指定を受けており、この指定により、企業は税制上、財政上、金融上の支援を受けることができます。このような背景の中、本市においても、平成16年度より指定地域を定め、企業立地を促進するための奨励金を交付してまいりました。

平成28年3月に弥富埠頭の川崎重工東工場が操業開始し、今年度は弥富埠頭第1貯木場埋立地の分譲売却済み用地におきまして、1社が建設予定であり、平成30年中に操業開始予定でございます。また、その南隣地に分譲予定地が2筆ございまして、名古屋港管理組合において、現在分譲中でございます。また、数年先ではございますが、その南側で第1貯木場の埋め立てや分譲が今後予定されているところでございます。さらに、王子製紙跡地のESRが平成30年2月に操業開始を予定しており、今後予定されております競馬場隣接地売却による企業立地を考察いたしますと、現在の企業立地奨励金は平成31年9月30日で失効しますので、今後どうしていくかを検討する必要があると考えております。

企業におきましては、新規事業所建設の初期投資額が高額であり、相当な負担になると考えられます。このことから、事業所建設時に奨励金による助成を行うことは、今後も企業誘致する上で大変有効であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 企業立地の件で少し追加答弁をさせていただきますけれども、きのうも朝日議員のところで、私、お話をさせていただいたかと思っておりますけれども、今現在決まっ

ている企業誘致において、少し詳細を上げていきたいと思いますが、川崎重工の東工場が5,600平米ということで5.6ヘクタールというような状況でございます。それから、先ほど開発部長が話をしました弥富埠頭の売却済み用地につきましては、やはり航空宇宙産業であります東明工業というところが名乗りを上げていただいております、これが約3万平米、3ヘクタールというような状況でございます。そしてまた、王子製紙の跡地、栄南小学校の北側でございますが、E S Rで今、建設中でございますが、こちらが5.2ヘクタール、5万2,000平米ということでございます。それから協立エアテックで、これも臨海工業地帯でございますけれども、1万3,000平米、今決まっている段階においては15万2,000平米ということで15.2ヘクタールが計画をし、またそのまま進んでおるといような状況でございます。

そして、今後におきましては、名古屋競馬場の未利用地が17万平米ということで17ヘクタール、実はございます。それから今度、東明工業が新しくなるわけでございますが、その分譲地の南側に2筆、約4万平米で4ヘクタールございます。それから、第1貯木場の南の埋立地については9万6,000平米で9.6ヘクタール、合計合わせますと30.5ヘクタールのいわゆる企業の誘致面積があるという形でございます。

こういったことにつきまして、愛知県、あるいは名古屋港管理組合ともども一緒になって、企業誘致を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうから追加答弁で、すごいまだまだ敷地は十分にあるという御説明をいただきまして、安心をいたしました。

固定資産税をやっぱりふやすには、西部臨海工業地帯への企業誘致だとの答弁もいただきました。まさにそのとおりだと思います。

そのためには、先ほどお答えがありましたが、企業立地奨励金の継続についてということもございましたが、継続はもちろんのことだと私は思っております。

そして、道路整備を進め、物流経路をスムーズにする道路環境をよくすることだと思っております。

そのためには、市税収入に対する道路関連予算をふやしていくべきだと考えます。

配付いたしました資料の中の表1、上のほうの表ですが、これをごらんいただきたいと思います。

道路維持費については、特に大型車両の増加によって、道路の損傷箇所がふえ、また修理頻度も毎年増加していますことによって、28年度決算では、近年では一番多くなっております。一方で、幹線道路、生活道路整備のほか、道路区画線設置、カラー舗装等、交通安全施設の整備工事といった道路新設改良費は、28年度決算においては、対前年比におきましては

アップしておりますが、26年度、27年度においては減額となっており、順調な増額とはなっておりません。

一番右に(A) + (B)という欄ですが、道路維持費と道路新設改良費を合計した金額が市税に占める割合を記載してありますが、28年度は3.98で前年度に比べ1.4ポイント上昇しておりますが、29年度の当初予算におきましては、残念ながら道路維持費では54万2,000円、道路新設改良費では1,630万9,000円、合計で1,700万円ほど減額をされております。そして、ここ5年間の平均値は、表外の下ですが、記載してありますように4.29です。せめてこれぐらいの値までは、道路予算を持って行ってほしいと私は思っているんですが、お答えを伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをいたします。

この5年間の決算額を見ますと、議員御指摘のとおり、市税決算額に対する道路維持費と道路新設改良費は、一定の割合になっておりません。

この要因といたしましては、道路新設改良費の各年度ごとの施工箇所の事業費などの増減が起因しているものと考えられます。市内には、広域的な道路ネットワークへのアクセス道路の整備が行われていない箇所もあり、また道路施設の老朽化が進んでいるところもあります。地域市民の生活環境を考慮しますと、これらの整備を計画的に進めていきたいと考えております。

一方、本市では、新庁舎建設事業、JR・名鉄弥富駅整備事業など大型事業を控え、平成28年度からは普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的な縮減もあり、厳しい財政状況が続いております。したがって、議員御提案の市税収に対する一定の割合の道路予算を確保することにつきましては、大変難しい状況にあると考えております。

今後は、行政改革を積極的に推進しながら、道路整備に必要な財源を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 新庁舎建設が最優先課題であるということは、十分理解しております。

市内におきまして、道路損傷によって家への振動、騒音等による生活環境の悪化等市民生活に影響も出てきております。また、道路損傷が原因による交通事故を減らすためにも、交通安全対策となる道路管理、これも本市にとっては深刻な問題となってきましたので、この点を十分考慮していただいて30年度予算に反映すべきであるということを申し上げまして、次の質問に入ります。

○議長（武田正樹君） 平野議員、市長のほうから。服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加答弁させていただきますけれども、弥富市の港湾中心の道路網という形のネットワーク整備ということについてお話をさせていただきますけれども、今、御承知のように名二環が飛島から名古屋インターのところにかけて工事を進めております。これがあと少し時間がかかりますけれども、すばらしいネットワークの一つになってくるというふうに思っております。そして、伊勢湾岸道路が今は東名阪道路に一旦おりて、奈良、関西のほうへ行くわけでございますけれども、これが平成30年、来年度にはダイレクトに東名阪におりなくても、伊勢湾岸道路から新名神という形の中で結びつくようになります。こうした形の中に国のほうの施策として、ネットワーク道路網が準備されるものですから、我々としては、その基幹的な部分だけについては、優先的に考えていかなきゃならないというふうに思っております。今の西尾張中央道、あるいはその1本西側の新しい道路ができておりますけれども、これも非常に傷んでおりますので、23号線前の道路について発注したところでございます。従来の層よりも厚くアスファルトを打って、しっかりとした道路につくっていきたいというふうに思っておりますので、そういう基幹的なことについては、これからも予算との兼ね合いもでございますけれども、しっかりやっていききたいというふうに思っております。

そうした形で、ネットワークについて、少しでも利便性が高まるような形は考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

じゃあ次に、この市税を確実に確保するためには、収納率を上げる必要があります。28年度も前年度に比べ96.6%から97.1%ということで、0.5ポイントほど収納率が上がっており、職員の皆さんよく努力されていると思います。過去にもさまざまな収納率向上対策を行ってきたと思いますが、ここで4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、28年度に新たに取り入れた施策はあったのかお伺いします。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） お答えをいたします。

日ごろの地道な収納事務により、納税者の納税意識が向上したことで、現年分、滞納分ともに最高の収納率になったのではないかと考えられます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、2点目ですが、昨年度クレジットカードの決済はどうかというような御提案をさせていただきましたが、これに関して検討はされたのか伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） 納税の機会をふやすのはいいことと考えますが、他

市の動向を見ますと、導入している市は余りふえてはおりません。また、導入している市についても利用率が低く、費用対効果を勘案し、現在のところ導入は考えておりません。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 導入の検討はされたということで理解をしておきます。

じゃあ次に、収納目標値をどれぐらいに設定して取り組んでみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） まず、収納率は前年度を下回らないようにと、また金額のみならず、件数についてもふえないようにと取り組んでおります。

そのことから、滞納繰り越しにならないよう、現年分の滞納整理を早期に着手しております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、4点目ですが、配付しました資料、尾張西部6市の市税収納率と愛知県下上位市の収納率比較表（27年度分）をごらんいただきたいと思います。他市はまだ28年度分の資料はありませんので、本市についてのみ28年度分も併記をいたしておきました。

本市の28年度市税の前年課税分の収納率は99.3%に対して、滞納繰越分の収納率は26.5%と随分低い値になっております。今後、この滞納繰越分の収納率を向上させることが課題であると思いますが、今後、さらにどのような対策を考えてみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○総務部次長兼収納課長（鈴木浩二君） 法令を遵守した法的処分の徹底であります。

そのためにも、繰り返し滞納をする悪質滞納者に対して、厳正な処分を行わなければなりません。また、西尾張滞納整理機構との連携を行っていき、広域的な機動力、調査力を必要とする滞納事案について処理を移管することにより、処理困難案件の解決を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） しっかりと取り組んでいただきたいわけですが、この表の中において、27年度の市税収納率が98%以上の名古屋市からみよし市においては、滞納繰越分の収納率が47%から27%、本市に比べると高いわけであります。尾張西部6市の中でも、本市は市税の収納率においては断トツ高いわけですが、滞納繰越分の収納率においては、一宮市、あま市に次いで3番目であります。この滞納繰越分の収納率を高めるということが、本市においては大変重要であると思っております。

国民の三大義務の一つとして、納税の義務があります。負担の公平性において税を納めなくてはなりません。本市にとって一番の課題は、滞納繰越分の収納率を上げることにあるま

す。監査委員による審査の意見の中でも述べられておりますが、未収金については時間の経過とともに徴収が困難になると、できるだけ早期に対応することが重要であります。このように述べられております。

税務課と収納課が連携して、収納率の向上を図るべきであることを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、歳出面についてです。

前年度は、予算現額152億6,671万円に対し、不用額が4億9,348万3,000円で、不用率が3.2%であります。28年度決算においては、予算現額154億1,616万4,000円に対し、不用額は8億2,090万円で、不用率は5.3%であります。一方で、予算の執行率は27年度も28年度も93.2%、同じであります。28年度の予算現額に対する不用額、不用率についてどのように評価をしてみえるのかお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

平成28年度の不用額につきましては、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた残額でございますが、8億2,089万9,952円ございました。また、不用率につきましては、予算現額に対する不用額の比率でございますが、5.3%ございました。

まず不用額についてでございますが、平成27年度より3億2,741万7,205円多かったわけですが、その理由の1つ目といたしましては、平成27年度の当初予算で計上いたしました新庁舎建設事業の土地購入費1億1,620万円と物件移転補償金1億526万円を繰越明許費として計上いたしまして、平成28年度に繰り越しをさせていただきましたが、平成28年度でも契約に至らず、支出できませんでしたので、そのまま不用額として残ったものでございます。これにつきましては、繰越明許費として計上し、翌年度に繰り越した予算は補正ができないこととなっているためでございます。

2つ目の理由といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金につきまして、補正で計上させていただきました1億3,000万円を繰り入れる必要がなくなったため、不用額として残ったものでございます。これにつきましては、最終的な医療費の額や国・県との負担金等の精算などを経た結果でございますが、年度末の3月補正を計上させていただく段階では、それらの金額が不明であったためでございます。

このような理由から、平成27年度と比較して不用額が多くなったものでございます。

また、不用率につきましても2.1%上がりましたが、同様な理由から上がったものでございます。

仮に、これらの不用額がなかったならば不用率は3.0%となり、平成27年度より不用率は下がりますので、特別な事情によって不用額が多くなったと認識いたしておるところでございます。

います。したがって、適切に予算執行できたのではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 庁舎の予算が執行できなかったということが主な原因になっているということでございますね。

不用額につきましては、予算見積もりによる過大によるものなのか、また経費の削減効果によるものなのか、理由はいろいろあると思いますが、まずしっかりとした予算の見積もりが大事でありますので、しっかりとした予算見積もりをしていただき、きちっと事業をしていただくことが大事であるということを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

最後の質問になりますが、28年度の決算を見て、これは市長にお伺いしたいんですが、どのように分析し、今後の市政への課題をどう考えるのか見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

平成28年度決算全般におきましては、先ほど来、我々の担当のほうからお話をさせていただいておるように、歳入の面におきましては個人の市民税、あるいは固定資産税で堅調に伸びてきたなあというふうに思っております。

この場をかりまして、市民の皆さんの大変な御努力に対して、感謝申し上げていきたいというふうに思っております。

また、固定資産税におきましては、平島中区画整理事業が終わりまして、新しく弥富に居住を構えていただく人が随分多くなってまいりました。

そしてもう一つは、西部臨海工業地帯における企業誘致ということがさまざまな関係者とともに積極的に進められてきているということについて、堅調な伸びが結果として起きているというようなことでございます。こういったことにつきましては、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、歳入の面については、しっかりとこれからも努力していきなさないというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、歳出の面が、先ほど財政課長のほうからも話がありましたように、大型プロジェクトがめじろ押しでございます。一番大きなものは庁舎の建設であり、そしてJR・名鉄の橋上駅舎化、そして火葬場が非常に老朽化してまいりましたので、火葬場を新しくしていこうということについても、基本計画を来年度からしっかりと立てていきたいというふうに思っております。そういった形のもの、そしてまた学校環境の整備につきましても、今までもそうですけれども、これからは歳出面からすると大きくなっていくというような状況でございます。

今後は、今回9月定例議会で多くの議員の皆さんからお話をいただくわけでございますけれども、行財政改革、行政改革をしっかりとやっていかないと、もう立ち行かなくなるという

ような状況もございます。そういう大変厳しい側面が一方にございますので、行財政改革をしっかりとすると同時に、歳入面での努力もしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。

私どもは、平成33年度を限度といたします合併推進債というのが、実は33年で終わるわけでございますけれども、この延長を何とかお願いできんかなあというふうにも思っているところなんです。実は、愛西市までは平成17年の合併ということで、合併特例債という一つの基準になりますけれども、この動きも一方であるわけですね。特例債の延長と同時に、我々の推進債という範疇の中においても、国のほうに要望してまいりたいというふうに思っております。

そうしたことにおいて、それぞれの大型事業がスムーズにできるようなものをやっていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。私のほうからは、以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうからお考えを伺いまして、まさにそのとおりだと私も思って、同意見であります。

今後は、まずは、目の前の課題であります新庁舎の建設を全力で取り組む、これが一番大事だと思っておりますので、議会、行政、そして市民の皆様と一緒に頑張っていくことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

私も、認定第1号平成28年度弥富市一般会計決算認定について質問させていただきます。

細部にわたって、今回、主に2点、決算委員会のほうもありますので、そちらのほうでも考えておりますが、ここは2点質問させていただきます。

まずは児童福祉のほうからでございますけれども、年々利用がふえている児童クラブについてでございます。

平成27年度からは6年生まで利用が可能になりました。児童クラブは、単に保護者の方が働きに出ている間、預けている場所ではなく、しっかりとした日々の習慣や同学年だけではない縦のつながりでのコミュニケーションを学習できるすばらしい場所だと私は思っています。また、運営するほうでは、子供同士でトラブルがあったりして大変だとは思いますが、その中で、やっぱり子供たちが解決していく力、そういう経験を積むことによって成長していく場所でもあると私は思います。そういうことから幅広い年齢層で利用がふえることは、人材育成の観点からも見て大変よいことだと思っています。



だからこそ、利用したいと思うのであれば、ぜひ人材育成の観点からも希望者全員が利用できるような環境を整えていく必要があります。

ところが、ちょくちょく耳にすることがありますが、利用したくても入れなかったという声も聞きます。実際に入れなかったのか、もしくはこういった理由で利用できない場合があるのかお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市では、平成12年度から児童クラブを順次開設をいたしまして、近年では平成26年度に日の出第二児童クラブ、平成27年度に弥生第二児童クラブとはばたき児童クラブ、平成28年度に桜第二児童クラブを開設するなど、施設整備を計画的に進めておりまして、現在市内の児童クラブは12カ所、定員は488名でございます。

議員が申されたとおり、平成27年4月から入所対象年齢が小学校6年生までに拡大されたこともあり、弥生、桜及び十四山東部児童クラブでは、年間を通した児童クラブの利用申し込みが年度初めより定員の近くまでございますが、待機児童はございません。

しかし、夏休み、冬休み、春休みの期間は、定員に余裕がある児童クラブを期間限定で利用することにしておりますけれども、この期間を限定して利用する場合は、迎への引き取りだけではなく、児童クラブまで子供を送り届けていただく必要があります、送迎が可能でなければなりません。また、児童クラブの利用については、定員を上回る申し込みがある児童クラブでは、入所希望を第3希望までとり、近隣の児童クラブにあきがない場合は、順次あきのある児童クラブを紹介させていただいております。受け入れの枠がない場合は、お断りをする場合もございます。なお、受け入れ枠を上回った場合には、低学年の児童や養育の必要性の高い児童から優先的に受け入れております。

希望する児童クラブが受け入れできない場合は、他の児童クラブの入所をお願いしております。保護者の皆様には、御迷惑をかけますが御理解と御協力をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 通常の児童クラブに関しては、定員割れはないということでございますけれども、夏季などのそういった長期休暇、しかも時間が長いときですね、そういったときに関しては、定員割れを起こしてしまうケースがあるということでございますけれども、保護者の方々は、子供たちは夏季で休みだとしても、保護者の方は仕事に行かなければならないといった中で、やっぱり子供を一人で置いておくのも不安ということで利用される方もふえているのではないかなと思うんですけれども、ぜひ、そういった方々に対して、極力配慮は、先ほど部長のほうも申し上げたとおり、努力はされていると思うんですけれども、実際、なかなかほかの児童クラブに紹介しても遠いという理由だったり、知らない人たちがいる中

でちょっと不安があるということで、利用を控えることがあると思うんですが、そういったことのないように、ぜひ来年に向け、準備や計画していることというのはございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 期間限定の児童クラブの利用につきましては、定員に余裕がある場合であること、単に施設整備の問題だけでなく、児童クラブの先生、支援員の方でございませけれども、期間限定の短期間の雇用となるため、人材の確保が大きな課題となっております。

現在、公共施設再配置計画を策定いたしますので、児童クラブの施設整備に関しては、中・長期的に考えてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 施設のほうは順々に拡充しているということでございませけれども、やはり人的確保が難しいということでございました。

夏季の募集という形で、どういった人が、例えば学生さんとか、大学生さんみたいな形の方がそうした募集に来られることってあるんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議員が申されたとおり、夏休みを利用して学生さんにも多く手伝っていただいております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 学生のほうも夏季、確かに忙しいときもあるかもしれませんが、同じ学生さんは夏季休みになりますので、そういったところがやっぱり狙い目かなとは思っているので、そうした方々に広く呼びかけていただいて、ぜひ人材の確保をしていただいて、なるべく受け入れられる体制を整えていただきたいと思います。

続きまして、今度は、学校管理について質問させていただきます。

現在、全国的な問題では、長時間労働が深刻な問題となっております。特に学校関係、教職員の勤務状況が大きく取り上げられているところもございます。

そこで、我が市、弥富市のほうはどうか。残業時間の実態や勤務はどのように把握されて、改善のためにどのような対応をされているか伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 教職員の勤務実態の管理方法としましては、校務支援システムによりまして、出退勤時間を各教職員がパソコンに入力して、在校時間を正確に把握する手段としております。

次に、教職員の多忙化解消、負担軽減への取り組みにつきましては、6月議会でも他の議

員より御質問をいただきましたので、そのときの答弁と重複いたしますが、学校現場での多忙化解消、負担軽減について、市の取り組みのお話をさせていただきます。

教員の負担軽減のためにさまざまな分野での支援員の配置の推進をいたしております。特別支援学級への支援員、心の相談員、情報教育支援員、学校図書支援員、少人数指導講師、音楽、美術、技術家庭科等の専科講師の配置など、毎年各学校の状況を踏まえながら、適正配置及び増員を図るようにしています。

今年度は、新たに発達障がい児への支援として、長年特別支援学校で実績のあった方を市の特別支援員として、教育委員会に籍を置きながら各学校を支援、巡回できる体制を整えました。また、学校事務職員においては、事務を市の複数校で共同実施し、効率よく事務処理ができるよう各自の負担軽減を図るようにしています。

23年度に市として校務の効率化、情報化による仕事のしやすい環境づくりとして校務支援システムを導入いたしました。これにより、文書の整理・活用、公簿のデジタル化等で事務の簡素化が図られ、また職員間の連絡調整等に利用でき、打ち合わせ時間を短縮し、伝達事項を正確に把握することができるようになりました。

市内各校の取り組みとしましては、例えば職員会議を保護者学級等の行事がある土曜日の午後に行い、通常授業日の会議を減らしている学校もあります。また、週に1回、もしくは2回の定時退校日を設定して、計画的に仕事ができるよう心がけている学校もふえてきました。行事等の準備においても、担当者だけに任せるのではなく、複数名の担当としたり、職員全体で行ったりして段取りよく仕事を進めることとしています。

中学校における部活動については、土・日の活動はどちらかを休養日とし、月曜日は休養日としています。また、日没の早い11月、12月は朝練習のみにしています。これらは、3つの中学校共通に実施しています。ただし、試合日や試合の直前等は例外も認めていますが、3中学校ともほぼ2人顧問制をとっていたり、外部コーチを導入するなどして負担軽減を図っています。

さらに、今後は、本年3月に策定されました県教育委員会の教員の多忙化解消プランに基づき、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教職員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） さまざまな取り組みがされているということでございます。

まず私が危惧していた管理側の事務に対しては、こうした校務支援システムというものがあるということで、私、初めて知りました、申しわけない。勉強不足というところでございますけれども、ただ教員がパソコンに自分で入力する形になるということですよ。そうしますと、やっぱり何ていうんですかね、実は夜遅くまでやっても、余り遅くまで残って

いると怒られるということもあって、少し早目に入力するということはないのでしょうか。  
私が見たところ、中学校、特にクラブ活動もあるからという原因が主でしょうけれども、夜遅くまで明かりがついているところを見かけることもあるんですけれども、そういう把握されている勤務状況とその実態に違いはないのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 実態に違いはないのかということでございますが、何度も申し上げますけれども、校務支援システムに各自が入力しておりますので、管理する側の負担についても、このシステムは入力いたしますと一覧表に出力され集計されますので、負担にもなっていません。正確につけていただいておりますということになっております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど私が申し上げたのは、自分でつけるもんですから、そうしたいろんな配慮から、ちょっと早目ということも可能性としてあるんじゃないかという危惧なのでございますが、実際そうしますと、今、学校、夜遅くに電気がついていることがあるんですが、何時ごろ帰られる方、一番遅い方だとどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 帰られる時間につきましては、先生が翌日の授業の準備があったり、行事が近くに控えていたりして、時間は何時という、なかなかこの時間だという特定できる時間は正確には答弁しづらい部分がありますが、県の教育委員会のほうで、公立の小・中学校に対して、在校時間等の状況記録をつけて適正な勤務時間を把握して、長時間労働にならないよう縮減に努めなさいという通知が出ております。それに伴いまして、平成25年度より、この状況について毎年11月を抽出月としてまして、80時間を超えた者、100時間を超えた者、この人数の割合の調査を実施しております。その調査結果を見ますと、本市においてはほとんどが県平均を下回る割合になっております。ただし、中学校において100時間を超える先生の割合が県平均より多い状況でありますので、これにつきましてはより一層の縮減に取り組んでまいりますが、中学校について夜遅くまで明かりがついているということは、こういうことが原因だと思われま。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、平均だとほとんどが残業時間を下回っているということでございますが、中学校、把握されているようでございますが、100時間を超える人が少し多いということでございます。

その点の原因というか、要因的なものはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 原因でございますけれども、やはり中学校においては部活動が一

番の原因だと考えられます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 部活動に関しては、確かに一番負担になってくる部分ではあるかと思うし、逆を返せば、それだけ熱心に指導されているということもあるんですが、ただそういった部分だけで、やっぱり教員のほうにそういった体調を崩すことがあってはいけないものですから、ぜひ、なるべく改善できる方向、今、配置が2人の顧問制をとっているですとかるお伺いいたしましたけれども、ぜひ御配慮に努めていただきたいと思います。

教職員の問題だけではなく、学校関係も保育関係も、また本庁の職員の方も、きのうも江崎議員のほうからも質問がございましたけれども、そうした公的現場の方々は、どんどん数が減らされて、業務はふえて大変な状況にはなっていると思います。管理者の皆さんも、しっかりとこの部分努力されていると思うんですけども、負担、軽減に本当に尽力されていると思いますけれども、より一層正確な実態をつかんで、その原因と負担軽減に努めていただきたいと思います。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番 三宮でございます。

決算認定にかかわって質問をさせていただきます。

先日、一般質問の中であわせて質問をしたこともございますので、重複しないように質問をさせていただきます。

まず初めに、企業立地、指定企業交付金制度が果たしている今日的役割について、お伺いしたいと思います。

確かに形の上では西部臨海工業地帯への企業の進出がございまして、固定資産税が市の税収の中で非常に大きな役割を占めているということから、一見効果があるように見えますが、もう一方で実際に、特に臨海部への企業立地というのは、あの臨海部という条件の中でなければ立地できない、またあそこの中に規定もあって、一般の企業が入ることができないところでありまして、それだけに非常にあそこに立地するということは、川崎重工などを含めて特にメリットがあるから来ているということがございまして、背後地への倉庫や運輸の関係の奨励金のないところの、当然名港の関係の仕事がふえておるということから来るところもありまして、必ずしも奨励金のせいでは弥富の場合はない可能性が非常に強いという側面が一つあります。

同時に、一時は弥富市も交付税不交付団体になっておりましたが、結局、その最大の理由の一つは、国による所得税の一部を住民税に振りかえるという、たしか20年度だと思いますが、その措置が大きな役割を果たしておりましたが、やっぱり給料の収入の低下だとかそういうことによりまして、個人市民税はそこらに比べるとかなり落ちております。さらに、

その後、子ども手当、児童手当、こういうものの受給を理由といたしまして年少扶養控除が廃止になって、それで一定の住民税のかさ上げが行われましたが、それも含めて、要するに国の税源移譲時に比べて大幅に減っているのが現状であります。したがって、県下の他の市町では、弥富のような固定資産税の増加がないことから、当時よりも税収が住民1人当たりで減っておるところが多数になっております。そういう関係から見ましても、この問題については一考を要するのではないかと思います、特にその背景について、今の国の税制の問題が非常に大きい原因になっていると思いますので、少し触れておきます。

1日に財務省が発表しましたが、2016年度の法人企業統計によりますと、資本金10億円以上の大企業の内部留保が初めて400兆円を超え、前年度より17.6兆円もふえております。安倍政権が発足した2012年度に比べて69.9兆円もふやしております。経常利益は、2012年度の35.9兆円から2016年度は52.8兆円へと47.1%も増加しております。役員報酬は、同じ時期に9.3%もふえております。一方、労働者の賃金は3.6%増にとどまり、この間に物価は5%上昇したので、実質賃金は下がっております。

安倍政権は、企業の税負担を減らせば設備投資や賃金はふえるなどとして、法人実効税率を発足時の37%から29.97%と7.03ポイントも引き下げ、海外子会社も含め連結決算を行っている巨大企業では、さまざまな減税制度によって実効税率は16%ということが、さきにも国会で問題になっております。建物や機械設備などの有形固定資産は、2012年度の192.5兆円から2016年度はわずか6.4兆円しかふえておりません。減税分は、設備投資にも賃金にも回らず、ほとんど現金や証券で大企業がため込んでおります。

これに愛知県は、小牧のジェット機をつくっております三菱に対しては、不動産取得税を約100億円実質減税するとか、弥富でも企業立地に伴う事実上の固定資産税の減免が旧条例で29年度と同じ状態で川崎重工が続くとなると、最終的には約28億円となる見通しですが、その77%は川崎重工が恩恵を受けているものでございます。

このように、県や国が行っている企業に対する優遇税制というのは、結果的にはますます内部留保をふやす役割を果たしておりまして、雇用の拡大だとか、あるいは賃金の上昇だとかということにはほとんど回っておらず、かつて総務省もそうした形での企業誘致は控えるべきだということを述べていたこともございますが、やはり弥富市にとりましては、この収入は、事実上不交付団体の状態が続き、今後も庁舎建設などがございますので、まず当分、不交付団体になることは考えられませんので、そうすると国が、弥富市は要するに標準的な行政を行うに必要な財政が足りないから交付税で措置をするという団体であるにもかかわらず、その中から28兆円もの、この18年度以降ですから、合併直後に使われて、だから、合併特例によりまして、かなりの部分が実はそういう形で使われたと。仮に年間2億円使えるとすると、先ほど平野議員も質問されておりましたが、市の道路整備や何かはかなり楽になる

ことは考えられるわけではありますが、そういう形できちんと位置づけてこの問題を見ていく、幸いというか新制度では、旧制度ほどの大きな減税はありませんが、それにいたしましても、やっぱりこういう減税を受けられるところは、ごく限られた企業でございますので、やっぱりこの収入が市民の暮らしを直接支える財政であるということを考えたら、私はもう少しきちんと検討した上で対応していただくことが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、この一般質問、あるいは先ほどの質問を聞いておりましたが、財源の問題が非常に大きな皆さんの悩みになっておりますが、私は、市長もかつて言われたことがあると思いますが、やっぱり大企業の内部留保をきちんと使うとか、もともと消費税が社会保障のためにということで導入されたわけではありますが、実際には、今日までの実情を考えれば、法人税の減税にほぼその90%が充てられております。もともと国の税収の主要部分は、一定の割合を地方交付税として市町村財政のために使うということにされておりますが、ここが消費税増税分の8割、9割が実際にはなくなっていくということであれば、本当に市長もいつも、こんな状態では、地方が成り立つような状態、きちんとしてもらわなければとてもやっていけないということをおっしゃられるわけではありますが、その一番土台がまず税制の面で国が壊していること。

それからもう一つは、企業減税もそうありますが、個人所得税におきましても、1億円を超えると実効税率がどんどん下がっていくと、その最大の理由は、特に大資産家で株等の要するに配当や売買利益、こういうものは20%の分離課税でありますから、実際には年収1億を超えるような人たちなら、40%、50%という通常課税ならなるわけではありますが、そういう形になって、したがって1億円を超えるとどんどん実効税率が下がっていくという仕組みにもなっております。こうした税制の民主化をきちんとすること。

さらに、非正規雇用が拡大をして、やっぱり働く人たちの収入が減っていることとあわせて、今、安倍内閣の働き方改革で大きな問題となっておりますのは、自由な働き方がしやすい環境整備ということで、フリーランスと呼ばれる個人事業主や請負委託などの働き方が広がり、実際には形態からいうとほとんど一般の勤労者と変わらないような契約や条件であるにもかかわらず、既に1,122万人がこういう働き方をしていると。一例を申し上げますと、佐川急便の孫請事業主は、午前8時から午後10時まで、50件、60件の配達をしても1件当たりの単価は135円で、手取り収入が約18万円、ガソリン代などを引くと手元に残るお金は1カ月13万円だと。こういうむちゃくちゃなことが労働基準法や何かの規制が一切なしでできる仕組みをどんどん拡大しております。

やっぱりこういうものをなくして、きちんと国民の暮らしができるように働き方をすることを通じて、個人住民税がきちんと担保されるような仕組みを国に強く求めていくこと、税

制の民主化とあわせて、やっぱり国民生活の土台をしっかりとするという、ここを抜きにして、今、私は財政再建というのはとても考えられないというふうに思っておりますので、やはりこういう立場からしっかりした議論を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

今、三宮議員から税制の改正云々というようなお話がございましたけれども、ちょっと法律等々になってきますので、私のほうからは、まず企業立地の指定交付金のところについてお答えをさせていただきます。

企業立地の促進に関する条例につきましては、本市の産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、市勢の発展に寄与することを目的に、平成16年度に施行され、平成28年度までに11年間、奨励金の交付企業数は延べ20社、交付額は約19億円となっております。

この条例は、先ほども議員少しお触れになりましたが、平成26年10月に一部改正をしております。主な内容については、次のとおりでございます。

1つ目に、地域要件及び土地の取得要件を廃止し、地域を市内全域として指定業種を定めております。

2つ目に、敷地の定義を、新設の場合は、敷地面積を3,000平方メートル以上から1万平方メートル以上とし、増設の場合は、既存の敷地とは別に3,000平方メートル以上の拡張により、合計が1万平方メートル以上の一団の敷地といたしました。

3つ目に、奨励金の交付期間を5年から3年間に短縮し、算定金額は新条例では2分の1とし、各年度の上限額を1億円といたしました。

このような内容で改正し、平成31年9月30日まで延長をしたところでございます。

今後の奨励金の状況でございますが、旧条例対応が川崎重工東工場で平成29年度より5年間、新条例で対応する企業は3社が既に指定済みでございます。さらに、数年先には競馬場隣接地17ヘクタールでございます。弥富第1貯木場南側の分譲地約4ヘクタールや、その南側が造成中で9.6ヘクタールであり、今後も企業の進出が見込まれます。

新規事業所建設に当たりましては、初期投資が高額であり、企業にとっても相当な負担が必要であると見込まれます。県内のほとんどの市町村において、産業立地の優遇制度を実施しております。このようなことから、事業所建設時に奨励金が助成されることは、企業誘致をする上で大変有効であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げていきたいと思いますが、1つ数字の点で少し大きく食い違うところがございますので、また後ほど、私どもの所管と精査していただきたいわけですが、今まで11年間でその交付額、企業という方に対して奨励金



の交付金制度で、交付額は19億2,000万で私どもは捉えておるわけですが、先ほど三宮さんの御質問では28億という形で、これは将来にわたって、まだまだこれから先に対しての加算もされているのではないのかなというふうに思っておりますので、今までの28年度末との数字と食い違っていることを御確認をいただきたいというふうに思っております。

私ども基礎自治体としては、基礎自治体としてしっかりと生きていかなきゃならないということで、国との連携だとか、県との連携というのはもちろんあるわけでございますけれども、市としてどう歳入を確保していくかということは、基礎自治体として当然考えていかなきゃならない。そして、県のほうに要望し、国のほうにも要望していくということでございます。

今、私は、全国市長会の税制調査会の委員をさせていただいております。国のほうに対する要望ということについては、これからもしっかりやっていきたいわけでございますけれども、やはり基礎自治体がしっかりと確立していくということが大条件になってまいりますので、そういった中における法人税の問題であるとか、あるいは交付税の問題であるとか、最近よく消費税の問題がまた出てきておるわけでございますけれども、こういったような問題。また、個人資産ということの問題についても、税制調査会のほうで議論をしていきたいというふうに思っております。

しかし、我々基礎自治体は、基本的には大変厳しい社会保障・税一体改革という形のものをお願いしていくわけですが、平成31年10月に消費税が8%から10%という改正が現状あるわけでございますけれども、これはお願いしていかないと、社会保障が、医療、介護、福祉がもうもたないということでございます。もう何回も申し上げておるわけでございますけれども、政府がどのようにこれからの動向の中で御判断されるかわかりませんが、もしこれが改正されなかった場合においては、改正された場合においては、現状の消費税プラス弥富市としては2億1,500万、次年度から消費税の交付金で来るわけでございますので、いわゆる社会保障費にそういったことが充てられていくということでございますので、大変死活問題でございます。国がそうできない場合においては、代替財源というものを確保していただかないと、なかなか厳しいというような状況でございます。

先ほどの全国市長会の税制調査会でも、この消費税の問題を取り上げさせていただきまして、やはりしっかりと前へ進めていただきたいというのが我々の立場でございます。そうでないと、大変厳しい状況が続いているということでございます。

また、企業立地の交付金等につきましては、平成31年9月30日までが現状の限度でございますので、これを延長するかどうかにつきましては、また議員各位としっかりと議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長から提起がありました、ちょっと数字違っておるんじゃないかというお話ですが、これ事務局とも確認いたしまして、要するに旧条例が川崎重工のこの今の分を含めてでありまして、29年度予算のような状態が続くとすると、川崎重工の旧条例による分を合わせると28億円になるということでありまして、それは既に事務局と確認済みのことでございます。

〔「年度末が違うということ」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） 年度末じゃなくって、旧条例で決めた、もう川崎重工が最後ですから、これが終わったところということでありまして、今の28年度なり、29年度ということではありません、それはね。ただ、実際には、この条例によって、要するにいただいたで税金をお返しするということがあるということは事実でございますので、御了解いただきたいと思います。

今、市長のほうからもお話がありましたが、結局、社会保障のためにということで消費税が導入されても、その一方で、小泉内閣以来の法人税の軽減ですよね。このことによって、本来地方交付税に回る部分のかなりの部分がなくなっていったって、その分を消費税で賄っていくということでもありますので、社会保障のために使うという名目は、結局、従来一般税源で賄っていた部分を消費税で賄っていくということでありまして、だから、税金そのものがそんなに消費税を入れてもふえてないんですね。ここに大きい、せっかく多くの皆さんの善意で社会保障のために使われるから、少子化や高齢化のためになるんじゃないかと思って、我慢をして払っておられるわけであります。そういう状況では、やっぱりないということですね。ここをやっぱり直していくことと、それから本当に日本の税制が年収1億円を超えるような株の配当だとか、売買利益をかなり大きな割合で持っておる人たちについては、ちょっと以前までは、まだ私たちのただ同然の預貯金の利息が20%のときでも、10%で、特例で引き下げた部分がずうっと続いていましたよね。そういう税金の集め方、使い方に非常に大きな問題があることが、やっぱり今日のこういういろんな地方の深刻な悩みをつくり出していることと、働き方がどんどん悪くなっていったって、非正規が蔓延するということとあわせて、今申し上げましたような本来は雇用として、労働者として保護されなきゃいかんような人たちが多様な働き方という名目のもとで、実際には個人事業主だとか、そういう扱いになって労働基準法の外に持っていかれて、収入の面でも、社会保険制度の面からも疎外されていくというような国の仕組み、土台そのものがどんどん壊されていく。

そして、まだ弥富なんかは税金ふえておるんですが、地方は、どんどん税金がふえない、市長が先日もおっしゃられましたが、東京以北では、不交付団体は一つもないというよう状態というのは、やっぱり国の、これは地方が強く要求しておりますが、税源をきちんと仕事に見合った形で地方に配分するということが、きちんと担保されないこととあわせて、もと

もとのいただけるはずの、当然負担していただくものがされない。そして先ほどもちょっと申し上げましたが、今、企業が立地するのは奨励金があるとかそういうことじゃなくって、実際に利益が上がる見込みがあるかどうかなんですよね。奨励金の1億や2億というのは、そんなに問題にならない状態で、ここ弥富に立地している最大の理由は、西部臨海工業地帯があって、あるいは奨励金なしでたくさんの倉庫や運輸関係の事業所が入ってますよね。これは、やっぱりここに来れば仕事が便利だったり、利益が見込めるということでありまして、今、私申し上げましたように、400兆円を超えるうちの半分以上が現金や証券でため込まれて、こんなことは日本の歴史上なかったことが行われておることが日本の経済を麻痺させる。そして、その土台の働く人たちがちゃんとした収入が得られない。

そして、一番大きな問題は、もう早くから大きい問題になっておりますが、どんどん子供が減っていく。弥富も19年4月から子供の医療費無料を中学校卒業までに拡大したこととあわせまして、平島の区画整理の土地がそれ以前から売り出されたこととあわさって、受け入れるところがあったこともありまして、人口もふえる、子供もふえる。したがって、22年がピークで後はずっと減り続けていますよね。こういう状態でありますので、やっぱりそういう税、それから今の400兆円もため込んでおるうち、200兆円は設備投資や給料に回るんじゃないかって、そういう形になっておるということを、国の責任できちんと変えていくということを私は一番中心にさせていただくことが、今、市長会を初めとする全国の地方自治体が望んでいる必要な財政資源を私はしていただける一番土台になる方法ではないかと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 企業もゴーイングコンサーン、企業の存続と発展ということを常に考えながら経営をしてみえるわけでございます。また、グローバルというような状況の中で、世界との競争の中で打ち勝ていかなきゃならない、そして企業そのものが存続発展することが、次のまたいいサイクルにつながっていくと、雇用であり、所得であり、それが消費の拡大に結びついていく、いわゆる景気動向については、企業としても、再設備、設備投資をしていくということが大変重要であろうし、また個人消費という消費の伸びが大きく景気を左右してくる、この循環というのは基本にしっかりと押さえたいかなきゃならないというような状況だろうというふうに思っております。

そうした中で、今現在、企業がどういう立場にあるかということは、それぞれの特に上場企業と日本の発展というか、日本の存在というか、そういったことには、密接に関係してくるというような状況であろうというふうに思っておりますので、一概にため込むことが悪ではないというようなことを御理解もいただかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 奇跡の高度成長と言われた、私たちが今の「ひよっこ」の時代というんですか、NHKで放映している「ひよっこ」の時代ですよね。私も、高知県から中学校を卒業して集団就職で名古屋に出てきたわけですが、この時代は、日本全体は貧しかったけれども、企業がため込む割合も少なくって、給料や設備投資に回して、中小企業は元気でしたよね。これがやっぱり、奇跡の経済成長を支えた大きな柱だったんですよ。

今は、400兆円のうち200兆円も現金や証券でため込んでおるなんていうのは、極めて異常ですよ。しかも、例えば個人のあれでも、1億円を超えるとどんどん実効税率が安くなっていくなんてのは、そんな時代には絶対ありませんでしたよね。ちゃんと利益を上げた企業は税金を払うし、個人もそのように払うと。だから、非常に所得のある人たちが大きな負担をしていただいて、そうして日本の発展を支えてきたんです。

今はもう、海外で利益を上げて、子会社から配当で受け取れば5%の税金を払えば済むなんていう仕組みがありますから、結局、投資はもうかる投資しかしないということで、さっき申し上げましたように、ほとんど安倍内閣になってから設備投資はふえていないんですね。そういう状況の中で起こっている問題。あるいは、法人税が消費税の90%ぐらいまで法人税の減税に、実際には税収が法人税のほうが減っていつていることが、地方に対する配分、交付税がきちんと出せない最大の理由になっておりますので、ここはひとつ事実をよくお考えいただくことをお勧めしまして、あと特に今回の私、決算で気になったことは、一般会計の支払利息については一番借入れが多いわけですが、1.5%以下の借入額が84.2%、1.5%を超えるものが15.8%という状態ですが、公共下水道につきましては、1.5%以下は、借入れた時期もあると思いますが約37%、それから1.5%を超えるものは63.3%というような割合になっておりまして、非常に今後も多額の借入れになっていくわけですが、非常に高い、現状でいいますと、調達は本当にただ同然で調達できるわけですから、こんなもっと安い利率にしてもらおうような、ぜひ働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 質問にお答えさせていただきます。

下水道事業は、建設時に集中する負担を施設利用する後の世代に負担してもらうことにより、世代間の負担の公平を図るため、地方債の発行が認められています。

下水道事業は、事業の性質から起債に関しましては、長期の償還期間を設定することが一般的であり、弥富市においても長期の償還期間、大半が30年となっております。地方公共団体金融機構資金においては、一部28年というものもありますが、そういった期間を設定しております。

借入利率につきましては、固定金利で償還期間が長期のものほど高く設定されますので、

比較的償還期間が短期、10年とか20年になるわけなんです、そういったもので設定される一般会計の起債よりも高い利率のものが多くなっているのが現状でございます。

全国的な借入利率のこれまでの傾向といたしましては、平成2年ぐらいを頂点とし、それ以降下がりはじめ、長期の利率が2.5%を下回るようになったのは平成10年ぐらいからで、1.5%を下回るようになったのは、平成25年ぐらいからになります。そうしたことから、平成7年から起債の借入れが始まりました農業集落排水事業の借入利率では、2.5%を超える起債が多くあり、また平成16年から起債の借入れが始まりました公共下水道事業につきましては、当初からの9年間における1.5%を超える利率の起債が多くあるため、そういった比較的利率の高い起債の全体に占める割合が高くなっております。

下水道事業の利息を下げる手段の一つとして、利率が下がっている現在、過去の起債の借りかえ等が考えられますが、政府系資金の起債は、繰り上げ償還した場合には、当初予定されていた利子を含む支払予定額の残額を補償金として支払わなければならないことや、元金償還に充てる新たな起債による利息が発生しますので、借りかえによる有利な点がございません。

公共下水道事業は、今後も事業を継続してまいりますので、起債の借り入れにつきましては、適切に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 全国の市町村の財政困難の原因の大きな要因、特に人口密度が低いようなところは、公共下水道の負担が非常にどこでも大きくなっておりまして、全国的には、もう公共下水道に頼らないような整備へ、特に東北なんかは踏み出しているところが多くなってきておりますが、我がまちとしては、基本的な部分は公共下水道という選択をしておりますので、これは弥富ばかりじゃなくて、この時期、あるいは以前からのものもありますが、長期だからということで、今言ったような、それは国や仮想の理屈かも知れませんが、一般会計等がずうっと同じ時期というよりも、もっと前から借り入れてきておりますよね。以前のものが返済も済んでおったり借りかえもしておることもありますが、やっぱりこれ全国の地方自治体が大変、こういう超低金利で、国民なんか預貯金はもう定期預金が0.0何%の時代ですからね。こんな利息を払うのが当たり前ということは、幾ら何でもちょっと納得がいきませんので、ぜひこれは市長会等でも御検討いただいて、国に対して地方、特に多くの市町村が苦しんでいるということは、一番全体の中で大きい悩みは下水道事業ですので、なかなか料金で必要な費用がとれないということも百も承知ですから、やはり必要な支援を地方から声を上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 下水道事業は御承知のように、私どもとしては特別会計で位置づけさ

せていただき、大変多額な投資、そしてまた国のほうの補助で2分の1、そして私ども一般財源から2分の1で肅々と進めさせていただいておるわけでございます。

一昨年、10年概成で、国のほうからの通達もあるわけでございますけれども、私たちは、この4市2町で、日光川流域の下水道事業につきましては、まだスタートが非常に遅い段階からスタートしているわけでございますので、10年概成で整備ができるはずもございません。そういった中においては、国の支援がこれからも20年ぐらいは必要になってくるわけでございますけれども、それは肅々と進めていくということでございます。しかし、10年概成で、どこまでどういう形で国のほうが10年たったときに判断されるかわかりませんが、それまではしっかりとやっていきたい。21世紀の環境整備というような状況の中でしっかりとやっていきたいということでございます。

しかし、これは先ほども言いました大きな負債を抱えてやっておるわけでございますけれども、それに対しては、金利というのは非常に大きな要因であるわけでございます。そうした方については、低金利ほどいい条件はないわけでございますので、こういったことについてはよく精査をしながら、また県・国のほうに要望していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、私の予定の質問はここまででございますので、あとは決算委員会のほうでさせていただきますので、本日は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案13件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時31分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

平成29年 9月27日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼
収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長 | 山下正己 | 児童課長 | 大木弘己 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村瀬修 | 商工観光課長 | 大河内博 |
| 土木課長 | 伊藤仁史 | 下水道課長 | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 安井文雄 | 図書館長 | 山田淳 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石田裕幸 書記 土方康寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- （追加提案）
- 日程第15 議案第41号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

- 日程第18 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第19 発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出
について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と堀岡敏喜議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第 4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 認定第 1 号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 2 号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 3 号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第 4 号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 5 号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 6 号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 7 号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第 2、議案第35号から日程第14、認定第 7 号まで、以上 13件を一括議題とします。

本案13件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第36号弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について及び議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件であります。

本委員会は、去る9月15日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第36号を審査いたしました。

委員より、この条例の内容はとの質問に、市側より、駒野地区を市街化区域に編入し、地区施設や用途制限等の地区計画を定めるため必要となる手続について定める条例ですとの答弁があり、さらに市長より、名古屋競馬場がトレセンへの移転が決定しており、その中で、全体の74ヘクタールのうち、未利用地の17ヘクタールを競馬場以外の土地として使っていきたいとされている。しかし、現在は市街化調整区域で用途が限定されているため、市街化区域に編入して地区計画を定めていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員より、8月に実施された都市計画マスタープラン一部改定のパブリックコメントと今回の条例とのかかわりはとの質問に、市側より、市街化区域に編入するためには、その区域が上位計画に定められている必要があるが、現在の都市計画のマスタープランでは、競馬場が移転される駒野地区にはそのような位置づけがされていないことから、マスタープランを一部改定した上で市街化区域に編入し、よりよいまちを形成するため地区計画を定めるものですとの答弁がありました。

続いて、議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）では、委員より、地方交付税、臨時財政対策債が前年決算額と比べてふえている要因はとの質問に、市側より、算定のもとになるのは基準財政収入額と基準財政需要額との差であり、地方消費税交付金、株式等譲渡所得割交付金等の基準財政収入額へ算入する額は前年度の交付金をもとに算定するため下がり、高齢者の増加などで社会福祉費等の基準財政需要額は上昇したことにより、差が開きふえたためですとの答弁がありました。

また、他の委員より、財政調整基金繰入金は今回の補正で2億7,000万ほど減額計上されているが、実際の残額はとの質問に、市側より、17億7,000万円ほどですとの答弁があり、さらに、以前、財政調整基金は10億円ほどは必要だと言われたが、今後庁舎などがあり、10億円を下回っていく可能性があると思うが、下回った場合、復活するような予定はとの質問に、市側より、できるだけ財政調整基金を減らさないようにやっていきたい。そういった意味において行政改革を徹底的に進めていく。今後の予定は、大型事業が済んで財源に余裕ができれば積み立てを考えていきたいとの答弁がありました。

また、金魚関係団体活動助成事業の防鳥対策費補助金として110万円計上されているが、関係団体からどのような声が聞かれたかとの質問に、市側より、組合関係者全てにアンケートを実施し、平成25年度まで資材購入費を補助していたものを再度要望する声がありましたとの答弁がありました。さらに、補助はいつから使えるかとの質問に、市側より、議決をいただきましたら早期に施行予定でございますとの答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る9月19日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）から議案第40号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、議案第38号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）において、委員より、高額療養費増加の主な原因は、また増加の要因にC型肝炎の新薬は関係しているかとの質問に、後日、市側より、心臓の手術、がんの手術が主な増加の要因として上げられます。また、C型肝炎は実績で8件あり、投与には約3カ月かかることから高額療養費に影響される要因として考えられますとの報告がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号から議案第40号までの4件全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈決算特別委員長お願いします。

○決算特別委員長（炭竈ふく代君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。

本特別委員会は、去る9月22日に、午前9時30分より、委員全員と委員外4名の出席により開催しました。

当日は総務部、開発部、民生部、教育部の順で、それぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査では、法人市民税は前年度より減額となっているが、大きな要因は。法人市民税は今後ふえていくか、減っていくかとの質問に、市側より、税制改正により法人市民税の法人税割が12.3%から9.7%に改正されたことによる要因と考えられます。景気に左右されるため予測は大変厳しいですが、現状は対前年比やや減少となっています。また、平成28年度地方税法の改正により法人税割が9.7%から6%に改正され、平成31年10月

1 日以降に開始する事業年度から適用されるため、今後も減収は続くことが予測されますとの答弁がありました。

また、地方消費税交付金の内容はとの質問に、市側より、消費税が5%から8%に引き上げとなった平成26年4月から、引き上げ分については全額社会保障4経費、年金、医療及び介護社会保障給付並びに少子化に対処する施策に要する経費に充てることになったため、地方に配分される地方消費税分も充当している社会保障経費の内訳を明確にしていますとの答弁がありました。

続いて、開発部での審査では、狹隘道路事業で前年より実績金額が減っているが、申請者が少なかったのか、地主の協力が得られなかったのかとの質問に、市側より、実績金額だけで見ると対象地が市街化区域か、調整区域か、また地目によって大きく変わってきます。狹隘道路協議は9件ありましたが、そのうち寄附に至ったのは2件です。この事業は、基本的に個人が申請者になるので、土地所有者の了承のない地元申請は原則的にはありませんとの答弁がありました。

また、他の委員より、交通安全施設整備工事のカーブミラーの設置の14基は、凍結防止の仕様になっているかとの質問に対し、市側より、対象のカーブミラーは全て凍結防止仕様になっていますとの答弁がありました。

午後からは、民生部、教育部について審査いたしました。

民生部での審査では、委員より、市子ども会連絡協議会補助金86万円が例年より増額になっている要因はとの質問に、市側より、例年は56万円支給しているが、昨年度は、市制施行10周年記念事業のため30万円加算し支給しました。その内容は、各8学区子ども会の活動に充てた3万円ずつの補助と、10周年を記念した子ども会大会の参加賞及び景品代として支給しましたとの答弁がありました。

また、国民健康保険特別会計では、委員より、前年比と比べ決算額が全体的に減少しているが、その詳細はとの質問に、市側より、決算額については、前年度と比較してほぼ減少傾向となり、主なものとして、歳入では、被保険者数や医療費支出の減少により保険税、国庫支出金が減少し、さらに9,000万円ほど基金の取り崩しによる繰入金が増加しました。歳出では、9,700万ほどの保険給付費の減少、諸支出金では、決算額より27年度国庫負担金による返還額が大きかったことによる減少などが上げられますとの答弁がありました。

最後に教育部では、委員より、就学支援事業の入学準備金を入学前の3月中に支払えないかとの質問に、市側より、現段階では要綱上支給することはできないが、今後、既に支給しているところを参考に、周辺地域で不平等のないよう認定期間をどうするか、どの時点の所得で把握するかなどの課題を解決して、本市でも入学前に支給できるよう検討していきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行いました。

認定第1号及び認定第3号から認定第7号の6件に対し、反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、反対討論がありました認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての6件については、賛成多数で原案を了承し、認定第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしを確認したので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、ただいま提案されております認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をさせていただきます。

下水道を除く5つの案件に共通しておりますのは、本当に今、国民の暮らしが大変である、弥富市でも市民の皆さんの暮らしが大変になっている中で、さまざまな法律で定められました健康で文化的な最低生活を守るという課題が、実はその多くが市町村長の責任として定められ、法律や条例でも定められて、当市でも施行されておりますが、やはりそういう深刻な事態が進行しているということについて、議会や、私は当局の共通の認識がなかなかつくられておらず、本当に弱者に寄り添った、弱者の権利をきちんと守るということを実行するというので、かなり私はこの間の弥富市の姿勢には新しい情勢に即応していないのではないかという懸念を持っております。

実際に、どんなふうに市民の皆さんの収入が減っているかということを見る一つの基準は、

市税収入の動向にあると思います。とりわけ、所得に応じて税金を払う個人市民税でございますが、これがこの間、1つはたび重なる増税によりまして次々と値上げをされてきたこと、それから、これは市長会を初めとする地方六団体の努力によりまして、財源の一部を所得税から住民税に振りかえる税源移譲が交付税などの不足分を補うものとして行われておりますが、こうしたものによりまして、表面的に市税がふえていたり、あるいはそんなに減らなかったことが、私は市民の皆さんの収入の減少についてきちんと理解されていない背景があるのではないかと思いますので、少し立ち入って、ここで説明させていただきたいと思います。

弥富市の個人市民税の税収の大きな流れを簡単に説明しますと、昭和62年には1人当たり4万2,000円、これは旧弥富町ですね。平成4年にはバブルの絶頂期でありますから、1人6万4,700円だったものが、平成16年には4万880円ほどになっておりました。そして、先ほども申し上げましたように、最初の老年者控除の廃止だとか、それから住民税の恒久措置と言われていました15%の定率減税が廃止をされたことによりまして、そして税源移譲が行われたことで、その後の市民税のピークは平成20年の1人当たり6万182円であります、これが平成23年には5万3,200円に下がり、その後、さらに年少扶養控除が廃止になったことで、恐らくその当時で年間1億円ほどの増税があったというふうに税務担当者から聞いておりますが、平成28年度の実績では、これは私が昔の資料を使っていることから、日本人1人当たりということで算出した数字でございますが、5万7,988円であります。

これを見る限りそんなに減っていないというふうに表面的には見られるかもしれませんが、実際には、例えば平成27年度の国が示しております仕様で見ますと、所得税の一部を振りかえた税源移譲分が5億100万円、そして税源移譲分の振りかえ分を除いて、あるいは均等割を除いた税収のいわゆる定率減税の廃止によります増加分は2億8,900万円あります。老年控除や年少扶養家族がもう少し多いと思いますが、少なく見積もって1億5,000万円としますと、何と増税と税源移譲によってふえた税収が9億4,000万円もありまして、それで27年度にどれほど影響があるかということで見てみますと、27年度5万7,000円でございますが、2万1,800円を差し引くと3万5,000円ほど市民1人当たり税収になっているということでございます、これは既に以前からマスコミでも問題になっておりますが、実際に使える税金だとか社会保険料を除いた可処分所得は30年前より減っているというふうに言われておりますが、そのことが現実にもこのまちでも起こっておる。しかも、一方で所得格差が大きくなって、収入の多い人はどんどんふえていくということがありますので、特に底辺の人たちの暮らしは一層深刻になっております。

こうした中で、市税の最低生活を下回る人たちに対する減額や免除、あるいは長期の滞納分に対して滞納処分の停止だとか、それから延滞金の減額や免除、こういう法律や条例、規則で定められた、あるいは国税が行っているような対応が、残念ですが非常に弥富はやっぱ

り弱い。そういう制度がほとんど活用されていないというのが、介護保険や国民健康保険制度も含めてあります。

それに加えて、市や県が行っておりますさまざまな弱者支援の仕組みの中には、障がい者などに対する手当制度だとか、医療費の免除制度だとか、そういう措置もございますが、この面でもこの機会で明らかになりましたように、介護認定を受けていて、他人の支援がなければ日常生活を送ることが不便だということで介護を受けている皆さんの、平成28年度では60%が障害者手帳を持っていない、900人を超える人たちが持っていません。弥富市の身体障害者手帳、それから精神障害者福祉手帳を含めると、2,000人近い人が障害者サービスを受けているわけですが、介護を受けている人の6割近くがそのサービスから除外されておりまして、医療の無料制度だとか手当制度からも除外されておるとか、あるいは一定以上の重い障がいの人たちについては、国によります月額2万6,000円から3万3,000円相当の特別障害者手当の受給の制度もありますが、多くの人たちがこういう制度があることも知らないし、どうしたら申請することも知らないという状況が続いておりまして、この面では本当に高齢者のひとり暮らしだとか、あるいは障がい者の人たちが仕事がないとかという状況が進んでいる中で、生活保護を受けずに大変な暮らしをしている人たちも少なくないわけですから、そこの救済が、法律や市条例でも市町村長のということで定められておりますので、ここは本当に改善を急いでいただいて、市長がよく言われます市役所は市民のために働くところということが、名実ともにこうした厳しい時代に実行されることを強く求めています。

財源の問題で簡単に申し上げますが、1つは、私は今、国や地方が苦しんでいる最大の原因は、社会保障のためにといって消費税を導入しましたが、実際にはそうではなくて、この同じ時期に消費税の90%近い法人税、国税と地方税を含む法人税が減額されていることが、非常に社会保障もうまくいかないだけではなくて、財政赤字の解消もできない大きな原因になっていると思います。これまで、その最大の理由は、大企業がもうかれれば、必ずそれは中小企業で働く人たちに回るということを理由にしまして減税をやりました。

しかし、実際に減税をやった結果どうだったかといったら、先ほど発表されましたように、10億円以上の大企業法人は400兆円を超える内部留保を抱えている、しかもその半分以上が設備投資だとかそういうものではなくて、現金や株券などで賄われておりまして、働く人たちの給料に回らない、売り上げが低下した中で利益だけ上げていく、それは働く人たちの暮らしを犠牲にして、あるいはお年寄りの年金を削って、そういう負担が、費用が大企業のほうに、あるいは大資産家に流れていく。こういう仕組みの中で非常に日本の経済が循環型でないものになっておりますので、こうしたものを直していくということについては、市長も必要性を認めておりますし、国に強く要請していくということもおっしゃられておりますが、

もう1つ、そういう影響の中で、例えば愛知県は日本中で2番目に、東京都に続く財政力がある県でありますし、弥富市もこの海部地方では財政力指数でいうと、飛島村は例外ですが、それ以外では1番のところではありますが、こういうところでやっぱり大企業がもうければという大きな流れの中で、愛知県は特に大企業に対する減税を進めております。

弥富市もそうした流れの中で、企業に対する奨励交付金を平成18年度から続けてまいりましたが、こういう費用負担というのは本当に財政圧迫しており、愛知県が財政が厳しい厳しいと言っている大きい理由は、愛知県は現在は地方交付税の交付団体であります。そういう中でそういうお金を抜けば、当然、市民、県民の暮らしに回す、あるいは県行政に回す財政は厳しくなるわけでありまして、弥富市の例だけで申し上げますと、平成18年からですが、18年は頭出しみたいで、実際には19年からの、今の旧制度によります企業誘致に対する奨励金は16年間で、18年含めると17年間になりますが、実質18年間で、29年度に予定しております川崎重工の奨励金がほぼその状態で続くとすると28億円にも上ります。これは、17年で割ると年間1億8,700万円ほどになりますよね。そこへ持ってきて、その77%は実際には、この中では並ぶことのないトップ企業の川崎重工業にいくわけですから、そういうところは税制上も優遇されて、どんどん内部留保がふえていくだけと、こういう仕組みを直さない限りは、私は本当に市民の暮らしや国民の暮らしを正していくという、こういう財政運営というのはなかなか難しいのではないかと。今後、こうした問題にもしっかりと行政として、議会としてメスを入れて、どうすればこのまちが市町村長に定められている健康で文化的な、そして弱者が救済できる行財政運営ができるかをしっかりと今後も議論をさせていただきたいと思っております。

さらに、弥富市が子供の保育料や医療費の無料制度、こういうものによって相当の支出増になっておりますが、もし愛知県が子供の医療費と2級以上の精神障害者の医療制度を一般の障害者医療制度と同じにさせていただくことができれば、弥富市の年間の医療費助成費が約8,000万円ほど浮くことになります。こういうことがやはり、全国でもトップクラスの県、弥富市もそんなに豊かだというわけではありませんが、全国の市の中ではかなり上位ですよ。ね。ここの予算を有効に使う、私は一つの方向だと思いますので、ぜひ、前にも市長は、私のこの間の質問に対して、愛知県と市町村の間には随分そういう問題に対する考え方の違いがあるから、そこはやっぱり時間をかけて直していかなきゃいかんとおっしゃっておられましたが、そういう方向で打開をすることで、本当に皆さんの暮らしの願いに応える施策ができるのではないかとということを申し上げたいと思っております。

保育料につきましても、21年間、今年度まで値上げを据え置いてまいりましたが、この大きい理由はやっぱり少子・高齢化対策とあわせて、これは自民党や公明党が政権公約の中でかなり早い時期に幼児教育費を無償にするということを言うておりましたから、それもあり

まして、市長も頑張るということで頑張ってきたわけではありますが、残念ながら結果的にはできなかった。今度の選挙の中でもいろんなことを言っておられますが、そういうつけ焼き刃的なやり方で解決できないのではないのかというのが多くの国民の声であります、一日も早く国による幼児教育の無償化を実現することを通じて保育料を、特に子育て世代が安心できるものにして、少子化対策の大きな柱になるように改善されることを強く望みます。

ほかの問題でも、特に介護を受けている人たちの中で、28年度末、60%の人が障害者手帳を持っていない、あるいは特別障害者手当を受給できる条件を抱えている人がいるのではないのかという質問をして、それに対して、1つは介護の調整会議でいろいろ知らせていくとか、あるいは市としてもそういう人たちに対する丁寧な案内状を出していくとかというふうに言われましたが、実際には複雑な制度でもございますので、やっぱりこういう問題に、本当にそういう人たちに寄り添って対応できるサポーターのような、職員のOBの皆さん中でそういうことに万能のある人たちの力もおかりするとか、そういうことも含めて、本当にそういう人たちに寄り添って、一つ一つそうした制度が活用できるようにして、そういう経験を市行政の中にしっかりと蓄積していく、そして市内の支援が必要な人たちが取り残されない、こういう市政の方向に進めていただくことを強く申し上げまして、介護保険だとか後期高齢者医療制度の問題も含めて、もともと国の制度が一番市町村が困っている原因でありますので、そこを変えながら、同時に法律や条例、規則で定められているそういう人たちの権利が守られる弥富市にするために御尽力をいただきたいと思います。

最後に、集落排水事業と公共下水道事業でございますが、これは決算委員会でも述べましたが、こういう事業を計画するときに、弥富市が公共下水道の計画に入るところには、総務省のほうも、全国市町村の財政困難が大きな原因の一つになっているから、事業計画をつくるときに、実際にこのまちにふさわしい下水道事業はどうするのか、どういうものにしなければならないのか、そして行政としての負担はどこまでできる、市民の負担はどこまでできる、それならこの範囲にということもきちんと決めてやるべきだということが、当時の総務省で文書で、市町村長だけではなくて、議会議長の皆さんにもちゃんと見てくださいという指示がありましたが、残念ながら当時の弥富町は、それは総務省が言っておることで、当時の建設省や県が大丈夫だと言っているからやると言っていて、そういう議論を棚上げにしてやったのが今の計画であります。

当然これは全て服部市長の責任ではないわけではありますが、そうは言っても、これは直していくということで、今後いろんな検討していくということは申されましたが、特に集落排水事業につきましては、実際の28年度の収支でも通常の経費と、それから当然支払い利息はそれに含まれるわけですから、それを含めた支払いリスクも入るわけではありますが、それを含めて支出は1億6,000万円、ところが収入は4,900万円です30%ですね。こういう事

業を、国や県がやっていける事業だといって市町村に押しつけてきて、大規模改修の対応や対策は何もないという、こういうような計画については、私はまずそれをすぐやっていける、それからそれで収益が上がるような計画を立てて市町村に勧めた県などの責任もありますが、同時にやっぱりいろんな議論がある中で、それを顧みずに安易に県や国が言っておるから大丈夫だといってやってきた責任もありますが、やっぱり今後の計画の事業の進行や計画の中でそうした点もしっかり見据えながら、市民負担を少なくするための努力を重ねていただくと強く求めて、そういうことができるまちでもあると思いますし、しなければならないまちだということを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 私は、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は弥富市制10周年に当たり、記念式典を初めさまざまな祝賀行事が行われ、全市民を挙げて祝うことができました。市政運営としては、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3点を基本方針として、これに沿った事業が適正になされたものと考えております。

平成28年度の一般会計歳入における市税収入においては82億7,242万3,000円で、対前年比3億4,209万5,000円、4.3%の増でありました。この増収の主な要因は、固定資産税の増加によるものであります。これは、市税収入の増加対策として、本市が長年継続して取り組んできました企業立地奨励金制度の効果によるものであり、評価できるものであります。

また、市税全体における収納率は97.1%で、前年度に比べ0.5ポイント上回り、収入未済額は2億2,034万円で、前年度に比べ4,065万5,000円減少し、収納対策が安定的に実行されているものとして評価できるものであります。

また、歳入全体に占める市税収入の割合は、55.5%で引き続き高い割合を占めており、今後も着実な市税収入の確保、向上に努め、また、税負担の公平性の観点からも、収納率の向上に努めていかなければなりません。

また、歳出面におきましては、土地改良事業、消防施設工事、道路改良工事、小・中学校修繕工事、子ども医療費助成事業等、限られた財源の中で市債を有効に活用し、適正に事業が執行されたと考えます。予算執行率につきましては、前年と同じ93.2%であり、本市の基本方針に基づく事業の予算執行がおおむね適正に執行されたと考えます。

また、監査委員から提出されました財政健全化審査意見書において、財政の健全度を判断する実質公債費比率を初めとする4項目の健全化判断比率についても良好であり、特に指摘すべき事項はないと報告されており、財政運営が引き続き適正に行われているものと考えます。

以上のように、平成28年度決算の状況を精査しましたところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと考えます。

また、先ほど述べましたように、健全財政が維持されていることを評価し、賛成に値する決算であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第35号から議案第40号まで、以上6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第40号まで、以上6件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

本日、服部市長より議案第41号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第41号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（武田正樹君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、交通事故で損傷しました保育所バスを修理するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第41号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億4,022万1,000円とするものであります。これにつきましては、8月に交通事故で損傷いたしました保育所バスを修理するため、修繕料240万円を増額計上するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

堀岡議員より発議第3号から発議第6号まで4件の議案が提出されました。この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第6号まで、4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第17 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第18 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（武田正樹君） この際、日程第16、発議第3号から日程第19、発議第6号まで、以上4件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、ただいま提案をされております発議第3号から発議第6号まで、4件の意見書の提出につきまして、提案の理由を説明を申し上げます。

1つ目に、発議第3号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成30年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

2つ目に、発議第4号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、保護者負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財政措置がなされる「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施するよう愛知県に対し要望するものであります。

3つ目に、発議第5号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、保護者負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に対し強く要望するものであります。

4つ目に、発議第6号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、道路事業におきまして、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、平成29年度までの時限措置をして補助率等のかさ上げがなされて、便利で快適な日常生活を支えるとともに、災害時には避難経路や救助活動のための道路整備を計画的に進めるために寄与しております。平成30年度以降も迅速かつ着実な道路整備により、地域の発展と安全・安心を確保するため、かさ上げ措置を継続されるよう国に対し強く要望するものであります。

以上のこの意見書4件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案をするものであります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしを確認したので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

発議第3号から発議第6号まで、以上4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案４件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議員派遣について

○議長（武田正樹君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成29年第３回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時56分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 堀 岡 敏 喜